季刊

### 分働総研

### クォータリー

2004年春季号

### 特集 戦争と平和、労働者・国民生活

ロング・インタビュー=坂本修弁護士に聞く "せめぎ合い"の渦中で、どこに"光"を見出すか

せのさ合い の消中で、とこに 元 を見出りか

経済の「軍事化」の進行と労働者・国民

藤吉 信博

### 国際・国内動向

世界で数百万人が「イラク侵略反対・撤兵」で決起 宮前 忠夫

「イラク」に見る米大統領選挙の行方 岡田 則男

労働者の権利を後退させる、

労災保険・職業紹介事業等の民間開放 小西 陽一

### 書評

D. ドーリング他編著·岩井浩他監訳『現代イギリスの政治算術』 金澤 誠一

ジル・A・フレイザー著

『窒息するオフィス・仕事に強迫されるアメリカ人』 田村 考司

### 新刊紹介

伊藤セツ著『国際女性デーは大河のように』 川口 和子

東京建築カレッジ「池袋北口職人大学」編集委員会編

『池袋北口職人大学』 今井 拓

河相一成著『市民の、市民による、市民のための日本国憲法論』 相澤 與一

### 労働運動総合研究所

最新刊

本体価格のほかに消費税がかかります。

## 石田頼房 著●A5判上製約400頁 本体4000円

2003

1868

者・学生、議員必携の一冊。巻末に29ページもの年表を収録する。 を通観する。 画の動きを加えた決定版。 前著『日本近代都市計画の百年』を大幅に加筆。その後に年間の都市計 都市計画・まちづくりにかかわる住民、自治体職員、 明治以降今日までの、わが国都市計画のあゆみ

## 現状と課題

中山徹・ 杉山隆一・保育行財政研究会 編著

般財源化のねらいと今後の課題をさぐる。 自治体が取り組んでいる幼保一元化・一体化施設から教訓を学ぶととも 国が保育制度改革の仕上げとして実施しようとしている幼保二元化・ A5判125頁 本体1238円 中!

国・地方=抜本的大増税のシナリオ

# 税負担

国・地方合わせた大増税のシナリオだ。 が削られて描かれるようになった。その真意は、 小泉内閣のすすめる「抜本的税制改革」は、『広く薄く』から『薄く』 熊澤通夫 著●A5判197頁 本体1800円 低所得者ばかりでなく、

# 地方制度調査会「答申」を読む

答申・年表などの資料つき。 治保障の視点から、「構造改革」政策が描く地方自治像の論点を解説する。 合併推進の具体策。その先には、道州制のシナリオも。憲法の求める地方自 第7次地方制度調査会の答申を受けて制度化されようとしている新たな 渡名喜庸安(となきょうあん) 著●A5判119頁 本体1500円

柴田徳衛版東京物語

# 東京の常識は世界の『非常識

由来ずることが見えてくる。「目からウロコ」のエッセイ集。 住むと、東京のそれが非常識であること、日本全体の非常識に 東京に暮らして当然の常識としていたことも、西欧の都市に 柴田徳衛 著 本体1300円

### 現代地方自治と地方財政 現代自治選書

革をめざして書きおろした、地方行財政の最新のテキスト。分権社会の実現とそれを支える分権的税財政システムへの 本体2500円

# 社会サービスと協同のまちづくり

●「構造改革」と保健・医療・介護・福祉

労働者と地域住民の協同のとりくみから、その対抗軸をさぐる。 福祉・保健・医療を利潤追求の場につくりかえる社会保障 地域と職場への具体的影響とその意味をあぶりだし、 篠崎次男·日野秀逸 編著 本体2800円

発 売

### 「構造改革」と自治体再編 ●平成の大合併

度から分析した共同研究の成果。 地方自治のゆくえ 治体に何をもたらすか実証的に解明、 正念場を迎えた「平成の大合併」。今日の「構造改革」政策が自 加茂利男 編著 その矛盾・不合理を様々な角 本体2800円

# 地方財政構造改革とはなにか

三位一体の改革」と自治体財政

団体などでの議論の内容と、都道府県・市町村への影響を、Q& A方式で解説する。 はなにか。その改革をめぐる政府・各種調査会や審議会、地方六 「三位一体の改革」(地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲)と 平岡和久·森 裕之 本体1600円

治体研究社

〒 162-8512 東京都新宿区矢来町 123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

### 労働総研クォータリー

第54号 (2004年春季号)



### —— 目

### 次 ———

特	集●戦争と平和、労働者・国民生活		
	■ロング・インタビュー=坂本修弁護士に聞く		
	"せめぎ合い"の渦中で、どこに"光"を見出すか		2
	■経済の「軍事化」の進行と労働者・国民 藤吉	信博	26
国際	・国内動向		
	■世界で数百万人が「イラク侵略反対・撤兵」で決起 宮前	忠夫	35
	■「イラク」に見る米大統領選挙の行方 岡田	則男	40
	■労働者の権利を後退させる、労災保険・職業紹介事業等の民間開放 小西	陽一	43
書	評 ● D. ドーリング他編著・岩井浩他監訳『現代イギリスの政治算術』 金澤	誠一	47
	● ジル・A・フレイザー著『窒息するオフィス・仕事に強迫されるアメリカ人』 田村	考司	48
新刊	紹介 ● 伊藤セツ著『国際女性デーは大河のように』	和子	49
	● 東京建築カレッジ「池袋北口職人大学」編集委員会編『池袋北口職人大学』 今井	拓	50
	● 河相一成著『市民の、市民による、市民のための日本国憲法論』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	龃一	50

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

### 坂本修弁護士に聞く

### "せめぎ合い"の渦中で、どこに"光"を見出すか

編集部 坂本さんは、いま国民が直面している 事態を「かつてない重大な情勢」「かつてない"せ めぎ合い"」と特徴づけられています。坂本さん は、昨年10月、自由法曹団の団長に就任されまし た。長い間、労働者・国民の側の弁護士として活 動してきて、いまの情勢をどのように見ているの か、渦のなかでどこに"光"を見ているのかなど、 実感も交えて縦横に話してもらいたいと思います。

自由法曹団が中心になって呼びかけた市ヶ谷の 防衛庁包囲の2月5日のキャンドル・ナイトで坂 本さんの挨拶(18頁参照)を聞いた会員の中から も、「ぜひインタビューを企画しろ」という強い要 望がありました。今日は大変お忙しい日程を割い ていただきありがとうございます。最初に、情勢 をどう見ているのかからお話しください。

### "志"・活動の原点としての憲法

坂本 戦後半世紀を超えて、「かつてない激動の情勢」であり、「かつてない"せめぎ合い"」の渦中で生きていると実感しています。もちろん、私には分からないことがたくさんあるのですが、激動の情勢のどこに"光"を見、どう立ち上がるかを自分自身の問題として、この数年考えてきました。こういう機会を与えられたことを感謝したいと思います。

私が、自由法曹団の団長であることは間違いないし、その責任を痛感していますが、今日の話は一団員、一人の弁護士、もっといえば戦前の日本をも経験している一人の普通の人間の思いとして、自由に話させてください。

私は中学一年の時に敗戦を迎えました。軍国主義教育を受けた骨の髄までの「軍国少年」で、先生に鬼畜米英の上陸に備え、一人で二人を殺せといわれ、夜な夜な出刃包丁を研いでいました。敗戦後の食糧危機の中で一人の兄が結核を再発させ

て死に、もう一人の兄は、特攻隊が出撃するフィリピンのクラークフィールド飛行場から最後の病院船で帰ってきましたがやはり結核で死にました。若かったから悶え苦しむような死で、見ていられない状態でした。母は兄達の看病に命をすり減らし数年後に脳腫瘍を発病して亡くなりました。

私はそういう経験を通じて、憲法の値打ちを知りました。戦前のような日本に後戻りはさせない、戦争放棄、言論の自由や思想の自由の保障、人間らしく生きる権利を認めた憲法が実現する日本をつくる、そのために生きたいと思って弁護士になりました。ところがいま、そのすべてが危ういかつてない状況に直面していると痛感しています。黙っておれない、「戦争をする国」への「逆流」をなんとしても阻止し、憲法が保障した諸権利、憲法の理念を本当に実現していくことによって21世紀の日本の未来を開きたいという思いで、いまの情勢を見ています。

自由法曹団の団長に就任して、多くの会議や集会に出席し、学ぶ機会が増え、諸課題が相互に関連しながら、切迫した事態になっていることを改めて知りました。"光"と"闇"が交錯し、大小さまざまの渦を巻いているように思います。その渦中にあって溺れない。厳しい情勢は直視するが、展望を失わない。そのためには、「三重の視点」で情勢を見、行動に打って出なければならないと、思っています。

### 「三重の視点」とは

**編集部** いまいわれた「三重の視点」とはどう いうことですか。

坂本 やや図式的に箇条書でいわせてください。 "闇"を直視する 第一の視点は、目の前の事態の 重大性を目をそむけずに直視することです。「改 革」「改正」を口実にし、数年の射程で憲法体制の

全面的破壊を目指す攻撃が始まっています。具体的には、この国を「戦争をする国」、「弱肉強食の国」にするための根本的な転換を、政府・財界・政権与党(以下はまとめて支配層と呼ぶことにします)は、手を変え品を変え強行してきています。そして、究極の目的として、日本国憲法そのものの改悪を国会で発議し、次々回の参議院選挙時(07年7月)に国民投票で実現することが、彼らの現実の政治日程になっているのです。

反撃の条件のひろがりと"光" 第二の視点として は、支配層の策動には何重もの「構造的な弱点」 があり、彼らの思い通りに事は簡単には進まない。 国民との矛盾は広がっており、反撃の条件は客観 的には日々強まっていることをしっかりつかむこ とです。例えば、後に詳しく述べるように、憲法 改悪に反対する国民要求は、"揺らぎ" はあっても 本質的になお多くの国民の強い要求です。しかも、 この要求は、イラク戦争の現実、「構造改革」の痛 みによって、より強い要求に転化する条件を持っ ています。さらに、そうした要求は世界の流れと も、合致し、北東アジアの人民および多くの政府 の流れとも合流するという新たな歴史的条件が生 まれています。そこに大小さまざまの"光"が灯っ ていることをみることが大事だと考えています。 切り開く立場に立つ第三の視点は、情勢につい て楽観説、悲観説入り乱れて議論になるんですが、 ゲームの予測のような分析ではなく、どうやって 情勢を切り開くのかという立場を貫いて見ること です。そして、見たら行動をする。行動をしない で論議ばかりに終始したのでは「空中戦」になり、 「果てしなき議論の果てに」、だがしかし、有効な 運動は生まれない。そもそも情勢を正確につかむ こともできない。腹をすえて、あわてず、だが急 いで打って出る。そして実践を通じて検証すると いうことが大事だと思っています。

### 暴走する「リストラ」がつくる "闇"

**編集部** その「三重の観点」を、具体的な事態 との関連でもう少し分かり易く説明をしてくださ い。

坂本 激動する情勢の最大の特徴は、「戦争をす

る国」への暴走が始まっているということです。 そのことを前提として、おそらくそれと不可分に 結びついていると思いますが、まずアメリカ主導 の「グローバリゼーション」の下での「市場原理 万能主義」による「弱肉強食の日本」をつくる策 動と、それとの彼我の"せめぎ合い"から話をは じめさせてください。

憲法との関係でいえば、憲法9条の平和主義と並んで世界でもっとも進んでいる憲法規定である人間らしく生きる権利・生存権(憲法25条)をめぐる攻防についてです。私は、45年前に弁護士になった時から労働者の解雇や差別事件、労働者の権利を守る活動に参加し、1988年の労働者派遣法制定に始まる労働保護立法の改悪に反撃するたたかいに参加してきました。国会でも四度、改悪反対の立場で参考人として陳述しています。そうした経験を通じて"闇"と"光"との交錯がどのように現れているかについて話したいと思います。

### 〈「弱肉強食の国」への暴走〉

日本はEU諸国などと比べて「ルールなき資本主義の国」といわれています。日本社会の最大の問題のひとつは利潤至上で、「働くルール」がなく、異常な搾取と収奪が行われていることだと指摘されてきました。とりわけ1980年代後半から、政府は財界の注文を文字通り丸呑みし、国家と資本とが完全に癒着して、搾取と収奪強化の体制を飛躍的に強化してきました。その端的な現れが、相次ぐ労働法制の改悪です。私は、そのことを2002年に出版した『暴走するリストラと労働のルール』(新日本出版社)で、自分のその時の力の限りでまとめていますので、詳しくはその本を参照していただきたいと思います。

悪法連続「ルール破壊の資本主義国」 この時期にはたくさんの悪法が相次いで制定されました(小著第3章)。人入れ稼業を合法化する労働者派遣法の制定(1985)、一日8時間労働制の原則を空洞化する変形労働の拡大と裁量労働制などの導入(1987)、安定雇用の原則を崩す一般労働者についての3年短期雇用契約の新設(2002)などが相次ぎました。「女性保護」規定も削除(1997)されてしまいました。しかも派遣法や労基法などは、その

後何度も改悪が繰り返され、一層労働者の権利を 奪うものになったのです。

それに加え、リストラ「合理化」をやりやすく するための企業法制の大改悪が行われました。独 占禁止法を改悪し、雇用責任を負わずに企業を自 由に分割・支配し、収奪することを可能にする純 粋持株会社が合法化(1997)されました。会社分 割法 (2000) が制定され、これと同時セットで労 働者の同意がなければ他企業に決して転籍されな いという、明治以来の民法625条に反して労働者を 意に反して分割会社に移す労働契約承継法がつく られました。労働者を一人減らせば90万円もうか るという、いわゆる「税金で首切り」の「モラル ハザード」の悪法・産業再生法(1998)がつくら れ、トヨタはじめ大企業はこれを利用して人減ら しを行いました。よくもこれだけの悪法が相次い でこの期間につくられたものだと思います。こう して日本は、「ルールなき資本主義の国」から、存 在していたルールさえ破壊する世界に例のない 「ルール破壊の資本主義の国」になりました。

"複合被害"の発生 その結果、労働者はかつてな い"複合被害"をこうむっています。長時間・過 密労働の激化は、推計で約1万人の過労死を生み だし、メンタルヘルス障害が深刻な状態になって います。自殺者は90年代末頃の2万人台前半から、 2000年に入って3万数千人(03年で3万2143人)、 中高年男性の「仕事」や「経済」を理由とする自 殺が急増しているのです。完全失業率は02年で 5.4%、完全失業者数は359万人で、史上最悪の状態 です。この状態は「高どまり」でいまもつづいて います。これに「適当な仕事がない」と求職をあ きらめてはいるが、就職を希望する人を加えた実 質約な失業者は1000万人、失業率は10%を超える と言われています。これら失業の源泉は限度のな い利潤至上の大企業のリストラ「合理化」です。 雇用形態の激変 私は弁護士として、労働法制改 悪反対闘争に1988年以来参加してきましたが、い まのような雇用の流動化になるとは予想していま せんでした。就労人口は自営業者を含めると6330 万人で、うち雇用者は5331万人。正規労働者は、 役員を除くと3489万人。不正規労働者は1451万人、

23.5%です(総務省「労働力調査」2003年版)。正

規から非正規への流れが大企業でかつてない勢いで加速しています。その端的な現れが、若い世代を中心にした大量のフリーター化です。政府統計でも400万人です。不安定雇用は「補助的労働」だけではなく、「基幹労働」にも広がっているのです。これらの非正規労働者の多くは年100万円前後の賃金で、生活保護基準を実質的に下廻る低賃金です。

正規常用労働者も、企業法制などの改悪を利用して、50歳から60歳以上は大幅賃下げ、あるいはアウトソーシング、別会社化で移らなければ首だと恐喝され、移れば3割から4割の賃下げです。大企業・財界が労働者に押し付けようとしている賃金の大勢は、「結論としては300万円以下200万円台なのではないか」と見られています。

経済の破壊と社会の荒廃 重要なことは、大企業 のかつてない大規模なリストラ「合理化」が、労 働者を酷い目にあわせるだけでなく、日本経済そ のものをも目茶目茶にし、社会を荒廃させてきて いることです。350万人の失業者が失なった賃金 は、労働問題研究者の篠塚裕一さんの試算による と8兆円以上です。不払い残業で奪われているの は7兆円以上 (第一生命経済研究所)、その上、年 金や医療費の改悪、庶民増税などによって7兆円 の負担増がのしかかり、実質所得や可処分所得が 減る中で日本の実体経済は良くなりません。リス トラと、労働者をバラバラにする個別能力主義・ 成果主義賃金制度は職場を荒廃させ、ものつくり の技術が伝わっていかないという点からも、経済 競争力を失わせています。何よりも心を痛めるの は、若い人に未来がないことです。15~24歳で男 性労働者の35.7%、女性労働者の44.4%(いずれも 学生を除く) が失業または不安定労働者であり、 このままの勢いで行けば「あと1、2年でこの年 代の女性の5割、男性の4割がそうなるだろう」 といわれているのです。

未来を閉ざす生存権の侵害 このように、若者が 将来に展望を持って働けない、中高年が将来の不 安に脅かされつづけているという状況が日本社会 の未来を歪めています。無限定にひろがる長時間・ 過密労働は、しばしば社会の最小単位である家庭 生活まで荒廃させているのです。自殺、特に中高

年の自殺の増加、大量の引きこもり若者、ストーカーや、ドメスティック・バイオレンス等の激増は、こうした「弱肉強食」社会の加速の産物でもあるのです。

憲法との関係でいえば、グローバリゼーション、 利潤至上の「市場主義」、「構造改革」による人間 らしく生きる権利(憲法25条)、人間らしく働く権 利(憲法27条)の侵害、つまり改憲策動そのもの だといわなければなりません。

### 反撃が生み出すさまざまの"光"

編集部 坂本さんの話を聞いていると、いろいろたたかっているけれども、結局は、財界や大企業の思惑通りに「ルールなき搾取」の方向が強化されているのではないかという意見も出てくるように思われます。その点で、坂本さんが労働法制改悪反対闘争の学習会などで強調されていた"闇"の中に見出される"光"について具体的にお話しください。

坂本 私は国会での参考人意見でも、各地の学習会でも、労働法制改悪の弊害の大きさを訴えて「なすべきことではない」と批判してきました。その私から言っても、よくもまあここまで改悪が進んだものだという思いはあるんです。昨年の労働法制改悪について自由法曹団で議論した時に、「いろいろいうけども、やっぱり向こうの基本的な目的はすべて達成された、やられっ放しじゃないか」という意見も出ました。派遣法の再改悪、短期雇用契約の原則三年化などの被害の大きさを直視する意見として間違っているとはいえません。

共同の前進は"光" しかし、にも関わらず職場や地域を基礎にした労働法制改悪反対のたたかいが粘り強く続けられ、共同が広がり、部分的ですが一定の成果は生まれている。つまり、巨大な"闇"の中に道を照らす"光"を労働者は灯している。そうつかむことが大事ではないかと私は主張しました。1997年の「女子保護」規制削除(労基法改悪)のときには、連合は賛成、全労連は反対と要求も運動も真っ二つに割れていました。しかしその後の労働法制の問題については連合と全労連の要求は基本的に一致しました。全労連が粘り強く

反対運動を続けただけではなく、連合も国会に対して大規模な要請行動を繰り返しました。両組織が共同して10万、20万人規模での大集会を一日も早くやって欲しいと私は切に願っています。そこまでいかないのは残念です。しかし、労働法制改悪反対だけではなく、労働法制の改正要求においても、2つのナショナルセンターの要求は一致してきているのです。政党でいうならば、日本共産党は内閣法制局の審査を通した法案としてほぼ完備している「解雇規制・雇用人権法案」などを提起していますが、こうした労働法制の改正要求運動の発展に、私は今までになかった新たな"光"を見るのです。

「解雇ルール」規制の"光" 具体的には、今回の 労働基準法の「改正」闘争における"光"は特別 に重要です。最初の審議会段階では、裁判に訴え ても、裁判所が「お金を払って解決しろ」といえ ば、労働者は「お金はもらえるけども首は戻して もらえない」ことになっていました。世に言う「カ ネで首切り」の提案が答申の中にあったのです。 この答申の酷さは日弁連や私たち労働者側の弁護 士も訴えましたが、両ナショナルセンターの強い 反対行動がおきて、法案になるときには削除され ました。労働法制について審議会が提起したこと が法案提出前に削除されたというのは、私の経験 ではこれが初めてです。しかし、削除はされたが、 労基法の中には「解雇のルール」をつくるという 口実で、「解雇規制のルール」ではなく、「解雇は 原則自由」というとんでもない規定が、なお盛り 込まれていました。

これについても、労働者側の反撃、日弁連の批判、共産党や社民党、民主党の反対もあって、国会審議の中で削除されました。逆に、「解雇権の乱用は無効」という、初めての解雇規制の条文が盛り込まれたのです。「乱用だから無効」というのではなく、「正当な理由がない解雇は無効とする」とし、解雇規制の4要件をはじめとする判例上のルールを、キチッと法律の明文にすると、もっとよかったとは思います。でも、国会審議の中で、政府に繰り返し「整理解雇の4要件に反するようなことは正当な理由のない解雇になる」と明言させ、その趣旨は両院の付帯決議で明記させたのです。私

は国会の参考人としての意見陳述で、この前進を 評価するといいました。これからは、明記させた 解雇規制ルールを現場で労働者や弁護団が徹底し て活用し、不法な解雇を許さないために努力する ことが、EU型のより強大な立法を求めることとを 結合してたたかうことが重要だと思っています。 一点を重視、未来につなぐ これはたとえ話です からそう思って聞いてほしいのですが、今回の労 働法制をめぐるたたかいを野球の裏表のイニング にたとえれば、財界側は大量得点です。それに比 べて、われわれの側が勝ち取った得点は1点か2 点かもしれません。だから表裏の回だけ見てどっ ちが勝ったのかといえば、財界が勝って、こっち は負けたんです。しかし、いままで1点も得点で きなかったのに、私たちは今回は明らかに得点し たのです。この得点がどういう力によって実現し たのか? この力をどう発展させたら、今度はわれ われが大量得点ができるのか? そうした力をつ くっていくことを展望して、これからの闘争で改 正労基法の改正部分を、徹底的に主体的に裁判所 にも突きつけて活用していく。そうすれば後に繋 がるたたかいになると思っています。小さな"光" をキャンドル・ナイトのときの1本のロウソクの ように大事にして、どのようにして大きな灯火に していくか、そういう観点で、私は今回(昨年) の労働法制の攻防を見ているのです。

未組織の組織化に灯る"光" もちろん、労働者の権利を守り、働くルールを確立していく第一の主戦場は職場であり地域です。今回の立法闘争での小さな"光"以上に、職場に灯るより大きな"光"が本当に欲しいとみんな思っています。現場にどんな"光"を見るかは、二年前の前掲の小著(第6章)で知りえたことをいくつも書きましたので、今日は省略します。

ここでは、小著執筆当時でも、日本の労働運動の存亡に関わる重大な問題、そして日本の21世紀の行方を左右する重大な問題だと考えていた雇用の流動化——未組織労働者の激増と正規との置き換え——という濁流とのたたかいに灯りつつある新たな"光"について簡単に話したいと思います。

私が2年前に前掲の小著で、未組織の組織化について"光"があるといった"光"はあの時と比

べて、いっそう強くなっています。全労連は予算の20%、2億円を投じて、未組織労働者の権利を守り、未組織労働者の組織化に全力を挙げると方針を確定し、それを実行に移しました。連合もまた、その総予算の20%、10億円を投じて未組織の組織化に着手しました。2つのナショナルセンターが、共にこうした運動に着手したということに、まず、私は新たな"光"を見る思いがします。

全労連は、今回未組織の組織化に本格的に着手するための目的として2億円カンパをなぜ提起したか? 全労連は主旨をこういっています(全労連「組織拡大推進基金の具体化についた(案)」)。

雇用労働者の10%の結集、500万人の労働組合を本当につくる。なぜか? それによって第一に、生活と雇用の要求闘争を展開していく条件をつくっていく。第二に、国民要求を実現するための共同戦線が、これで可能になる。第三に、政府関係の協議会などの参加を含め、それらの手段も使って、政府と財界と切り結ぶ知恵を確保する。そして第四に、政治の民主的な変革の展望をつくる。そのためには全労連は、単産の量的拡大と組織強化と並んで、単産の職場組織が存在する地域を基点にして、膨大なる組織労働者の組織化に本格的に取り組む。派遣や失業者の組織化に本格的に取り組む。だから、先程の2億円の予算を組む、内1億円はカンパで集める。

このカンパ運動は成功しています。まだまだ萌芽的なものですが、大きな前進であり、行き先を 照らす"光"です。

未組織の組織化の活動はすでに各地で成果をあげています。たくさんの運動がありますが、その典型の一つは「地域労組おおさか」が1000名結集の目標を昨年9月、ついに達成したことです。「小さい成果であると同時に偉大な成果」(同労組機関紙、03年10月20日)であり、「やればできる」が運動に取り組んだ労働者の確信になっています。ここにも未組織の組織化をめざす運動の貴重な"光"が生まれているといえます。

国民との共同の拡大 これからの労働運動の発展 を考えるとき、戦略的課題として、雇用流動化に どう立ち向かうかということと共に、国民的要求

実現の先頭に立ち、あるいはその土台を構築する 労働運動をつくるというところに新たな"光"が 生まれるように思います。国民要求を実現する運 動の大きな部分を労働運動が担うことによって、 今までの到達点を超える新しい転機がきているの ではないでしょうか。

こうした課題について一弁護士にすぎない私には、ごく常識的な知識しかありませんが、要点的にいうと、①保険料引き上げと給付額切り下げというかつてない年金改悪、②負担増による受診抑制という医療制度の改悪に対する要求闘争を発展させるというのは、その重要なものの一つです。医療の問題を例にあげれば、医師会の幹部たちが街頭に立って署名を訴えるという状況が広がるもとで、全労連やさまざまな労働組合が共に要求を掲げて自治体決議400、署名3000万筆という成果を上げているところまで、発展させてきた共同は、すぐれて新しい"光"です。

年金改悪については自治体の過半数に近い1507

の決議が上がっています。ここでも労働組合は大きな役割を果たし、全労連は4月15日、年金ストを行うことにしています。もう一つの国民的共同は、イラク派兵の強行、目の前に迫りつつある改憲への濁流を前にして、労働組合本来の運動課題として平和と民主主義を守る先頭に立つことにより、大きな"光"を灯すことだと思います。

### 「戦争をする国」仕組みづくり

編集部 憲法 9条の下ではあり得ない自衛隊の イラク派兵の強行と同時に、今国会では有事 7法 案と 3条約が提出されました。この状況をどう見 たらいいのでしょうか。

坂本 昨年の武力攻撃事態法などと今回提出された有事関連7法案と3条約案の関係については、『しんぶん赤旗』(04年3月10日)が要領よく下図でまとめています。これらは、日本がアメリカの起こした、あるいはこれから起こす戦争に、いまま

### 有事法制の全体像とポイント 品为政工工工法 有事法制全体の枠組み示す。「武力攻撃 改悪安全保障会議設置法 予測事態」から発動することを規定 「有事」対処の 「事態対処専門委員会」設置 国際人道法の実 「国民保護」 自衛隊の行動を円滑か 米軍の行動を円滑かつ 施に関する法制 効果的にする法制 法制 つ効果的にする法制 国民に罰則つきで協力強制自治体・民間に責務。 強制使用 捕虜取り 3.5 米軍の日常活動にも物品役務提供 武器用いた臨検可 イラクでの活動などに拡大適用範囲を「予測事態」や 自治体・民間に責務・米軍に弾薬含む物品 米軍支援法案 「ユネーブ条約追加議定書 E. |際人道法違反処罰法案 衛隊法改忠案 悪目衛隊法 T 用品等海上輸送規制 米物品役務提供協定 フ条約追加 が扱い法案 から土地 法 能に 議定書 CSA 役務提供。 家屋 0 特定公共施設等利用法案

| は昨年6月成立

■ が国会提出された7法案、3協定・条約

出所・『しんぶん赤旗』04年3月10日

空港、港湾を米軍・自衛隊が優先使用、制限海域、飛行禁止空域の設定など

での枠を超えていっそう積極的に参加できるようにし、そのために国民を強制的に動員しようとするものです。つまり、「戦争をする国」をつくるためのものです。同時に、憲法9条改悪の先制攻撃・ 既成事実化だと私は見ています。

### 〈有事関連法の構造〉

有事法制制定の策動は、とにもかくにも日本の「防衛」のためだという安保条約の枠組みを超えて(破って)米軍協力を決めた「第一次ガイドライン」を契機にしています。

いままでの有事法制の流れ 国政の舞台にのった のは湾岸戦争 (1991.1) に協力することを謳った 「国連平和協力法」(同年10) の国会提出です。国 民の批判でこれが廃案になると、多少姿を変えて 「国連平和維持活動法 (PKO法)」を提出して成立 させ、自衛隊のPKOとしての派兵を可能にしまし た。1994年の「北朝鮮核疑惑」に対するアメリカ の先制攻撃計画と、その作戦に日本に全面協力さ せるためのアメリカの1059項目要求と、これを満 たすための有事法制制定策動がより本格的に強化 されました。ついで1996年4月の「日米安全保障 共同宣言」、1997年9月の「新ガイドライン」合意 は、有事法制確立の予定するものでした。1999年 5月、周辺事態法を制定しました。周辺事態法は 安保の枠を遥かに超えて、地理的な限定も何もな い「周辺事態」でアメリカ軍が行動し、そこで武 力攻撃や武力攻撃が予測される事態が起きると、 日米が協力して行動するというものでした。ただ し、周辺事態法ではまだ「後方支援」に限定され、 武器弾薬を提供することはできませんでしたし、 自治体の協力義務は盛りこまれましたが、強制力 がありませんでした。こうした流れが、1978年か ら続いたのですが、2001年9月の同時多発テロと これを口実としたアメリカのアフガニスタン攻撃 に協力するために2001年11月、小泉内閣は急遽、 「テロ特措法」(報復戦争協力法) を制定しました。 周辺事態法は非常に広い事態に備えて、米軍との 協力体制はつくったが、実際に参戦するとなると 同法にはさまざまな穴があり、実効性が乏しかっ た。これに対して昨年成立した武力攻撃事態法は、 明らかに周辺事態法を一歩進めたものでした。し

かし、その少なからぬ部分が後に法律で定めるということで、まだ「空白」になっていていました。

### 〈提出法案の内容と狙い〉

今度の有事関連法案は、最も重要な狙いは、アメリカと一緒に戦争するために、武力攻撃事態法の「空白」を埋め、米日共同作戦の内容を飛躍的に拡大強化するということです。今回の有事関連法案の制定でどういうことになるのか――何を彼らはしようとしているのか――をシミュレーション的にいったらこういうことだと思います。

有事法制発動のシミュレーション アメリカが、 「ならず者国家」を制裁するとか、テロを報復する という口実で先制攻撃の備えをとる。相手方がま だそれに対して反撃の武力を行使していなくても、 当然に緊張は高まる。そうなると相手国の武力攻 撃が「予測される事態」つまり、周辺事態が発生 したということになる。そして周辺事態法に基づ いて、自衛隊がまず「後方支援」を始める。相手方 も当然反撃体制の準備を開始する。そうなると―― 正確には政府がそうなると見なせば――周辺事態 と武力攻撃 (予測) 事態になったということで「武 力攻撃事態法」が発動する。そして、今回の「米 軍行動円滑化法案」および「日米物品役務相互提 供条約改定協定」と「自衛隊法改正案」により、 アメリカが、戦闘地域に出向いて相手を爆撃する ための燃料はもとより、弾薬まで供給する。これ に対して相手国が反撃してくれば、今度は自衛隊 と日本が攻撃されたということで、自衛隊自身が 直接に攻撃に参加する。これが周辺事態法と武力 攻撃事態法と今回の有事法制を結合して、計画し ている日米共同作戦のシナリオです。

かつての、少なくとも建前はそうであった「日本防衛型有事法制」構造から「日米共同戦争型」 の「攻撃型」 ――それも先制攻撃型 ――の有事法 制に変えるものだといってよいでしょう。

米軍の優先使用 自治体等に強制 自衛隊の参戦だけではありません。民間も動員するということを、今回の法案はハッキリさせています。米軍と自衛隊は公共施設を軍事優先で使うことができるとしました。すでに述べたように、周辺事態法では「協力を求めることができる」となっていま

したが、使用を強制できる仕組みは盛り込むこと ができませんでした。ところが今度の有事関連法 案は、米軍と自衛隊に優先的な使用を図ることを 明記しました。これは質的な変化です。空港や港 湾を管理する自治体が反対しても、内閣が強制的 な権限を発動して実施することができるように なっている。ですから、「非核神戸方式」のよう に、自治体が独自に、「核兵器を積んでいないと証 明した船だけ入港させる。そうでなければ入港さ せない」などということは、まったく無力になっ てしまう。住民本位の非自民首長が、戦争協力を 拒否し、住民を守ろうと思っても、その権限を奪 われてしまうのです。一方、日本の民間航空機や 船舶を空港や港からアメリカ軍が必要だとなれば 排除してしまう。こうして米軍が空港・港湾・道 路・電波などの公共施設を、排他的優先的に利用 できるようにするのです。「特定公共施設等利用法 案」はそのための法律です。

国民の強制動員 有事関連法案には、もう一つ恐 るべき罠が盛り込まれています。それは、国民を 保護するという口実で、実際は国民を戦争に強制 動員する仕組みです。しかも非常に巧妙な手口で すが、政府・自民党は、「大規模テロがあるかもし れない」「そのときには我慢しなさい。あなた方を 保護するんです」「そのための仕組みなんです」と 国民に宣伝している。しかし実際には、昨年の武 力攻撃事態法のときに「別途法律で定める」とし ていた国民動員の中身が「国民保護法案」に盛り 込まれたのです。米軍の出動のために、国民の土 地・建物・物資を強制的に取り上げる。医療や輸 送に携わる労働者は強制的に動員する。TVなどの 報道規制をすることができる。しかもこれらを実 施するために、政府の命令に従わない国民に対し ては犯罪として刑罰を科す。例えば、物資の保管 命令違反は懲役6か月、罰金30万円、道路の通行 禁止制限の違反は懲役3か月、罰金30万円、それ から土地家屋物資の強制収容のための検査の拒否 は罰金30万円、警戒地域立ち入り禁止区域への立 ち入りの制限禁止と退去命令違反は罰金30万円な どが定められています。良心に反し、戦争荷担・ 協力を強いられる。拒否すれば、逮捕・投獄され るというわけです。

「特定公共施設等利用法」で米軍が空港、港湾を使用するとき、航空会社、港湾作業会社等は、米軍支援が義務づけられますが、こうした会社が業務命令で労働者に働くことを強制することも当然に予想されるところです。

全住民の統制――「平時」の「戦時化」「戦争を する国」になるということは「平時」において日 常的にさまざまに自由を奪われ「統制される国」 になるということなのです。かつて町内会ぐるみ で戦争協力活動に動員された経験をもつ私の世代 の人間には、その重苦しさはピンとくる話ですが、 「国民保護法案」によれば、自治体と公共機関と国 民に平時から国民保護法法案は国民に戦争協力を 啓発することになっています。つまり、私たち全 住民に対して、宣伝と教育をすることを政府に義 務付け、国民保護の措置に関する訓練の実施もす るともなっている。町内会ぐるみの訓練をやれる わけです。そしてこういうことを推進するために、 都道府県と市町村に首長を会長とする「国民保護 協会」という組織を常設させる。この「国民保護 協会」の委員には自衛隊員を任命できるとなって いる。単純に私の親や私たち子どもまでが空襲に 備えてバケツリレーや、最後には竹やりで敵兵を 刺殺する訓練に狩り出されたような、戦時下のや り方が同様に来るとは言いません。しかし、こう した有事関連法案がそのまま成立したときに、小 泉首相が国民に有事協力義務があるといい、これ をたとえば、石原東京都知事が受けて、任命され た自衛隊員をも使って、私たちを啓発し、訓練す る構図を思い浮かべてみてください。思想・信条、 党派の違い、有無を問わず、すべての人々にとっ て、なんとも重苦しい「自由のない社会」が出現 する危険は現実のものだといわなければなりませ ん。そのことは、いますでに君が代、日の丸で教 師と生徒の思想・良心の自由、人間の尊厳が奪わ れかけている事態を見れば決して思い過ごしでは ないはずです (注1)。

(注1) 04年3月31日、東京都教育委員会は、都立 高の卒業式で「君が代」斉唱時に起立しなかったな どを理由に117人を戒告処分に、5人の嘱託教員の 更新取消(解雇)という処分を強行した(『朝日』04 年4月1日、『しんぶん赤旗』同日)。法案審議のと

きの強制はしないという政府の答弁にも反し、教師 と子どもの思想・良心の自由、人間の尊厳を犯す違 憲・違法の処分である。

### 憲法9条改悪を狙うのはなぜか

編集部 すでにイラク派兵は行っています。今度の有事関連法案が通れば、アメリカと政府・財界は、彼らの主張では相当に「合法」になったとして共同軍事作戦ができるはずです。それなのになぜ、憲法典の改悪を急ぐのでしょうか。

坂本 彼らにとっては、なによりもまず、「戦争をする国」にするために、ついで「弱肉強食」の「市場原理万能国家」にするために、憲法は邪魔者であり、しかも、これからますます大きな障害になるからです。だから、なんとしても消し去らねばならない。その衝動は、強いものがあると思います。私はその理由は三つあると考えます。

### 〈「戦争をする国家」にするための改憲〉

最大の動機は憲法 9条の持つ "力"を奪うためです。 9条を読めば、イラクの派兵などというものが絶対に許されないことはハッキリしています。イラク特措法、周辺事態法、武力攻撃事態法、そして仮に今度、有事法制を強行採決しても、それらは憲法違反だという汚点を決して免れない。そもそも、憲法違反だということを、なんとか免れようとするために、支配層が本当に欲する強力なものとしてつくることができない。しかも、違憲の法律は、真の「力」はもてないのです。だから、支配層にとって、憲法はやはり邪魔者にならざるを得ません。

国民の確信・大義の旗 それだけではありません。 憲法9条の条文を生み出した痛切な戦争経験、さらには半世紀以上も、改定に反対し、違憲の基地撤去や大義無きベトナム戦争反対などに、憲法9条を高く掲げてたたかったことによって、多くの国民の骨肉になっている確信がこれから大手を振って「戦争をする国」の道を進む上で、ますます重大な障害になってくる。国民の多数は、これからの戦争策動に対して、日々抵抗して戦線を広げていく上で、憲法9条を大義の旗とし、武器と してたたかうに違いありません。こうした国民の 規範意識・確信を前にして、支配層は自ら憲法に 反しているということが彼らの戦争策動の重大な 弱点とならざるを得ないことをよく知っています。 だからこそ、彼らは憲法典の改悪――とりわけ憲 法9条の改悪――に執念を燃やすし、あえていえ ば、燃やさざるを得ないのです。

集団的自衛権の行使 支配層にとって、もっと実際的な不便は、集団的自衛権の行使ができないことです。集団的自衛権の行使は、今日の時点でいえば、アメリカの大義のない先制攻撃に、日本軍が一緒になって第一線で戦争することを合法とするということです。政府は、国会答弁の中で、集団的自衛権をこの憲法の下では行使しないとは現実に政府の手足を縛っています。いま、小泉内閣でも誓約せざるを得ませんでした。そのことは現実に政府の手足を縛っています。いま、小泉内閣であれ何内閣であれ、この憲法の下でイラクへ行って、イギリス軍が先制攻撃したのと同じように戦車隊などを並べて自衛隊を展開して、攻めることはこの制約からいって無理なのです。でも、アメリカはこの無理をやらせたのです。

アメリカの露骨な要求 かつて北朝鮮(朝鮮民主 主義人民共和国)にアメリカは先制攻撃をたくら みました。いまだってその選択肢を捨ててはいま せん。その場合に、日本政府が北朝鮮に米軍と一 緒になって自衛隊を敵前上陸させることは、集団 的自衛権不使用という制約からいってできない。 しかし、アメリカの一国専制支配の世界戦略は、 アメリカが必要とするときにはいつでも先制攻撃 (核兵器の使用を含む)をするというものです。口 でいっているだけではなく、アフガニスタンでも、 イラクでも公然とアメリカは先制攻撃を実行しま したし、これからもやるといっています。でも、 アメリカは世界に飛びぬけた軍事力はあるけれど も、アメリカだけで戦争をするのはやはり難しい。 イラク戦争では第一線での共同攻撃兵力となるイ ギリスを必要とした。アメリカが彼らの世界支配 の戦略の実行をするには、世界第2位の経済力と 同じく、第4位(資本主義国では第2位)の軍事 予算と近代的軍事力――それもアメリカ軍と作戦 でも通信でも武器・弾薬でも一体となっている― 一を持つ日本の参戦がどうしても欲しい。北朝鮮、

場合によっては中国をも対象とする北東アジアで の戦略、さらには現に泥沼の苦境に立っているイ ラクでの戦略を考えたとき、日本軍がアメリカ軍 と公然と肩を並べて戦争をする体制と、そのため に必要な国ぐるみの協力を全面的に得られるよう にしたい。これがアメリカの強い要求です。この ことをアメリカのブッシュ政権は繰り返し、さま ざまに公言しています。たとえば、アーミテージ 米国務副長官は、「日本が集団的自衛権を禁じてい ることが両国の同盟協力を制約している。この禁 止を解除すれば、より緊密かつ効果的な安保協力 が見込まれる」「今日責任の分担から力の共有へと 進化すべきときが来た」ことを強調しています (2000年10月、米国防大学国家戦略研究所特別報告 書「米国と日本 成熟したパートナーシップに向 けて」)。また、ブッシュ政権は、湾岸戦争時に 「ショー・ザ・フラッグ」といい、今回のイラク戦 争で「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」を要求し ているのです。

日本財界・多国籍企業の要求 今日、状況を大きく 変えているのは、アメリカの要求だけでなく、日 本の財界も独自の要求として集団的自衛権の行使 可能な体制確立を強く求めるようになっているこ とです。日本の財界は、アメリカとくっついて、 アメリカの世界制覇主義の一環をなすことによっ て、グローバル化した自分たちの多国籍企業の権 益を守るという戦略を立てています。90年代半ば 以降ころから、日本の大企業は飛躍的に多国籍企 業化しました。日本の経済体制は、メイド・イン・ ジャパンからメイド・バイ・ジャパンに変わって いる、このラインに沿って日本の経済構造、行財 政構造をかえていかなければならないと「奥田ビ ジョン」(日本経団連「活力と魅力溢れる日本をめ ざして」03年1月1日)は強調しています。日本経 済の「エンジン」は「輸出主導型」から「多国籍 企業型」に変わったといわれます(二宮厚美神戸 大学教授、「青年法律家」号外、04年3月15日)。 二宮氏は、1995年ころから日本製品の海外輸出高 より、海外生産高の方が多くなったこと、日本企 業が海外で雇用している労働者が350万人(つまり この国の失業者数) に上っていること、海外生産 額が140兆円で日本国内の年間GDP約500兆円比4

分の1強 (イギリスの経済規模) になっていることを指摘しています。巨大化した多国籍企業をさらに成長・発展させ、その権益を守るために、日本の財界は集団的自衛権を行使することに手を縛られずにアメリカの世界戦略の一翼を担って「戦争をする国」にこの国を変質させることを「自ら欲している」のです。

### 〈民主主義のない国――支配強化を目指す〉

もう一つ忘れてならないことは、支配層は「戦争をする国」「弱肉強食の国」にするために、彼らの支配に抵抗する人々の力を奪い、彼らの支配を安定・強化することを狙っているということです。つまり、民主主義と人権を奪い、彼らの支配強化を求めている。それが改憲を急ぐ隠されたもう一つの理由です。そのために、彼らは一つには治安体制の強化を、もう一つには「弱肉強食」の「構造改革」に国民が異議をいわずに従う国家・社会体制をつくろうとしています。こうした二重の企みを成功させるためには邪魔物の憲法を変え、逆に「戦争をする国」・「弱肉強食の国」のための"旗"としての新しい憲法・改悪憲法を手に入れようとしているわけです。

**戦争をするための支配強化** 「戦争をする国」は 「民主主義の国」とは両立しないのです。9条を変 えるということは、「基本的な人権を侵害する国」 にするということであり、支配層はそのことを狙っ ていると見るべきです。そのことはすでに事実が 証明しています。かつて自衛隊が戦場に赴くとい う事態が具体的にまだ予測されなかった時代の 1985年にすでに国家機密法を上程しています。同 法案は国民の反対で廃案になってしまいましたが、 その中には外国通報罪があって、マスコミの報道 が軍事機密に触れることになれば、死刑をもって 罰するという規定がありました。過失による秘密 漏洩罪で、軍事機密があるとされる工場で働く夫 から聞いた話を、それとは知らずに井戸端会議で 妻が話したら、過失で秘密を漏らしたものとして 処罰される。そこまで規定した法律でした。

「戦争をする国」は戦争に抵抗する国民を許さない。 反戦平和の運動を抑圧するために、国家機密 法のみならず、改憲され、「戦争をする国」への

いっさいの障害がなくなったら、さまざまな悪法 が、大手を振ってゾロゾロ出されてくる危険があ ります。たとえば、政党法はその一つです。1984 年に自民党は政党法制定をたくらみました。その 原案のいわゆる「吉村試案」は同法が認める政党 要件に「国民意志を一定の政治目標に結集(つま り、国際貢献のためのイラク派兵の成功に結集)」 するとか「革命の防止義務」を定めていました。 政党資金をオープンにするという名目で、実際上 の党員名簿、支持者名簿の公表が義務づけられて もいたのです。見返りは巨額な政党補助金の支給 でした。日本共産党の事実上の半非合法化につな がるこの法案の提出は同党を先頭にした広範な民 主勢力のすばやい反撃によって、実現しませんで したが、彼らは、そこまでたくらんでいたのです。 いつどのようにとはいえませんが、戦争で戦死者 が続出したり、あるいはその危険がだれの目にも 明らかになったときには募集では足りない。徴兵 制の危険も否定できません。現に、自民党のある 議員は、徴兵が「意に反する苦役」(憲法18条)に なるといわれている現憲法は、とんでもない代物 で屈辱的だ。国民には国防の義務があるのだから、 そんな憲法は許しがたいといっています。つまり、 彼は改憲による徴兵制の施行を本気で求めている のです。改悪憲法典にいきなり徴兵の義務を書く のは、国民の批判、若い人たちの反発をまねくで しょうから、おそらく「自制」するでしょう。し かし、国防の義務を明記すれば徴兵制への道は開 かれるのです。

いずれにしても、「戦争をする国家」は、「民主主義を破壊する国家」であり、戦争は人の命と共に人間の自由を道連れにすることは必至です。ちなみに、アメリカは、いま「アメリカ愛国法」(USA PATRIOT Act)で広範な人々の人権が踏みにじられる国になっているのです。戦争をするためには民主主義や自由はいまのように認めるわけにはいかない。憲法は変えなければならない。これが、彼らのもう一つの狙いだと思います。改憲国家への心の支配 念のためにいえば、民主主義と人権を奪う仕組みは複雑です。目に見える形での治安(弾圧)の強化だけではないのです。力だけでは足りない。「戦争をする国」にするに

は、そのことに抵抗しないだけではなく、正しい と考え、協力する国民を必要とします。「戦争をす る国」と裏表になっている「弱肉強食の国」「市場 原理万能の国」にするには、労働のルールの破壊 を受け入れ、ひろがる所得格差に甘んずる国民で この国が満ちている状況が欲しい。そうするには、 人の心をそのようなものに育てる教育にしなけれ ばならない。「ここに、日本国憲法の精神に則り、 教育の目的を明示して新しい日本の教育の基本を 確立」した教育基本法は消さなければならない、 というわけです。教育基本法改悪が改憲に先行す るか、同時進行かはまだわかりませんが、改憲策 動が教育改悪と一体となっていることは確かです。 いうならば新たな改憲国家への心からの従属、つ まり「心の支配」のための改憲です。こうした二 重三重の狙いを改憲策動はもっているのです。

### 〈「今ならできる」と見ての策動〉

いま、支配層が改憲を現実の政治日程としてき ているのは、すでに話してきた必要性とともに、 「いまならできる」という――可能性を見ているか らです。彼らは今を千載一遇の好機だと見ていま す。支配層はマスコミを動員し、「政治改革」だと 大合唱して、国民の意思を歪めた小選挙区制をつ くりました。にもかかわらず、自民党と財界の「弱 肉強食」の政治と経済は、国民の怒りを招き、自 民党の政治支持基盤を大きく掘り崩しました。し かし、ここで生じた構造的な弱点を、小選挙区制 のからくりなども活用しながら、公明党と連立す ることによって、支配層は、自民党政治を反動的 に「補強」しました。池田大作氏の擁護のために は盗聴犯罪も辞さない「政教一致」の公明党と自 民党の連立政権は、戦後史上、かつてない危険な 政権であり、この国の政治を不透明で危険なもの にしています。公明党は平和の党どころかイラク 派兵の先取りをし、「加憲」と称して憲法9条を含 めて改憲論議を開始しました。最大野党の民主党 は、内部にいろんな意見の違いを持ちながらも「論 憲」は結構だといい、憲法9条も「論憲」の対象 になるということをいっています。しかも、この 三政党は改憲を共通課題として論議する横断的な 議員連盟をつくっているのです。(注2)

(注2) 自民、民主、公明の改憲派議員でつくる 憲法調査推進議員連盟の総会が3月30日、都内のホ テルで開かれた。同連盟には、自民216名、民主87 名、公明12名、無所属2名、計316名が加盟、神崎 武法公明党代表らが顧問に名を連ねている(『しん ぶん赤旗』3月31日)。

一方、残念なことに、改憲反対を明示してたたかっている日本共産党は、前回の選挙で議席を20 議席から9議席に減らし、社民党も19議席から6 議席に減らしてしまいました。だから明確な改憲反対の党の議席は、衆議院で15、参議院で23議席しかない。改憲発議を阻止する両院でそれぞれ三分の一というラインを大きく割っています。その上、のちに詳しく述べるように、90年代前半以降、マスコミの世論調査では「改憲」賛成が反対を上回るという国民世論の"揺れ"があります。そして、この方向にさらに誘導するマスコミのキャンペーンがこの数年さらに勢いを強めています。ですから、支配層は改憲実現の千載一遇の好機と見て、図に乗っているのです。

### "揺れ"をどう見るか──多数派形成はで きる

編集部 改憲勢力が勢いにのって、改憲発議と 国民投票を3年8ヵ月後に実行しようという計画 を発表しているときに、これを阻止する運動をど うつくるかが国民にも労働運動にも問われている のだと思います。「国民世論の"揺れ"を見ると心 配だ」という意見もありますが…。

坂本 支配層の改憲タイムスケジュールも必ずしも固定的ではありませんが、彼らの計画はかつてなく具体的なものです。私たちは、そのことを直視して、あわてないが、だが急いでたたかう決意を固め、運動を起こさなければならない。そのことは確かです。私は、国民世論のある種の"揺れ"を重視しますが、私たちが力を合わせて立ち上がれば、国民多数派の世論を結集して改憲を阻止し、憲法の完全実現のための道を切り開くことは可能だと確信しています。

### 〈改憲是非についての世論の"揺れ"〉

たしかに、国民世論にはこの数年間くらいの間 に変化があります。「今の憲法を改正する必要があ る」58%、「必要はない」23% (2002年3月、NHK 放送文化研究所調査)で、1992年の「必要がある」 35%、「必要はない」42%という数字と比べて軽視 できない変化です。同じ世論調査で憲法9条改正 是か非かを問うと、改正反対52%、賛成30%で、 憲法改正の賛否と9条改正の賛否には"ずれ"が あるのです。このことは、「憲法は古くなった」と か、環境権やプライバシー権など書き込んだ方が いい」などさまざまなイデオロギー操作で揺らい でも、なお、非戦・平和のために憲法9条は変え るべきではないという国民が過半数であることを 示しています。もし、改憲問題の本当の中心を明 らかにして、たとえば「イギリスのように、アメ リカの先制攻撃を一緒になってたたかうための9 条改正に賛成しますか」と質問すれば、おそらく 圧倒的多数の国民は反対だと回答すると私は思い ます。それにしても 改憲賛成が58%、9条改正 にも賛成30%となっている原因を私たちは深く分 析する必要があります。より正確に原因をつかん で、それに対抗する討議を起こし、訴えるべきだ と思うからです。

"揺れ"の大きな原因──マスコミの世論操作 少 なくともマスコミの報道が国民世論を改憲賛成に 誘導する大きな役割を果たしていることは明らか です。イラク派兵についてのマスコミの姿勢はそ のことを示しています。大半のマスコミがイラク 派兵賛成の立場に立って、多様なキャンペーンを はじめているだけでなく、反戦・非戦の運動や意 見をカットアウトして、国民に報じなくなってい る。日本の5大紙のうち、朝日新聞を除けば、全 部イラク派兵賛成です。私が直接経験したことで いえば、2月5日のキャンドル・ナイトの1万人 の防衛庁包囲の集会と行進についても、随分マス コミは取材にきてくれたんですが、報道しない。 朝日新聞の都内版に10何行、そういう集会があり ましたという、誰もが気付かないような記事が載っ ただけです。これは59年から60年の安保闘争のと きの当時の報道、それからベトナム戦争の、少な

くともある時期以降、アメリカの非道な戦争を、 リアルに暴露したマスコミの動向と比べたら「天 地の違い」です。いまマスコミは1万人の女性や 子どもを含む市民を殺している実態をまともに報 道しない。NHKをはじめとしてテレビがサマワの 自衛隊をテレビで報じるときはほとんど決まり文 句のように、国際貢献のために、人道支援のため にきた自衛隊とまずいって報道する。大義なき戦 争になぜ協力するのかという論点について多くの マスコミは口を閉ざし、人道支援だと繰り返す。 さらには憲法に反するというのは「違憲かどうか の『神学論争』(産経新聞社説、1月23日)だと か、「自衛隊員にとって後ろから弾が飛んでくるよ うなもの」とか「米英が武力行使に踏み切ったこ とは、勇気ある決断だった」「米英の勝利は、開戦 前に米国支持を鮮明にした日本政府の対応が正し かったことを裏付けている」(読売新聞社説、1月 27日) などと強弁する――これがマスコミの大勢 です。少なからぬ国民はその影響を受けることに なります。

私は、『労働総研クォータリー』も読むし、『月刊全労連』も読むし、『しんぶん赤旗』もずっと読んでいます。自由法曹団員として、基本的に"志"をともにする友人としょっちゅう討論できるし、なによりも、非戦・平和のために行動する多くの労働者・国民の運動の環の中で生きています。だから、メディアがどう宣伝しようと、「違う」と自信をもっていうことができる。でも一般に国民は、そういう機会を大きく奪われているのです。マスコミ宣伝の影響をうけるのはむしろ当然でしょう。私はそのことは、軽視できないことであり、イラク派兵反対から改憲阻止のたたかいの帰趨にかかわる要素の一つだと重視しています。

取り戻せる"揺れ" しかし、悲観はしません。私が国民世論の"揺れ"と表現したのは、世論の一定の変化を固定的なもの、不可逆的なものとは見ていないからです。真実を隠され、解決の道を示されていないから少なからぬ国民は"揺れ"ているのであり、わたしたちが本当に働きかければ、私たちと同じ立場に立ってもらうことはできるはずです。国民が「戦争好き」になったわけでは決してない。私たちが正しい情報を発信する。そし

て、上から物をいうのではなく、同じ迷いをもつ 普通の人間同士としてフェイス・ツー・フェイス で話し合う。どうしたら平和に人間らしく生きる か、その道をいっしょに心を開いて検討する―― そうすれば圧倒的多数の国民はイラク派兵反対、 憲法9条改悪反対の立場に必ずたつに違いないと 私は確信します。しかも、そのことを可能にする 条件は目の前にかつてなく豊かに存在していると 私は考えています。

### 〈改憲反対の世論形成の"第1の環"は イラク派兵反対〉

イラク戦争とイラク派兵が、そうした条件をつくっています。憲法9条改悪の必要性について、ある自民党の議員は、イラク戦争に参戦したいからだと公言しています。小泉首相らが改憲を叫ぶのは、アメリカとともに集団的自衛権を行使、つまり、米軍と共同で戦争をするためだということはかつてなくハッキリしている。では、改憲してアメリカと共同軍事作戦を行うということはどういうことか。真実は、アメリカのイラクに対する先制攻撃にイギリスのように協力するということです。多くの国民にそのことを粘り強く訴えることが、イラク派兵反対の多数派を形成し、そして、それを改憲・9条改悪阻止の多数派に発展させるもっともわかりやすく重要なカギだと思うわけです。

大義のない戦争の本質を訴える もちろん、そのためには、アメリカのイラク戦争が不正義であり、犯罪に加担してはならないということについて、国民的合意を形成しなければなりません。では、そのことは可能なのでしょうか? 私はイラク派兵前後の、世論調査の変化というのは、私たちが決して軽視できない"揺れ"だとは思っています。けれども、支配層は、マスコミを使って国民世論に一時の"揺れ"はつくれても、真実の力は強く、私たちが努力しつづければ、イラク派兵反対の世論をよりはるかに大きくすることはできる。こんな戦争をもっと自由自在に強行するための憲法9条改悪には反対するという多数派の形成は必ず可能であると確信しています。

この戦争にはまったく大義がないというのは支 配層にとって、消し去ることのできない弱点であ り、平和を求める私たちにとって、いうならば戦 略的な利点です。国連平和協力法案のときは政府 は一貫して「国連に協力するためだ」「国連中心主 義」で行くのだといいました。ところが今度のア メリカの出兵に、国連は"ノー"っていっている。 ベトナム戦争のときは、最後まで、国連は"ノー" といい切れてなかった。ところが、アメリカがあ れだけ工作し、英国が必死になってバイプレーヤー をやったにも関わらず、国連は最後までアメリカ の出兵を認める決議をしていない。圧倒的多数の 国連加盟国はアメリカの策動に"ノー"といって いる。国連と一緒に行動するという「国連中心主 義」などという今までの支配層の大義名分は吹っ 飛んでしまっているのです。

アメリカが先制攻撃を合理化した唯一の口実は、 大量破壊兵器があって、重大な危険が切迫してい るからやむを得ないというものでした。イギリス のブレア首相によれば、そしてこれを引用したブッ シュ大統領の言い分では、45分でこれらの兵器は 実戦配備可能であり、だから、それを阻止するた めには、国連決議は待っておれない。先制攻撃す るしかないということだった。この主張はどうなっ たか? 先制攻撃を始めて、米軍だけでも15万の軍 隊を投入して、大量破壊兵器の捜索だけでも1400 人という専門家を使って死に物狂いな捜査をした けれども、今になっても一つも出ない。痕跡さえ ない。その捜査の責任者であるデービッド・ケイ CIA特別顧問は、「最初から無かった。われわれは 誤っていた」と議会で証言する始末です。こうし て、米英の先制攻撃合理化の口実はまったく無く なったのです。

正確なたとえじゃないけれど、凶暴な武器をその家に隠し持っているといって裁判所の礼状なしに警官隊が突入して、家人を殺した。探したが武器は無かった。だとしたら警官は刑務所に行かなければならない。その意味で、ブッシュやブレアも犯罪者だと思います。犯罪者たちがそういう暴挙をしたことがわかった後に、派兵を命じた小泉首相の責任はどうなるのか。彼は大量破壊兵器が見つからないし、存在しないことがハッキリした

後に、自衛隊を続々派兵させた。小泉首相は過失 で派兵させたのではない。知った上での犯行とい うことにならざるを得ないのです。

今もし「大量破壊兵器があったということは信じますか?無かったと信じますか?」という質問を国民にすれば、圧倒的多数の国民は「無かった」というでしょう。では、存在しない大量破壊兵器があったということを口実にした戦争が「正しかった」か「間違っていた」かっていったら、同じく「間違っていた」というでしょう。その「間違っていた」ことがわかったのに日本が出兵して「いいんですか」「悪いですか」と質問したら多くの国民は「悪い」というでしょう。それが道理というものだと私は考えています。その上、イラクの人たちを「解放」するという主張も、イラクの人たちを「解放」するという主張も、イラクの人たちの外国占領策に対する多様な反抗を受け、完全に泥沼化し、失敗しています。ここでもアメリカの口実は崩壊しているのです。

イラク派兵についての世論の"揺れ" しかし、実 際には少なからぬ国民の中になお複雑な"揺らぎ" があるように思われます。テレビ朝日のニュース ステーションの世論調査によると、「イラク派兵を 支持する」は派兵前 (03年11月) の33%から、派兵 後(03年12月)の40%に、04年1月には55%となり ましたが、3月は47%という数字です。この数字に は、国民のかなりの部分に、大義のない戦争で違 憲の派兵を、違憲ではあっても(そのことは否定 しないが) なお派兵を容認するという人が生まれ ているということを示しています。小泉内閣の支 持率が53.2% (同調査、04年3月) と下がらないの もその一つの"証"です。なぜなのでしょうか。 一つには、いうまでもなく支配層の世論操作、つ まり自衛隊は戦争をするためにいっているのでは なく、イラク復興支援で国際貢献しているのだと いう小泉首相の主張とこれをバックアップする新 聞やテレビの繰り返しの宣伝が影響しています。 もう一つ軽視できないのは、北朝鮮の「脅威」を 口実に、「(そのとき) 国連は日本を守ってくれま すか (守ってはくれない)。アメリカだけが守って くれる。そのアメリカがテロ防止のためにたたかっ ているときに、参加しなくていいのですか(アメ リカに見放されていいのか)」という小泉首相らの

脅しに近い主張がかなりの国民の気持を動かしていると思うのです。この国民の心の"揺れ"を無知だとか、大義なき戦争に参加することで我が身を守ろうとする汚い根性だといって切って捨てるのは簡単です。それでは――それだけでは――私たちは恐らく多数を結集できないでしょう。

私たちは、こうした"揺れ"ている国民の中に入り、より深く真実を語り、私たちの対案を提示して、本当に平和に安心して生きる道は別にあること、いまの派兵は大義がないだけでなく、かえって私たちにとってももっとも危険な道であることを語り合い、合意を勝ち取るために粘り強い活動をしなければならないのです。

残虐非道なイラク戦争の正体 語るべき真実は数多くありますが、私はその重要なものの一つとして、あらためてイラク戦争のイラク人民におよぼし、いまもおよぼしている悲惨な被害を訴えなければと考えています。大義なき戦争は、同時にもっとも非人間的で残酷な戦争です。この大義なき戦争によって何が起きたか。

女性・子どもを含む市民の死傷者は1万人を超 えている (イラク・ボディーカウント)。その上、 私自身ごく最近まで十分つかみきれてなかったの は劣化ウラン弾の被害です。この間、自由法曹団 の小野万里子弁護士が2度にわたってイラクに 行って、調査をし、白血病にかかっている子ども と2人の医師を日本に来させています。彼女から 私も写真を見せられたし、スライドも見た。それ からそれを分析したブックレットも手に入れて読 みました。何度も「まさか」、「本当なの」という 目で見ましたけど、やっぱり衝撃的な事実は否定 しがたい。劣化ウラン弾は単に貫通力を強くする ための武器ではなくて、そこから出る放射能を帯 びた重金属粉末汚染によって人を殺傷する武器 だったのです。その結果、戦争前の10倍もの子ど もの白血病が多発している。それから死産、奇形 出産(多くは死産)が相次いでいます。もちろん この被害は大人にもおよんでいます。単に大義が ないだけではない。小型核兵器に次ぐといわれる クラスター爆弾を使い、こんな放射能汚染が明ら かに広がる劣化ウラン弾を使ってアメリカ軍は 人々を殺傷した。いまも住民を迫害し、殺傷さえ している。そんな戦争に、そんなアメリカ軍の占領に、なぜ自衛隊が協力するのか、していいのか。 このことは、私はもっと訴えるべきことだと思います。

どちらが安全か――二つの説得 それだけではま だ足りないかも知れません。日本の安全、もっと 具体的には自分と家族の安全のためには、多少正 義に反しても、違憲であっても、アメリカの傘の 下に入るのは仕方ないと思っている人も少なから ずいるでしょう。こうした国民になにをどう訴え、 私たちと共同の立場に立ち戻らせることができる かがいま問われているように思われます。私はまっ たくの試論ですが、二つの解明・説得が必要だと 考えています。私は、大義なきイラク戦争に自衛 隊を派兵することは、私たち国民の安全にとって 大きな危険を招くことだということを率直に国民 に訴えるべきだと思います。テロに対して、大義 なき戦争で応じるということは、テロの温床を豊 かにし、拡散するだけです。占領地においてそう であるにとどまらず、テロは国境を越えてかえっ て拡散します。とりわけ、アメリカの大義なき戦 争に協力・加担する国々は、テロを招き入れるこ とになる大きな危険を自らつくることになるので す。そのことをもっとはっきり私たちは語るべき ではないでしょうか。このインタビューの3日前 の3月11日、スペインのマドリードの3つの駅で おきた爆弾テロが、もっとも悲劇的な形で証明し ています。スペイン政府は即座に「バスク祖国の 自由」の反抗と断じました。しかし同組織は否定、 一方、アルカイダを名乗る組織はイラク派兵への 一撃であり、英国や日本なども同じ攻撃にさらさ れるという声明を発表しました。大義なき戦争と それへの大義なき協力がさらなる悲劇を拡大する 危険を私たちは直視しなければなりません。

それでも、北朝鮮の脅威から逃れるためには仕 方がないという考えに対しても、リアルな説得が 必要です。北朝鮮が核兵器を持ち、それを日本に ミサイルで打ち込む能力が本当にあるのかといえ ば私は大いに疑問です。彼らがそうした武器を万 一持っていたとして、これを使用すれば、即座に 全土的に壊滅させられるのは明白です。にもかか わらず、国ぐるみで「自殺攻撃」をする可能性が

現実どれだけあるでしょうか。そうした証明され ていない――むしろほとんどありえない――攻撃 の阻止のためにということで、"先制攻撃病"のア メリカを頼んで、大義に反してイラク派兵を続け る。そして暴が暴を呼ぶ。この場合の報復テロの 危険の方がはるかに現実的ではないでしょうか。 この国で自爆を決意して計画されるテロを阻止す るのはきわめて困難でしょう。理性的に考えれば、 その点でも私たちの選択肢はハッキリしているこ とを訴えたいのです。また、拉致問題、核問題の 解決は「戦争も動乱も絶対に起こさせないこと」 を不動の基本にして、「ピョンヤン宣言」の立場に 立って、六カ国協議などを通じての平和解決を粘 り強く行なうことがもっとも現実的な選択肢であ ることを訴え続けることが重要だと考えます。日 本が朝鮮に対して犯した過去の清算はまったく放 置し、いかにその政権に批判があっても、「政権打 倒」を否定せず、はてはアメリカの先制攻撃の可 能性を強めるような対応こそ非現実的で危険なこ とはむしろハッキリしているのですから。

### 〈イラク派兵反対から改憲反対へ〉

憲法改悪反対闘争の国民的世論を広げ、結集す る上で、イラク派兵反対の世論を結集することは 決定的な意味を持っていると思います。すでに述 べた改憲についての国民世論の一定の"揺れ"や その他さまざまの困難はあっても、イラク派兵反 対はいま私たちが努力するならば、必ず国民多数 を結集できる――その意味では有利な――課題で す。マスコミのキャンペーンにもかかわらず、そ して、決して真実が報道・伝達されていないのに、 すでに述べたように、いまイラク派兵に国民世論 調査 (ニュースステーション3月) でなお43%が反 対しているというのは、国民の平和を求める要求 の強さをむしろ示していると私は思います。そし て、もちろん今はやむを得ないと思って、賛成だ といった人々の大多数を、私たちは真実を訴えて 必ず早期に反対の輪の中に取り戻す可能性は豊か にあるのです。そのための粘り強く、説得力のあ る行動を起こすことこそがいま求められているの ではないでしょうか。

そして、イラク派兵反対の運動を大きくひろげ

るなかで、たえず憲法9条改悪反対の声を強めて、 両者を結合して運動をすすめる。それが、この時 期、憲法9条改悪反対の運動を発展させる上でもっ とも現実的で有効な"環"だと思うわけです。2 月5日のキャンドル・ナイトのときも、各地・各 場所でのイラク出兵反対の集会、デモのなかでも 憲法9条改悪反対というシュプレヒコール、ゼッ ケン、旗が目立っているのは、そのことを証明し ていると思っています。

### 基礎戦力の10倍を結集した キャンドル・ナイト成功の力

編集部 先程から何度か話に出ましたが、キャンドル・ナイトは労働者や民主勢力の中で話題になっていますね。だれが提起し、なぜ成功したのか、そこに坂本さんはなにを見たのかお話しください。

坂本 『しんぶん赤旗』は1面に大きく写真入りで報じてくれましたが、マスコミは『朝日』が都内版で十数行小さく報じただけで黙殺しました。もっとも『共同通信』の配信だと思いますが、いくつかの地方紙が1面写真入りで大きく報道はしてくれたのですが…。しかし、集会後も実行委員会事務局には、「元気が出た」「やればやれる。私たちには力があるのだ。これからももっと取り組む」という手紙やメールがたくさんきています。私も自宅に何通もの激励と喜びの手紙をいただきました。キャンドル・ナイトのきっかけは、防衛庁がある新宿区市ヶ谷所在の都民中央法律事務所の瀬野弁護士の提起とこれを受けての団本部と団東京支部、そして新宿地域の労働組合、民主団体、住民の立ち上がりに始まっています。

団本部は、瀬野さんたちの提起を受けて、昨年12月の常任幹事会で全力で取り組むことを決定しました。私はこの席上、大阪からきたある団員が、「イラク派兵反対の団声明を出すのは結構だ。しかし、それだけなのか。具体的に目に見える反対運動を団自らがやるのでなければ、私が自由法曹団にいる意味がない」といわれて、骨身にこたえ、決意を固めました。そんなことが、契機になっているんですが、自由法曹団は東京支部で約420名し

かいません。事務労働者を含めて総結集しても200 から300名というのがいままでのこの種の行動での 上限です。新宿地区の労働者や住民が平和や生活 擁護要求で集まった数はいままでで500が上限だと いわれている。足して1000を切るんです。でも、 私たちは、1000を切ってもやろう。誰かがまずや るべきことだと決心しました。

しかし広げたかった。そこで、とにかくあらゆ るつながりをたよって訴えました。私たちは、全 労連や各単産、単組、民主団体などと最初から計 画の段階からお話しして、行動に組み込んでもら うという時間がありませんでした。相談なしに、 いうならば勝手に決めて参加してくれと要請に 行ったのです。これは、今までの運動から見たら 一種のルール違反なんです。私たちは、「弁護人抜 き法案」反対など、弁護士が先に立った緊急の運 動を提起したときと違って、どの組合にも組織決 定で何人出してくれというお願いはしなかった。 そういうやり方は止めようということにしました。 運動の趣旨を話し、組合員の人たちに伝え、同じ 思いをもってもらえるなら、多様な形、例えば途 中参加でもいいから来て欲しい。緊急に立ち上げ た実行委員会に組織を代表しない個人参加で結構 だから、ぜひ参加して知恵と力を貸して欲しいと 訴えたのです。チラシ、インターネット、団のホー ム・ページを活用し、いままで私たちとまったく つながりのなかった青年、女性、ワールド・ピー ス・ナウなどに参加しているさまざまなグループ に幅広く呼びかけました。あるグラフィックデザ イナーがボランティアでつくってくれたきれいな チラシが評判になり、当初予定の10万枚から注文 があいつぎ、結局18万枚を配り切ることができま した。高校生はメールで仲間に連絡し合って参加 してくれました。こうして、私たちの当初から持っ ている、カッコ付きでいう「基礎戦力」の10倍の 1万人の参加者になったのです。労働組合からの 参加は6000人から7000人になり、ベテランの組合 幹部は宣伝カーの配置、狭い道を出るデモの指揮 などをたくみに仕切ってくれました。多様な多く の人々の協力がキャンドル・ナイトを成功させた のです。

私は、平和を求める人間の要求は非常に強い。

国民主権を語る人たち(つまり今日集まった私たちと同じ人たち) 日本も世界も大きく変わっています。半世紀前には、反戦・平和

では、悲劇の歴史は繰り返すのでしょうか。そうではありません。

平和憲法のかってない危機が目の前にあるといわなければなりま

の\*灯り\*で埋め、防衛庁を包囲しようではありませんか。 小泉首相が参拝するために通った「靖国通り」を、この美しい平和 せない」 根の地域、職場、学園に拡がるでしょう。そして、三月二〇日の全 ません。しかし、この夜の小さな波は、つぎつぎに波となって、草の いです。心が洗われ、勇気がわいてくる思いがします。一月一日に を一日も早く、一人残らず帰国させる」「自衛隊の家族に涙は流さ 〃灯り〃は、いま会場に拡がつています。 壇上から見て本当にきれ 今日の集会、パレードは、もちろんまだ小さな波のひとつにすぎ 「誰れをも殺させない」「誰れも死なせない」「出兵した自衛隊員 この大義にかなう共通の要求を掲げて、ともに進みま

世界のイラク反戦の巨大な共同行動につながるに違いありません。

―この国と二一世紀の歴史の主人公は私たちです。 私たちの行

そして勝利への確信を胸に、この夜のパレードをみ 平和への道を切り拓くために立ち上がった者とし

(二〇〇四年二月五日夜)

んなで成功させようではありませんか。

のけの嘘をならべて、 する国・日本」になりかねないのです。 どという、まるで戦争中の新聞を思わせる報道が始まっています。 黙つていたら、嘘と不正がまかりとおり、〝闇〞が支配する「戦争を かには、「憲法違反というのは、自衛隊の後から石を投げる者だ」な 派兵を強行しています。しかも、マスコミのな

国の内外に広がっています。

です。汚れた戦争の正体を知り、戦争ストップ、平和を求める声は 堂々の行進をしようとしているではありませんか。 私たちは多数者 でしょう。いまは、こんなに多くの私たちが、〃灯り〃をかかげて、 捕・投獄され、弁護士資格を奪われました。だが、なんという違い ました。 こうした人々の弁護をした自由法曹団の弁護士はすべて逮 はすべて国賊として治安維持法で弾圧され、拷問で生命さえ奪われ

キャンドル・ナイトでの坂本あいさつ

みんながイラク派兵反対で燃えていることをひし ひしと感じました。私は団長だったので、最初に 横断幕を持ち、流れ解散地点では最後の部隊が解 散するまで、宣伝カーの上でずっと立っていまし た。終わった後の打ち上げの席上で、「まるで安保 のときのデモみたいだった」といったら、若い人 から「安保なんて聞いたこともない。両親だって 生まれていなかったのでは」と笑われましたが (笑)。

キャンドルをもつ手がかじかむほど寒い夜でし た。でも、途中で帰る人がいない。解散地点まで にデモ隊が増えてくる。辻々で参加者が増える。 解散地点で、すぐ立ち去らない。三々五々楽しそ うに語り合っている。ちなみに、当日、解散地点 の四谷の新道通りの飲み屋は一杯で、あとから行っ た人が座るところがなかったという話を聞きまし た。自分たちがキャンドルを掲げて、自分の意志 で参加した。そのことについての喜びと誇り、そ れを語り合いたいという気持ちをみんなが共有し ていたのです。それは私が弁護士になった当時の 60年安保闘争のデモの雰囲気そのものでした。

私は集会の増上であいさつ中に、数千人の持つ キャンドルにつぎつぎと点火されていくのを見て 本当に心があらわれ、勇気を与えられる思いでし た。数千本のキャンドル、ランタン、提灯にイラ ク戦争反対と平和を求める多くの人の力を見、小 さな一波がやがては万波になるであろう"光"を 私は見たのです。もちろん私だけではありません。 この思いは当夜集まった人々に共通しているで しょう。

呼応したつながる二つの要求 イラク派兵反対の 運動は、間違いなく、呼応して改憲阻止・平和憲 法構築につながる。当夜のキャンドルの紙コップ の多くに二つの要求が書き込まれ、シュプレヒコー ルに二つの要求が繰り返されていたのは、その証 です。イラク派兵反対の声をあげていれば、それ は自然に、あるいは真っ直ぐ、国民多数の憲法改 悪反対の声になるのかといえば、そうは単純では ないでしょう。さまざまに努力が必要です。しか し、改憲反対の運動を発展させる現時点でもっと も大事な――あるいはもっとも有効な――環は両 要求の結合にあると確信しています。問題は、私

今日、ここに来ることができたら、彼はきっと私と一緒に歩いてくれ じ世界で、同じ時間を生きるイラク人民の声を聴きましょう。 なき声」に必ずや応えようではありませんか るに違いありません。 けて下さい。「今度こそ誤りを繰り返さず力をつくして、戦争に反対 語らせてください。 ^、この国で三○○万人の戦争犠牲者の「声なき声」に耳をかたむ みなさん、すべての亡き人に、心から哀悼の意をささげ、その「声 目をあけて、イラクの現実を見、耳をすまして、いま私たちと同 私にも、戦争で失った一人の兄がいます。時空を超えて立ち帰り、 みなさん、ほんの一時でいい、 日本軍の出兵を阻止してもらいたい」という声が聞こえるよう 私には思われてならないのです。

ない。私たちが求めているのは全占領軍が一日も早く撤退し、 間として、ともに生きる者として、この痛切な声にみんなで応えよ 援なのだし ク人自らの手で国を再建することであり、 平和のもとでの人道的支 るというが、占領軍であるという汚れはけっして水に流すことはでき ぜ平和憲法を持つ日本が軍隊を送ってくるのか、自衛隊は水を清め 弾の放射能や重金属粉末汚染でつぎつぎに白血病で倒れている。 で同胞は大量に殺戮された。生き残った子供たちさえ、劣化ウラン 存在もしなかった大量殺戮兵器を口実にした大義なき汚れた戦争 これこそがイラクの人たちの声なのです。みなさん、

に崩壊しました。にもかかわらず、 灯りをかかげます。 和の党」・公明党一 うではありませんか。 私たちは、小泉内閣、自民党、出兵の露払いをしている自称「平 国連無視の先制攻撃の大義名分は、すでに完全 ―これらの黒く汚れた正体を照らし出すために、 政府は国会で「三百代言」そこ

史上はじめての防衛庁本部包囲のキャンドルパレードにお集まり

のみなさん、今晩は。

キャンドル点火の間の五分間、

集会参加者の一人としての思いを

目を閉じて、アジアで二〇〇〇万

**—** 19

たちが「待ち」の姿勢でこの有利な条件を生かしきれずに戦機を失うことです。私たちはいま、イラク戦争反対と結びつけて、憲法9条の大切さを具体的に、生きた事実、分かりやすい実例で話すことができます。国会に係属しているすでに述べた有事関連法案反対と結びつけて、「戦争をする国」・「改憲国家」は自由と民主主義を奪うことを話すことができるのです。時機を失せずに、大いにこの有利な条件を活用して、前進したいと強く思っています。

結合すべきもう一つの要求 生存権の擁護 9 条改悪反対と結合できるし、すべきだと思うもう 一つの重要な要求は、人間らしく生きるという要 求です。先程改憲の狙いには「弱肉強食国家」「市 場原理万能国家」にし、人間らしく生きる権利(憲 法25条)無視の体制をつくると言うことがあると いう話をしましたが、これに対置する私たちの人 間らしく生きるという要求を掲げ、これを改憲反 対要求の一つの柱とすべきだと考えます。

改憲策動の中心は繰り返し述べたように憲法9 条改悪です。この中心をしっかりとにぎってたた かうのが基本戦略です。イラク派兵反対は先程か ら繰り返し述べてきたように、そのことと客観的 にも、現実の運動でも、結びつき得るし、現にそ の方向で発展しています。でも、利潤至上主義の 「弱肉強食国家」・「構造改革」強化のための改憲で あることを指摘し、人間らしく平和に生きたい、 希望のもてる人生をという要求とどう結合するか がもう一つの重要な問題になっているのだと思い ます。一橋大学教授の渡辺治氏は、「構造改革」反 対、生存権擁護の運動と改憲阻止の運動との結合 の重要性を強調しています(「ブッシュ追随の軍事 大国化にどう対抗するか」、『前衛』04年1月号)。 教えられるところの多い指摘です。実際の運動で どう結合するのかは、これからの課題でしょうが、 今後の運動の課題として取り組みたいものです。

### 〈憲法を生かして「もう一つの日本」を〉

草の根から改憲反対運動を巻き起こす上で、大 事なことは一見すると「時代の閉塞」のように見 えているが、実はみんなが平和で平等に、人間ら しく生きられる「もう一つの日本」をつくる条件 が生まれていることをつかみ、訴えることだと思っ ています。あえてスローガン的にいえば、改憲反 対だけではなく「憲法を生かして、もう一つの日 本をつくろう」と呼びかけるということです。か つてはなかなか見えていなかった、少なくとも私 はつかみきれていなかった有利な条件が目の前に ある。改憲国家の"闇"と対決して、憲法をこの 国に生かし切ったときに、実現するであろう"光" あふれる「もう一つの日本」の実現可能性が見え てきている。つまり、いま、改憲を阻止し、この 憲法を実際に生かすことこそが、私たちの21世紀 日本をつくるということ、そして、それは世界に 誇れる「"光" ある国」をつくることだということ を、科学的な展望を持って語りうる、その意味で のかつてない時代に、私たちは生きているのでは ないでしょうか。

世界史の中で"光"る憲法 国連憲章は、戦争を 原則違法としています。25カ国、人口約4億5000 万人のEU (ヨーロッパ連合) は、国連憲章の強化 を掲げる憲法を制定しようとしています。アジア においても、紛争の平和的解決を基本に、同時に 平和的地域経済の実現を求める東南アジア友好条 約がつくられ、諸国の加盟がすすんでいます。03 年にはこれまでの10カ国に加えて、中国やインド が加盟し、しぶっていた日本も加盟することにな りました。民衆のレベルでは、1999年にオランダ のハーグで開かれた「世界平和市民会議」は、「公 正な世界秩序のための基本10原則」の第1項で、 「各国議会は日本憲法第9条のように自国政府が戦 争をすることを禁止する決議をすること」と記し ました。日本の憲法9条が世界の平和を照らす貴 重な"光"であることは、世界的に明らかになっ ています。だからイラク戦争に反対し、憲法を守っ て、それを完全に実施していくという私たちの運 動は、決して孤立していないのです。日本の私た ちの運動は世界の多数派の運動です。平和だけで はありません。人間らしく生きる権利を本当にこ の国に実現していくということも、ILO 憲章や国 連人権規約と一致する歴史の流れです。

21世紀の前半ぐらいを展望したときに、憲法9 条と生存権、そして働く権利規定、良心の自由な ど豊富な人権規定をもつ日本国憲法の完全実施、

そのことによる「もう一つの日本」の実現は、圧倒的多数の国民の"共同綱領"になり得るものです。そのことをも訴えて、改憲阻止の国民運動の環を幾重にもし、ひろげたいと強く思うのです。そうした視点で改憲阻止とともに憲法の完全実施で「もう一つの日本」をというのがいまの私の"夢"なのです。この"夢"は実現可能だと私は確信するものです。

### 労働組合・労働運動への期待

編集部 坂本さんのいう展望を現実のものにし、 イラク派兵反対、改憲阻止の運動を発展させる上 で、労働組合・労働運動に何を期待しますか。

坂本 イラク派兵反対運動を持続的に発展させ る上でも、これと結びつけて改憲阻止の運動をつ くり、前進させていくという点でも、労働組合・ 労働運動の役割は決定的に大きいと思い、大いに 期待しています。もちろんこの二つの課題は全国 民的な課題です。イラク戦争反対の運動を見れば、 労働組合の枠を超え広範な、しかもさまざまにか つてない新しい運動が全市民的に始まっています。 日本だけではありません。こうした流れは質量と もに、はるかに上回る規模と勢いで世界に広がっ ているのです。私は不勉強で、最近、国際民主法 律家協会の事務局の方からいただいた最小限の資 料を読んだだけですが、本年1月16日から6日間、 インドのムンバイ (旧ボンベイ) で開かれ、12万 人(うちインドから9万人)が参加して開かれた 「世界社会フォーラム」の大集会を知りました。こ こに結集している人々は、世界の各地で「帝国主 義的グローバリゼーション」に反対することと、 イラク戦争反対、平和を求める要求を結合して、 力強い運動を展開しています。労働組合やいろい ろの民主団体の側で、日本の内外のこうした新た な運動に要求の結集、開かれた運動の工夫、柔軟 で一人ひとりの自発性と創意を大事にした運動の あり方に学ぶべきことは数多くあるに違いありま せん。少なくとも私は「カルチャーショック」を 受けたに近い感じで、いま勉強しています。

世界が証明している労働運動の役割 しかし、市民レベルでかつてない運動が国の内外でひろがっ

ているということは、既存の労働組合・労働運動 はもう役割が終わったとか、たたかう力がなくなっ たということでは決してないはずです。彼我の対 決がきびしいものになり、大きなそして持続的な 活動が必要になればなるほど、労働組合・労働運 動の役割は法則的にいっそう重要なものになって くるに違いありません。これは私の推論ではなく、 世界のイラク戦争反対の運動がそのことを証明し ています。

ロンドン200万人集会と労働組合 私は、『労働総研クォータリー』の2003年春季号の宮前忠夫さんの「ロンドン200万人反戦デモと労働組合運動」という論文を読んで改めてその思いを強くしました。

同氏の論文は、2003年2月15日、アメリカ・イ ギリスのイラク攻撃直前にロンドンで開かれた200 万人を超える反戦大集会に、労働組合がどういう 役割をしたかということを書いたものです。反戦 大集会・デモにはたくさんの団体が参加しました が、全体をコーディネートし、調整統率したのは 「戦争阻止連合」です。「戦争阻止連合」(37人の運 営委員会の内6人が労働組合代表、10労組が「連 合」に参加)の議長は、イギリスの労働組合の中 で最も戦闘的で、かつ反戦・平和運動に取り組ん できた組合の一つであるASLEF(機関士・火夫組 合) 出身のマリー女史です。ASLEFは全支部に対 して集会に対する結集を呼びかけ、連合自身、も し戦争が開始された場合には、勃発と同時にスト ライキを行う決定をしています。この指令はきめ 細かく具体的です。ストは1時間でも2時間でも いいし、全日でもいい。それから職場外でのラン チタイムでも集会をやること、仕事に戻らないこ と、バッジあるいはステッカーを終日つけること、 仕事に対する不服従の諸形態を検討することを指 示しているのです。そしてさらに、夜の6時に各 都市の中心部、ロンドンの場合は国会前広場に集 結することを求めています。こうした労働組合の 行動を重要な軸にして、ロンドンだけでも200万人 が結集してイラク戦争開始反対の大集会、大デモ を成功させたのです。ちなみに、この時期、ロー マでも300万人の集会・デモが行われていますが、 ここでも年金改悪反対の労働者と国民の共同要求 をも掲げ、労働組合が大きな役割を果たしたと伝

えられています。

同じ発達した資本主義の国で、アメリカと共同して攻撃したイギリス、そして派兵したイタリアで、労働組合がこういう運動をしているということに、日本の労働運動・労働組合が学ぶところは大きいのではないでしょうか。それとも、イギリスと日本では国情が違い、労働組合のあり方が違っていて、日本ではそもそも無理な話でしょうか。私はそうは思えません。

日本労働運動に"光"はある 平和の問題につい て、日本の労働者は、世界のなかでも先駆的な運 動をしてきたいくつもの貴重な実績をもっている からです。私が弁護士になった1959年から60年の 安保闘争で、日本の労働組合は平和憲法に反する 安保条約の改定に反対して、当時世界に例を見な かった大闘争を展開しました。6月4日には全国 で最大で460万人の、安保条約改定反対の統一行動 が行われました。スト権を奪われているにもかか わらず、この日、国鉄労働者を中心に一斉にスト ライキが行われ、1107本の列車が運休し、遅延が 769本におよびました。6月19日には、安保の強行 採決で、参議院での条約の自然成立を目前にして、 国会を包囲する30万人のデモが展開されました。 これらのデモの主力は労働組合、労働者でした。 私は当時総評弁護団の一員として「警備」という ことで終日国会周辺にいましたが、電機労連や鉄 鋼労連などの赤旗がデモの先頭にひるがえってい たのを思い出します。

こうした大闘争の結果、安保改定は阻止できなかったけども岸内閣は倒閣されました。そして、このたたかいから生まれ、鍛えられ、育った労働組合や民主勢力の若い力が、恐らく90年代の半ば前後まで、この国の労働運動や民主運動の、そして憲法擁護闘争の重要な"背骨"となったのです。

日本の労働者は、世界に例のなかった原水爆禁 止運動でも、広範な市民と力をあわせて、大きな 役割を果たしてきました。ベトナム戦争反対でも、 世界の労働運動の先頭に立ってたたかっています。 ですから、イギリスやイタリア、さらにはフラン スやドイツの労働組合・労働運動にはできるが、 日本の労働運動、労働組合では無理だということ は歴史に照らして正しくないと思うのです。

だが「昔はそうでも今は違う」ということも私 は認めます。「安保闘争のようにたたかおう」とい うスローガンはおそらく少なくともこの時点では 有効ではないでしょう。先にも話したように、2 月5日の夜、「安保の時みたいだ」といったら笑わ れたのですから。安保闘争ののちに、大企業を中 心に労働運動を右傾化させるための執拗な攻撃が 加えられました。そしてさらに、70年代後半から の労働組合の右翼的再編、総評の解体 (1989)、安 保条約改定反対闘争やベトナム戦争反対のときと 比べてのマスコミの重大な変質がありました。さ らには、この間の世界でも異例な反共を旗印にし た職場の自由と民主主義の破壊を含む多様なやり 方での職場支配の強化が、労働運動の本来のたた かう力を大きく弱めたのは事実です。全労連とそ の傘下の組合も、わが国特有の企業内労働組合、 それも男性正規社員中心組合という組織のあり方 からくる弱点をもっています。バブル時はそのと きなりに、バブル崩壊・リストラ「合理化」の嵐 の時代は、またそれゆえにさまざまの打撃を受け て苦闘を強いられました。にもかかわらず、この 国の労働者は粘り強く反戦・平和のともし火を引 き継いできたのです。しかも、すでに述べたよう に未組織の組織化を初め、新たなたたかいにいま 立ち上がっています。労働者・労働組合がイラク 派兵反対、憲法改悪阻止の運動に大きな力を発揮 することは十分展望できるのではないでしょうか。 新たな条件を生かして しかも、安保条約改定反 対闘争やベトナム戦争反対闘争の時代と比べれば、 世界の流れはより強く、そして広く平和の方向に きています。この日本においても、共同してたた かえる新しい力が生まれています。安保条約改定 反対闘争のときには「名もなき市民の会」とか、 民商のストライキとかいろいろあったけども、あ のときに比べたら、いまの日本の市民層の反戦・ 平和の意思と行動力ははるかに強くなっています。 これと70年代前半ころからの長い反動攻勢に抗し て、新たなナショナルセンター・全労連を結成 (1989年) し、たたかい抜いてきている労働運動の 力を結びつけて、相乗的な発展を勝ち取る豊かな 可能性があるように思われます。だからこそ労働 運動・労働組合がこうした新たな条件を生かして、

引き継ぐべき伝統は引き継ぎながら、この時代、 この局面に相応しいたたかい方で、立ち上がるこ とを心から期待するのです。

国会における議席差だとか、メディアの変質と かはあっても、それを乗り越えていくに足りる力 を国民的に形成し、せめぎ勝って勝利への道を開 くために不可欠のカギは、あわてずに、だが急い で職場の隅々から立ち上がり、反戦・平和、改憲 反対の声をすべての労働者と国民のなかにひろげ ることにあるのは確かでしょう。選挙での前進に もそれは不可欠です。逆にいえば、好むと好まざ るとにかかわらず、そのこと抜きに現実に勝利を 勝ち取る道はないと私は考えています。「帝国主義 的グローバリゼーション」のもとでの「構造改革」、 「規制緩和」、そのための「働くルール」の破壊に 反対し、憲法25条の保障した生存権の実現をめざ す労働者の本格的な運動を、反戦平和・憲法改悪 反対の運動と結びつけて、たたかいの"環"を多 重にひろげることがいま求められていると思われ てなりません。そのことは、労働運動・労働組合 が今までの困難な状況をうちやぶり、自分自身を 時代を切り開く質量ともにより活力のある強力な 組織につくり変えていくことに繋がっているよう に思います。こうしたたたかいに打って出ること こそが、21世紀の労働運動・労働組合の往くべき 道だと思うわけです。

署名運動のダイナモに 憲法会議は、憲法会議拡 大常任幹事会 (03年9月23日) で憲法9条改悪反 対の全有権者過半数を獲得する署名運動を提起し、 実行に移っています。そのために職場や地域での 無数の委員会を提起しています。これは思い切っ た行動提起です。確かに、そのことに成功すれば、 改憲勢力に国民投票に打って出ることをためらわ す力関係が形成できるでしょう。

だが、誰が実際にこうした運動を進めるのでしょうか。もちろん、全国民的な運動が必要です。しかし、この運動に"火"をつけ、おそらく当初は、なかなか回らない可能性のある車輪を回し、前進して、全国民の参加に広げるには、労働組合のかつてない取り組みが必要でしょう。署名運動の成功のために、おそらく不可欠な全員参加型の草の根の職場や地域の集会を組織する上で、労働組合

は重要な役割を担っています。リストラ「合理化」、 賃下げ攻撃の嵐の中で、労働組合、その幹部、組 合員は実にさまざまな重荷を背負っていることを 私は知っています。しかし、私はこの45年、この 目で見、教えられた尊敬に値するこの国の労働者・ 労働組合がこの課題を全力で成し遂げることを心 から期待し、かつそのことができると確信するの です。リップサービスでも、根拠のない願望でも ありません。私はたくさんのたたかいで、労働者・ 労働組合がさまざまな不利な条件にもかかわらず、 思想差別、女性差別、不当な配転・解雇に反対し て立ち上がって人間の権利を守り、要求を実現す るのをこの目で見てきました。最近でいえば、キャ ンドル・ナイトの1万人のうち6000から7000人の 労働者の結集した力を見ました。その経験にもと づく労働組合と労働者に対する信頼と期待であり、 確信なのです。

### でも、どうしてもいいたいことが……

編集部 このインタビューは3月14日に行い、 坂本さんに速記原稿を届けたのは18日です。22日 になって、最後の発言部分を言い直したいという 電話がありました。どのようなことをいいたいの ですか。

坂本 どうしてもこのインタビューのむすびと していいたいことがおきたのです。そこで、編集 部に迷惑をかけるのを申し訳ないとは思いつつ、 「言い直し」をお願いしました。14日のインタビュー のときは、最後のまとめは、"初心"に立ち返っ て、直面する"渦中"で自分のできるだけのこと をしたいという私の"決意表明"でした。しかし、 その後のスペインの総選挙での激変、そして、氷 雨の中での3月20日の「3.20国際共同行動IN東京・ 芝公園」の集会とデモなどに参加したことによっ て改めて確信したことを話して、インタビューの 締めくくりにしたい。そう思って、電話したのです。 スペインでの激変——世界は動く 3月14日投票 が行われたスペインの総選挙の結果は、欧州を揺 るがし、世界を動かしています。よく知られてい るように、3月11日、マドリード市中心の3つの 駅で爆弾テロが起き、死者200人、負傷者1500人と

いう惨害になりました。どんな理由であれ、許すことのできないこの野蛮な無差別テロに対して、翌日の12日、スペインの人々はマドリードで250万人、全国で1000万人を超える抗議のデモに立ち上がりました。スペインの人口は約4000万人ですから、日本に当てはめれば実に3000万人に当たる文字通りの全国民的抗議です。スペイン国民は、テロに抗議するにとどまりませんでした。国民の9割近い反対を無視してアメリカに協力し、1300人の軍隊を派遣してきたアスナール政権とその与党に対し、総選挙で痛烈な審判を下したのです。政権与党の国民党はそれまでの188議席を148議席に減らし、撤兵を公約に掲げた社会労働党は125議席から164議席に躍進、この結果、ついに政権交代が実現したのです。

3月15日、ブッシュ大統領は急遽、次期首相になる社会労働党のサバテーロ氏と電話会談を行い、テロに屈せず派兵国にとどまるよう働きかけましたが、サバテーロ氏は公約を守る言動を貫いています。米英と並んでの三本柱、アメリカがかき集めたその他の派兵国の中心であった EU の大国のひとつ、スペインは大義なき戦争からの離脱の道を歩き始めました。この影響はポーランド、オランダなどの派遣国の首脳を動揺させ、国民から厳しい批判を浴びているイギリスのブレア首相の孤立をいっそう深めています。世界は明らかに新たに動き始めました。

「テロに対して大義なき戦争で対抗するのは、テロの新たな温床をつくり、拡大させるだけだ」「暴力に対して戦争という暴力をもって報いることは解決にならない」――そのことをスペインの悲劇は証明したのです。単にそれだけではありません。この悲劇の中から、スペインの人民は、「国民の意見を省みず、アメリカの大義なき戦争に加担する政権を打ち倒す」という選択を自分自身の力で行ったのです。この正しい選択を「テロに屈服した」という者がいます。犠牲者とスペイン人民をともに冒涜するこうした非難に対して、『朝日』のコラムニスト早野透氏は、かつてフランコファシズム政権とたたかったスペイン人民の歴史を引用しながら「ポリティカにっぽん」(『朝日』、3月23日)でつぎのように書いています。

「こんな試練を乗り越えた国民がただテロにしっぽを巻いて政権交代に走ったはずはないじゃないか。降りしきる雨のなか、200人もの死者を悼んで『テロ、ノー』のプラカードを掲げてマドリードの広場を埋め尽くした人々を見よ。スペイン全土で1千万人。『テロとの戦い』がテロを生み出す、不条理な戦争はもうやめようという怒りではなかったか。」

草野氏のいうとおりだと思います。スペイン人 民は「往くべきは平和の道」であることを、それ 以外にないことを自ら証明してくれたのです。

3.20での共同決意表明 3月20日、「3.20国際共同 行動 IN 東京・芝公園 | 主催の集会に約3万人、 「ワールド・ピース・ナウ3.20」実行委員会主催の 日比谷公園野外音楽堂に集まった人々、陸・海・ 空・港湾20団体主催の日比谷公園小音楽堂での「平 和コンサート」に集まった人たち、さらに芝公園 から日比谷コースのデモで行進した人たちの一部 が霞門で解散した後に、それぞれワールド・ピー ス・ナウのデモに参加して、3万人、合計約6万 人(いずれも主催者発表)の集会とデモが行われ ました。激しい氷雨と気温3度以下というまれに みる悪条件にもかかわらず、それぞれの集会、デ モ・パレードは熱気あふれるものになりました。 この日、私が一番心に残ったのは、それぞれの集 会を企画した人たち、そして参加した人たちに共 通する共同をなんとかひろげようという意志でし た。主催者側は、開会時間を早め、デモを二分し、 その一つ、日比谷コースの解散点を日比谷公園の 霞門にしました。そして、壇上から解散後もでき るだけ日比谷公園に集まった人たちと合流して集 会・デモに参加することを呼びかけていました。

芝公園集会に寄せられた社会民主党福島瑞穂党首のメッセージも、ワールド・ピース・ナウ実行委員の高田健氏(市民連絡会事務局次長)の集会演壇からの挨拶も共同してたたかう決意を表明するものでした。陸・海・空・港湾20労組を代表しての中川香氏(航空安全会議副議長)の「今日をみんなが共同して立ち上がった日として歴史にとどめよう」という訴えは、会場が狭すぎて多くの参加者が聞けなかったのは残念ですが、聞いた人々の胸に確かに届いていました。4キロを超える雨

の中のデモで日比谷公園にたどりついた人々の中 から、少なからぬ人々が、さらに午後2時からの ワールド・ピース・ナウの銀座パレードに参加し ていったのです。この日、氷雨などでは決して消 え去ることのない共同への道を照らす"光"を私 は確かに見たと思うのです。会場からあふれ、私 のように演壇からの話を聞けなかった人々が大半 でした。そのことの不満も聞きました。また、「ま だ三つに分かれての集会なのか。どうして一緒に やらないのか」という批判も聞きました。いずれ ももっともです。でも、それぞれの集会の主催者 たちは、有事法制反対でつくってきた共同の流れ を断たずに、これをこれからひろげるためにさま ざまに努力し、集会参加者にそうした立場と決意 を表明したのです。このように、共同への努力が それぞれ始まっていることに私はやはり"光"—— それも決して小さくない"光" ---を見る思いが したのです。集会場に入れず、話を聞けなかった 人々のために私はそのことをどうしても伝えたい と思うわけです。

9.11犠牲者からのメッセージ 芝公園の集会では、 01年9月11日のニューヨークの航空機を使ってのテ ロの犠牲者の遺族の一人リタ・ラサールさんの連 帯のメッセージが朗読されました。彼女は貿易セ ンタービルで働いており、テロ発生後、家族に「僕 は逃げない」「車椅子の同僚がいるから付き添って 救助を待つ」と電話してきましたが、ついに帰っ てこなかった弟を持つ遺族です。テロを憎み、報 復の声を上げても誰も非難することはできないで しょう。その彼女は、その後どう生きたのでしょ うか? 弟の死を「美談」として讃えるブッシュ大 統領の演説を聞いて、弟の死が「はるか遠くの国 で、罪のないたくさんの人々を殺す口実にされよ うとしている」と考え、それまでの平穏な生活を 捨て同じ遺族とともに、彼女は、非暴力・平和を 訴える非営利団体「ピース・トゥモローズ(平和 の朝)」を創造し、行動しているのです。70を超え た歳でアフガニスタンに行き、米軍の爆撃で負傷 した女性と会い、「本当にごめんなさい。本当にご めんなさい」と涙を流して謝っている。「ピース・

トゥモローズ」には100家族が結集しており、ラ サールさんは、3月20日のニューヨークでの反戦 集会に参加するというのです。私はこのことを当 日の『朝日』の「天声人語」で読んでいました。 文章でどう表現したらいいか分からないほどに、 人間の心の尊さ、気高さを私はこの記事で教えら れ励まされて、集会に参加していたのです。その 人のメッセージがこの日本のこの会場に届けられ ている。そこに集まった人々の心にしみとおって いる。私は「往くべきは平和の道」であることを 照らしだす力強い"光"をここにも見たのです。 人間の力を信じて今を生きたい かつてない "渦 中"に立って、私が何をなすべきか。そのことに ついて、インタビューを終えてからわずか2日の 間に、新たに灯る"光"を私は知りました。前途 には多くの障害があり、さまざまに風雨の強まり はあるに違いありません。しかし、3月20日だけ で、この国で数十万、世界で数百万の集会・デモ に結集した人々、さらにその数十倍、数百倍の規 模で平和を求め、人間らしく生きる社会を求めて いる人間の力を信じないで、なにを信ずるという のでしょうか。改めて決意表明を語る言葉はもう 私にはありません。平和のために、人間らしく生 きるために"民衆の弁護士"として、各地で行動 している1600余人の自由法曹団の団員とともに今 を生きたい。その一員として、国籍のいかんを問 わず、誰でも平和で人間らしく生きられる日本、 世界の人民と連帯できる「21世紀のもう一つの日 本」をこの"渦中"から生みだすために、私にで きることをしたい。それは喜びであり、それがで きればこんなに幸せなことはないと思っているこ とを述べて、結びとすることにします。

編集部 長時間ありがとうございました。

〈後記〉このインタビューは、3月14日に行われましたが、すでに本文で述べたような理由で3月22日以降、同28日までの間に若干補筆しました。なお、最終ゲラ校正の4月1日に、本文中の注記(注1)と(注2)を付しました。

### 経済の「軍事化」の進行と労働者・国民

藤吉 信博

### はじめに

日本経済は軍事化していないという根強い説がある。その根拠としてもちだされるイデオロギーは、①日本の軍備は日本国憲法に規定された「専守防衛」であり、侵略的性格をもたないという制約性があること、②日本の軍事費はGDPの1%以下であり、最近、軍事予算額そのものが減少していること、③日本の軍事生産額は日本の工業生産額の0.65%にしかすぎず、日本全体に占める軍事産業・生産部門の比重もきわめて低いこと、④諸外国の軍事費に比べてもきわめて低いこと、などである。

はたしてそうであろうか。英国際戦略研究所『ミリタリー・バランス2002-2003』によれば、2001年度の国防費は、米国3223億6500万ドル、ロシア636億8400万ドル、中国460億4900万ドル、日本395億1300万ドル、英国347億1400万ドル、フランス329億900万ドル、ドイツ269億200万ドルである。日本の軍事費は世界第4位、資本主義国では米国についで第2位ということになる。小稿では、経済の軍事化という問題を、単に兵器生産や軍事費だけの狭い分野から分析するのではなく、国民経済全体を軍事化させていくための政治構造との関連で論究する。

### 1) 米日支配層の憲法改悪の野望

この点でもっとも重視しなければならないことは、日本国憲法、とくに第9条に対する米日支配層の攻撃である。なぜ憲法9条に対する攻撃が彼らにとって必要なのか、その点をみる前に、憲法9条をここで再確認しておきたい。

憲法第9条は「①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動た

る戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と厳正に国際社会に宣言している。憲法9条は、戦争の放棄と軍備および交戦権を疑問の余地なく明確に否認している。この憲法9条に対する攻撃を軸に日本経済の軍事化が推進されていることをはじめに確認しておくことが重要である。

小泉自民党・公明党連立内閣が強行した自衛隊のイラク派兵は、アメリカの要請に積極的・能動的に呼応し、アメリカの帝国主義的・一国覇権主義にもとづく核をふくむ先制攻撃戦略に、日本と日本国民を強制動員する「戦争国家」体制づくり攻撃の一環である。米日支配層が、日米軍事同盟を世界規模で展開する野望を実現化するためにかけてきている憲法9条破壊攻撃は、戦後政治史の重大で新たな転換点を画するものといわなければならない。

米日支配層の憲法9条破壊攻撃は、90年代にはいって質的変化をともなって強化されてきている。 それを簡潔に跡付けてみよう。

1991年4月、「国連協力」「国際貢献」の美名の下に、湾岸戦争で戦闘地域であるペルシャ湾にはじめて海上自衛隊掃海艇6隻を出動させた。

1992年9月、国連カンボジア暫定機構のPKO活動として自衛隊を初参加させた。

1994年4月の「北朝鮮核疑惑」をめぐり、米国は北朝鮮に対し軍事攻撃決意し、日本に1000項目以上の要求を行なったが、日本の有事法制不整備のため、米国の要求に応じることができず、有事法制整備が日米支配層の重大関心事となった。

1996年4月、橋本首相とクリントン大統領とが「日米安全保障共同宣言」した。この「宣言」にもとづく「ガイドライン(日米防衛協力指針)」(1997

年9月)制定と、「有事法制」制定は、憲法9条改悪を明確に射程に入れた、対米従属下での日本軍国主義復活強化の新たな重大段階を画する攻撃であった。「宣言」は「地球的規模での協力」をうたい、米軍の「地球規模」での軍事行動に日本の軍事力・経済力を総動員する枠組みをつくろうとするものであり、安保条約のいっそう危険な方向での大改悪である。

1999年8月、小渕内閣は、「周辺事態安全確保法」およびこれに関連する「自衛隊法の一部改定」と「日米物品役務相互提供協定」を改定し、自衛隊が米軍の後方支援活動を分担できるように法整備した。

2001年4月、小泉内閣の成立によって対米従属 下の日本軍国主義復活強化・憲法9条破壊策動が 加速化する。

2001年5月、小泉・ブッシュ会談で、小泉首相は「日米同盟関係の再定義」、集団的自衛権行使を誓約し、憲法9条破壊の道を強引にすすみはじめた。これは、2000年10月に発表されたナイ・アーミテージ報告「米国と日本 成熟したパートナーシップ」の具体化である。「報告書」は「米国と英国との特別の関係を日米同盟のモデルとみなす」べきであるとして、「日米同盟関係の再定義」を主張し、「日本が集団的自衛権(の行使)を禁止している(日本国憲法が存在することが、日米)同盟協力の制約になっている」ことを強調して、日本に憲法9条が禁止している集団的自衛権行使を迫るものであった。

2001年9月、9.11同時多発テロ後、小泉首相はアメリカに飛び、ブッシュ大統領と会談し、「アメリカとともに毅然として戦う」と宣言した。小泉内閣は、11月、「テロ特措法」と「自衛隊法の一部改定」を成立させた。日本政府は米軍のアフガニスタンへの「報復戦争」を支援するため、海上自衛隊の補給艦、掃海母艦、護衛艦をインド洋に出動させ、米艦船への洋上給油を開始した。航空自衛隊も国外空輸を開始した。PKO協力法の改定で、PKF本隊業務に参加することを可能にした。

2002年4月、武力攻撃事態対処関連3法案を提案した。これら法案は、アメリカの侵略戦争に加

担し、日本自らが参戦していくための戦争法制である。この3法案は継続審議となり、2003年6月、 民主党も賛成して可決された。

2003年12月、小泉内閣は、米英軍などが侵略し 占拠を続けているイラクへ重火器で武装した自衛 隊を派兵した。これは誰の目にも明らかな憲法違 反である。米ブッシュ大統領や英ブレア首相は、 歴史上空前の規模で展開されたイラク戦争反対の 国際抗議行動や国連決議に違反してイラクを攻撃 した。その口実は「テロの撲滅」と「大量破壊兵 器の武装解除」にあった。米軍だけでも15万人、 米国大量破壊兵器調査団1400人を導入し、必死の 捜索を行なったにもかかわらず、大量破壊兵器は 発見されていない。米国の調査団長デービッド・ ケイ CIA 特別顧問は、1月28日米 上院軍事委員会 の公聴会で「大量破壊兵器は最初からなかった」 「自分自身を含め、ほとんどだれもが間違ってい た」と証言せざるを得なくなり、その職を辞任し た。小泉首相は、米英軍のイラク侵略戦争の口実 が瓦解したことを知りながら、自衛隊をイラクに 派兵したのである。

2004年3月、周辺事態法ではできなかった米軍への武器・弾薬をも提供し、米軍と一体となった共同作戦を展開するための「米軍行動円滑化法案」など有事関連7法案と3条約案を提案している。このことについての詳細な分析は本号の「ロング・インタビュー=坂本修弁護士に聞く 『せめぎ合い』の渦中で、どこに"光"を見出すか」に詳論されているので、それを参照していただきたい。

これら米日支配層の90年代からこんにちに至る 一連の動向は、日本を「戦争をする国」に名実と もに転換させようとする、米軍の世界的規模で展 開する侵略戦争に、日本と国民を強制動員して日 米共同作戦を展開するうえで、憲法9条が最大の 障害物になっており、米日支配層は憲法改悪、特 に憲法9条を骨抜きにしようと必死になっている ことを証明している。

こうした文脈のなかで、小泉首相が昨年末の衆 議院選挙の公約に、米軍の侵略戦争に参戦するた め、戦争放棄、戦力と交戦権を否認した憲法9条 改悪を軸にした憲法改悪準備を、05年11月までに

完了するとした意味はきわめて重大である。戦後、 数多くの憲法改悪論議はあったが、憲法尊重の擁 護義務(憲法99条)をもつ総理大臣が、憲法改悪 の日時をきって断行すると言明したことは、戦後 はじめての重大な事態である。

### 2) 米軍事戦略体系の中の自衛隊

1945年8月15日「ポツダム宣言」(「日本国の降 伏条件を定めた宣言)を受諾し、敗戦した日本は、 連合軍の占領支配下におかれ、軍国主義者の公職 追放、戦争犯罪裁判、軍隊の解散と軍事力の経済 基盤の破壊など、非軍事化政策が実施され、1947 年5月3日に日本国憲法が施行された。憲法は、 絶対主義天皇制と日本軍国主義が15年戦争で引き 起こしたアジアと自国に与えた惨害を深く反省し、 前文で「国家の行為によって再び戦争の惨禍が起 こることのないやうにすることを決意し」、第9条 で戦争の放棄および戦力と交戦権の否認を厳粛に 国際社会に宣言したのである。

この憲法をもつ日本に、軍隊を再登場させ、軍 事産業を復活させたのは、日本を事実上占領統治 していたアメリカであった。1947年3月、トルー マン米大統領は、東欧諸国および中国や朝鮮にお ける社会主義をめざす運動の台頭を前に、「共産主 義封じ込め政策」を打ち出した。これを受けて、 1948年1月、ロイヤル米陸軍長官は、日本を「反 共の防壁」とするため、日本の非軍事化政策の転 換を宣言した。その実現を経済的に保障するため、 1948年12月、「日本経済の安定と復興を目的とする 9原則」がアメリカより指示された。この9原則 にもとづく「ドッジ・ライン」は、日本経済を対 米従属的に「安定」、「自立」させ、日本を「極東 の兵器廠」として、アメリカの国防動員計画に組 み入れることを目的にしていた。日本の軍事生産 は朝鮮戦争によって急速に復活していった。

1949年の中国革命の勝利と1950年の朝鮮戦争勃発を転換点として、アメリカは対米従属の日本再軍備を推進した。1950年、マッカーサー連合国軍総司令官は、年頭の辞で「憲法は自衛権を否定していない」と声明し、7月、自衛隊の前進である

警察予備隊の創設を指令した。警察予備隊は、米軍の兵器で武装した米軍の「補助兵力」として創設され、編成された部隊であった。1952年8月、保安隊に改組され、1954年7月、陸海空軍からなる自衛隊が発足した。その後の自衛隊は、日米軍事同盟に規定されて、日本国憲法を否定する度合いを強め、「解釈改憲」では説明不可能な存在となった。小泉首相は、その矛盾を反動的に突破しようとしているのである。このことは、90年代以降急速に展開された集団自衛権実現のための憲法9条改悪の策動との関連で明らかである。

自衛隊は創設以来、日米軍事同盟のもとで、米軍の兵器システム(Weapon System)の一環に組み入れられている。自衛隊は兵器を主として以下の3ルートから購入している。①アメリカの軍事生産企業、②アメリカの軍事生産企業、③「自主開発で国産化」された兵器を生産する日本の軍事生産企業。これら3ルートから購入されるさまざまな兵器類は、2003年5月の小泉・ブッシュ日米首脳会談で合意したミサイル防衛協定にもとづく、核兵器をふくむ宇宙規模での弾道ミサイル防衛(BMD、Ballistic Missile Defense)を頂点とした米軍事戦略に連動した兵器体系の一構成部分であることはいうまでもない。

### 3) 日本軍事生産の実態

軍事予算については後に、国民生活関連予算との関係で分析するが、軍事産業が製造する製品(兵器類)は、国家(税金)によって購入され、使用・消費されるから、軍事産業・企業は、軍事戦略から生まれる戦力・兵器体系に照応した兵器類の生産が要求される。兵器類を生産する軍事生産企業にとって、軍事製品購入に当てられる国庫の支出・国家予算は、死活にかかわる重大問題となる。前中期防衛計画(1996年度~2000年度)の総額は24兆2300億円、内正面装備費は4兆700億円で契約額3兆9700億円(1995年度価格)であり、現中期防衛計画(2001年度~2005年度)の総額は25兆1600億円、内正面装備費4兆0300億円で契約額は4兆

円 (2000年度価格) である。これら軍事費をめぐって軍事産業・企業は争奪戦を展開することになる。 そうした観点から、簡潔に04年度軍事予算の特徴を概括しておく。

04年度軍事予算の特徴は、イラク派兵型海外出動強化と閣議決定「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」にもとづいた「将来を展望した防衛力整備を目指すこと」を予算の「基本」にすえ、米軍の04年から05年のミサイル防衛(MD、Missile Defense)初期配備に呼応して、ミサイル防衛(MD)の導入に踏み込んだことである。

1068億円予算化した弾道ミサイル(BMD)は、98年の北朝鮮によるミサイル発射実験以降すすめてきた日米共同技術研究によるMDの一部である海上配備型上層システム(NTWD、NavyTheater Wide Defense)とは別個に、米国が独自に開発したシステムを導入し、敵の弾道ミサイルを、イージス艦に搭載したSM3ミサイルで迎撃する「海上配備型上層ウェポンシステム」と航空自衛隊の高射部隊がPAC3ミサイルで迎撃する「地上配備型下層ウェポンシステム」の2段階で対処するとしている。

04年度予算で、BMDの導入により、イージス艦1隻の改修、PAC3の1個高射群への配備に着手し、バッジシステムの能力向上をはかり、さらに現有イージス艦4隻すべての改修、4個高射群への配備を計画している。より高度なシステムを対象にした従来からの日米共同研究は継続し、04年度は試作試験を行なう。

さらに、全通甲板型ヘリコプター搭載護衛艦(DDH、情報・指揮通信能力とヘリの運用・整備能力を向上させた護衛艦、1057億円)の導入、3機目の空中給油機(240億円)の導入、GPS誘導により目標に対してきわめて正確な攻撃が可能になるといわれる「爆弾用精密誘導装置」(10億円)の導入、航空自衛隊が保有する500ポンド爆弾へのGPS誘導装置・翼の取り付け、スパイ無人機研究システム開発の着手、軍事偵察衛星の研究開発、などをすすめ、イラク派兵型海外出動の本格強化をめざそうとしている。

以下、国庫による兵器類の購入が、中期防衛力

整備計画にもとづいて、弾道ミサイル防衛システムに収斂するような形で、すでに稼動していることを、具体的資料にもとづいて検証してみよう。

表1は、2001年度における日本の軍事生産の工 業生産に占める比重を表している。2001年度にお ける日本の工業生産額286兆0451億円に占める軍事 生産額は1兆8608億円で、0.65%に過ぎない。し かし、武器弾薬・航空機・船舶製造業部門では軍 事生産額が、金額とともに比重もきわめて高いこ とがわかる。武器弾薬製造業部門における軍事生 産額は3732億円で、防衛向け生産総額の20.06%、 同製造業部門に占める比重は99.69%である。航空 機製造業部門における軍事生産額は5416億円で、 防衛向け生産総額の29.11%、同製造業部門に占め る比重は54.66%である。船舶全製造業部門の軍事 生産額は2164億円で、防衛向け生産総額の9.55%、 同製造業部門における比重は11.63%である。これ に、電機通信機製造業部門を追加する必要がある。 同製造業部門における軍事生産の比重は0.64%と 低いが、軍事生産額は3311億円で防衛庁向け生産 額の17.8%を占めているからである。これら4製 造業部門の軍事生産額は1兆4624億円で、防衛庁 向け生産総額の78.59%という圧倒的比重を占めて いる。

表1 日本産業における軍事生産の比重

	防衛庁向け	工業生産総額	軍事生産比率
	生産総額(100万円)	(100 万円)	(%)
船舶	216, 416	1, 266, 337	9. 55
航空機	541, 662	990, 923	54. 66
車両	35, 605	41, 774, 381	0.09
武器弾薬	373, 262	374, 431	99. 69
電気通信機	331, 113	52, 140, 830	0.64
石油製品	59, 653	9, 371, 947	0.64
繊維製品	18, 633	5, 729, 549	0. 33
医薬品	7, 826	6, 813, 332	0. 11
糧食	36, 056	34, 357, 692	0.10
その他	240, 591	132, 225, 753	0.18
合計	1, 860, 817	286, 045, 175	0.68

出典:『防衛ハンドブック』平成16年版(朝雲新聞社)

表2は、2001年度における軍事生産物の品目別 調達実績表である。電気・測定器・通信・電波関 連部門が件数にして2677件、件数全体 (9802件) の 27.31%、金額にして2366億円、全体の金額 (1兆 2687億円) の18.65%を占めている。航空機・同修 理・誘導武器関連部門が件数にして641件、件数全 体の6.54%、金額にして4207億円、全体の金額の

33.16%の比重を占めている。船舶関連部門が件数にして74件、件数全体の0.75%、金額にして1342億円、全体の金額の10.58%を占めている。試作品関連部門が件数で448件、件数全体の4.57%、金額にして513億円、全体の金額の4.05%を占めている。車両関連部門が件数にして550件、件数全体の5.61%、金額にして658億円、金額全体の5.19%を占めている。これら4部門は、件数にして3840件、件数全体の39.18%、金額にして8429億円、金額全体の66.43%という圧倒的比重を占めている。

表 2 防衛庁調品目別達実績

	件数(件、	%)	金額(億円、	%)
電気	487	4. 97	147. 2	1. 16
測定器	282	2. 88	77. 1	0.61
通信	1, 101	11. 23	516. 6	4. 07
電波	807	8. 23	1, 625. 2	12. 81
需品等	1, 598	16. 30	161.8	1. 28
繊維	829	8. 46	192. 1	1.51
弾火薬	582	5. 94	821. 3	6. 47
燃料	1, 558	15. 89	509. 7	4. 02
船舶	74	0.75	1, 341. 7	10. 58
機械	499	5. 09	181. 6	1. 43
車両	550	5. 61	658. 2	5. 19
武器	134	1. 37	206. 1	1.62
航空機	413	4. 21	2, 024. 3	19. 96
航空機修理	118	1. 20	726. 6	5. 73
誘導武器	110	1. 12	1, 456. 3	11. 48
一般輸入品	39	0.40	1, 084. 4	8. 55
試作品	448	4. 57	513. 5	4.05
FMS	173	1. 76	443. 3	3. 49
合計	9, 802	100.00	12, 687. 1	100.00

出典:『防衛年鑑 2003』(防衛庁年鑑刊行会)

表3は、2001年度の兵器販売契約高上位20社で ある。1位の三菱重工業の契約件数は226件(全件 数の2.3%)、契約金額は2755億円(全契約金額の 21.7%)、2位の川崎重工の契約件数は114件(同 1.2%)、契約金額は1213億円(同9.6%)、3位の三 菱電機の契約件数は185件 (同1.9%)、契約金額は 1010億円 (同8.0%)、4位の日本電気の契約件数 は328件(同3.3%)、契約金額は557億円(同4.4%) 5位の石川島播磨重工業の契約件数は45件(同0.5 %)、契約金額は545億円 (同4.3%) である。この 上位5企業だけで契約件数は898件(同9.2%)、契 約金額は6080億円(同47.9%)を占めている。上 位10社の契約件数は1344件(同13.7%)、契約金額 は7813億円(同61.6%)、上位20社の契約件数は1806 件(同18.4%)、契約金額は9844億円(同75.2%)と なっていることがわかる。

表 3 防衛庁調達上位 20 社

	件数	金額(億円)	年間調達比率(%)
三菱重工	226	2, 755	21.7
川崎重工	114	1,213	9.6
三菱電機	185	1,010	. 8
日本電気	328	557	4.5
石川島播磨	45	545	4.3
東芝	126	425	3. 6
日立造船	33	398	3. 1
小松製作所	55	372	2. 9
IHI エアロスペース	53	273	2. 2
日本電子計算機	179	265	2. 0
日立製作所	78	251	2. 0
新明和工業	10	250	2.0
マリンユナイテッド	2	250	2. 0
富士重工	28	180	1.4
富士通	144	160	1.3
ダイキン工業	57	160	1.3
日本製鉄	19	120	1.0
日本鋼管	2	111	0. 9
いすゞ自動車	62	109	0.9
沖電気	60	102	0.8
合計	1,806	9, 544	

出典:『防衛年鑑 2003』(防衛庁年鑑刊行会)

表4は、1999年度の防衛庁調達上位10位までの各企業の軍事生産依存度を表したものである。三菱重工業の総売上高2兆4538億円の内防衛庁調達額は2797億円で、軍事生産比率は11.4%になる。2位の川崎重工業は、総売上高9447億円の内防衛庁調達額は1322億円で、軍事生産比率は14.0%である。5位の石川島播磨重工業は総売上高8040億円の内防衛庁調達額は535億円で、軍事生産比率は6.7%、小松製作所は8.4%、日立造船9.6%、日本電子計算機8.5%、10社全体の平均は4.5%となっており、各企業における軍事生産の比重は企業経営・政策にとって無視できないところまで高まっているといえよう。

表 4 軍事生産比率

	総売上高 (億円)	防衛庁調達高 (億円)	軍事生産比率 (%)
三菱重工	24, 538	2, 797	11. 4
川崎重工	9, 447	1, 322	14.0
三菱電機	27,050	. 1, 121	4. 1
東芝	35, 053	538	1. 5
石川島播磨	8, 040	535	6. 7
日本電気	37, 845	426	1. 1
小松製作所	4, 414	371	8.4
日立造船	3, 585	344	9.6
日産自動車	29, 970	273	0.9
日本電子計算機	2, 997	255	8. 5
合計	182, 939	7, 983	4. 4

出典:次世代情報都市みらい

http://www. Mirai-city. org/chuo/taxjda. Html#maker

表5は、現在自衛隊の陸海空3軍が所有する兵器類をどのような企業が供給(兵器類の生産を)

表 5 防衛庁への武器納入企業

	武器納入企業	
FMS	ダイセル化学工業	豊和工業
IHI アムテック	タダノ	ボーイング社
IHI エアロスペース	弾薬製造会社	細谷火工
MAP	中国火薬	
MD ヘリコプターズ社		ホンダ技研工業
	ツルボケカ社	前畑造船
USC京浜	帝国繊維	マッキンリー
アイチコーポレーション	帝人	松下電器産業
旭化成	東急車輛	マルナカ製作所
旭精機	東京航空計器	丸山製作所
アンリツ	東芝	三井精機
飯作造船	東芝メディカル	三井玉野
石川化工	東洋通信機	三井三池製作所
石川島建機	東洋電機製造	三菱自動車工業
石川島播磨重工	東洋紡	三菱重工業
石川製作所	東レ	三菱商事
石川造船化工機	東和造船	三菱電機
石原造船	トキメック	三菱ふそうトラック・バス
いすゞ自動車	トスコ	三波工業
市原ポンプ		
	栃木富士産業	ミネビア
今治造船	トヨタ自動車	明星電気
臼杵鉄工所	豊田自動織機	森田ポンプ
大原鉄工所	トラック製造会社	諸岡
大森製作所	内海造船	ヤマハ発動機
岡村造船	長崎造船	ユニチカ
小川テント	名村造船	ユニバーサル造船
沖電気		
	新潟鉄工	横河電子機器
加藤製作所	ニコン	横浜ヨット
兼松	日航エアポート	吉浦造船所
Alvia	エンジニアリング	日 (用、旦州ログ)
カバヤ工業	日産自動車	吉浦造船鉄工
川崎重工業	日産ディーゼル	理研計器
ギャレット社	日本車輌製造	リコーエレメックス
金川造船	日本アビオニクス	渡辺造船
クラレ		
	日本アルミ	渡辺鉄工
小糸製作所	日本エンコリ	
興研	日本工業	米国アンリン社
光進電気工業	日本航空機製造	米国 AAI 社
神戸製鋼所	日本航空電子工業	米国ガルフストリーム エアロスペース社
光明理化学工業	日本除雪機製作所	米国ギャレット社
		米国 GE 社
国際電気	日本製鋼所	
国際電気 五光製作所	日本電気	米国 CUBIC 社
国際電気		米国 CUBIC 社
国際電気 五光製作所	日本電気	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス
国際電気 五光製作所 小浜ドック	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線	米国 CIBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線 日本油脂	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップゼ 米国ノースロップグラマン社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 料相模電能鉄工 佐世保重工	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線 日本油脂 布谷計器	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無練 日本無線 日本油脂 布容計器 函館ドック	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国ヒューズ社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世県重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本油脂 市本油脂 物館ドック 構立造船	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トエス社 フライト・リフューアリング社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無練 日本無線 日本油脂 布容計器 函館ドック	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トエス社 フライト・リフューアリング社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世県重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本油脂 市本油脂 物館ドック 構立造船	米国 CIBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国ヒューズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー・
国際電気 五光製作所 小紙ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造能鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本油脂 布容計器 函館ドック 様立造船 パラフライト社 東九州造船	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ノースロップグラマン社 米国・ネウエルインダーナショナル社 米国ヒューズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー・エアクラフト・オブ・カナダ
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所 ジャコム	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無嫌 日本無難 日本無難 日本治財 市谷計器 随館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トンステーズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー・ エアクラフト・オブ・カナダ ブラット・アンド・ホイットニー社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小木甘工業 相様遺配鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジャコム 昭栄化工	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本計解 布谷計器 函館ドック 様立途船 パラフライト社 東九州造船 日 毎線線 日 日立線機	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トス・フェルインターナショナル社 米国トス・フェーアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・オブ・カナダ ブラット・アンド・オイットニー社 仏国プロアンジャン
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模を総鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島 津製作所 砂栄化工 昭和金属	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本無線 所館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日蹄鳴号 日が東横 日が東横 日が東横	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トカウエルインターナショナル社 米国ヒューズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 エアクラフト・アンド・ホイットニー・エアクラフト・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小木甘工業 相様遺配鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジャコム 昭栄化工	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本計解 布谷計器 函館ドック 様立途船 パラフライト社 東九州造船 日 毎線線 日 日立線機	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トス・フェルインターナショナル社 米国トス・フェーアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・オブ・カナダ ブラット・アンド・オイットニー社 仏国プロアンジャン
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタピラ三菱	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本無線 所館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日蹄鳴号 日が東横 日が東横 日が東横	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トカウエルインターナショナル社 米国ヒューズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 エアクラフト・アンド・ホイットニー・エアクラフト・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 科様遺態鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジギャコム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 市容計器 廃館ドック 様立造船 パラフライト社 東九州造船 日邱連携 日立連携 日立連携 日立連続 日立連続	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トューズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー・ エアクラフト・オブ・カナダ ブラット・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコプター社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタピラ三菱	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本計器 函館ドック 構立造船 ペラフライト社 東九州造船 日立壁機 日立壁機 日立壁機 日立壁機 日立壁機 日立壁を 日本に 日本高船 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国トス・フェーアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ム国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 ユナイテッドディフェンス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相模遺転状 位世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島 津製作所 砂密架化工 昭和金属 昭和飛行機 新神鋼電機 深寿造船	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本無線 所館ドック 横立造船 パラフライト社 東九州造船 日頭陰 日立製作所 日立製作所 日立電船 日野自動車 日野自衛車	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トカースロップグラマン社 米国とコーズ社 フライト・リフコーアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 エアクラフト・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロヘリコプター社 来国テイカミング社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コペルコ建機 小松製作所 小村工業 科様遺盤鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジャコム 島津製作所 ジャコム Bの発化上 昭和金属 昭和飛行機 新キャタピラニ菱 神峡南電機 深寿遺船 伸峡高事	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本油脂 布容計器 適館ドック 様立遊船 バラフライト社 東九州造船 日穿随見 日立建機 日立連件所 日立造船 日野自動車 日野車体工業 深田工業 藤倉就装	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トラスト・ファーナショナル社 米国とコーズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー・エアクラフト・オブ・カナダ ブラット・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国テイカミング社 米国レイシオン社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャクピラ三菱 神鋼電機 深地路・	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無解 日本無解 日本油脂 布容計器 函館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日立整機 日立整機 日立整機 日野自動車 日野自動車 日野車体工業 羅修付支	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ノースロップグラマン社 米国トンスロップを 米国アンスロップがファン社 大国とコーズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー・エアクラフト・オブ・カナダ ブラット・アンド・ホイットニー社 仏国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコプター社 ユナイテッドディフェンス社 米国フイカミング社 米国フイカミング社 米国レイセオン・エアクラフト社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相様造配鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタビラ三菱 神鋼電機 深寿造船 伸動師事 期所和工業 住在 佐エール	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本油脂 布谷計器 函館ドック 橋立密船 パラフライト社 東九州遊船 日知遠機 日立製作所 日立電船 日野自動車 日野自動車 日野自動車 日野自動車 日野自動車 田野自動車 田野を大工業 深田工業 藤倉が装 踏倉工工業	米国 CIBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースコップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国ト・フンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 は国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国テイカミング社 米国ワインオン社 米国アインオン・エアクラフト社 レイセオン・エアクラフト社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小小型作所 小小村工業 相模遺転状 住世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島 神製作所 砂密栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新神鋼電機 深寿造船 伸動商事 新明和工業 住友エール 住女工機械工業	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本治野器 函館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日郊線機 日立製作所 日立製作所 日立製作所 日立製作 日野自動車 日野自動車 日野自動車 田野自動車 田田業 議會創装	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国レスロップグラマン社 米国レースロップグラマン社 米国とコーズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 ム国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 美国ロールスロイス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相様造配鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタビラ三菱 神鋼電機 深寿造船 伸動師事 期所和工業 住在 佐エール	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本油脂 布谷計器 函館ドック 橋立密船 パラフライト社 東九州遊船 日知遠機 日立製作所 日立電船 日野自動車 日野自動車 日野自動車 日野自動車 日野自動車 田野自動車 田野を大工業 深田工業 藤倉が装 踏倉工工業	米国 CIBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースコップ社 米国ノースロップグラマン社 米国ハネウエルインターナショナル社 米国ト・フンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 は国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国テイカミング社 米国ワインオン社 米国アインオン・エアクラフト社 レイセオン・エアクラフト社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小小型作所 小小村工業 相模遺転状 住世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島 神製作所 砂密栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新神鋼電機 深寿造船 伸動商事 新明和工業 住友エール 住女工機械工業	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無線 日本無線 日本無線 日本治野器 函館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日郊線機 日立製作所 日立製作所 日立製作所 日立製作 日野自動車 日野自動車 日野自動車 田野自動車 田田業 議會創装	米国 CUBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国レースロップグラマン社 米国トースロップグラマン社 米国とコーズ社 フライト・リフューアリング社 加ブラット・アンド・ホイットニー社 イニアクラフト・オブ・カナダ ブラット・アンド・ホイットニー社 人国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 土地国テイカミング社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 米国レイセオン・エアクラフト社 大国ロールスロイス社 仏国ロールスロイス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小松製作所 小松製作所 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 重松製作所 四国ドック 島津製作所 四国ドック 島神製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタピラ三菱 神神爾磁機 深典・造船 伸軸商事 新明和工業 住女 エール 住女 広機械工 集	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線 日本油脂 布容計器 函館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日前職見 日立建機 日立建機 日野自動車 日野車体工業 羅修前装 藤倉ゴム 富士道工業 富士通営オラル 富士電機	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ハネウェルインターナショナル社 米国トスロップグラマン社 米国ハネウェルインターナショナル社 大国アンド・ガイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 メルセデス・ベンツ ユーロヘリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国アイカミング社 米国アイカミング社 米国アイカミング社 大田ロールスロイス社 仏国ロールスロイス社 大国ロールス・ロイス・アリソン社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小小村工業 相様遺配鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重型国ドック 島津製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタビラ三菱 神鋼電機 深寿造船 伸動師和工業 住友エルル 住友重機械工業 住友を工 住友ベークライト 石油さく井機	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線 日本無線 日本計器 開館ドック 構立密約 ペラフライト社 東九州遊船 日野追線機 日立製作所 日立連機 日立製作所 日立連絡 日野自動車 日野自動車 日野自動車 日野車本工業 課租工業 離倉前装 諸二通 富士通 古野電域 古野電域 古野電域 古野電域 古野電域 古野電域 古野電域 古野電域	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースコップ社 米国ハネウェルインターナショナル社 米国トネウェルインターナショナル社 米国トネウェルインターナショナル社 米国ト・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 は国プロアンジャン 米国マクダネル・ダグラス社 メルセデス・ベンツ ユーロへリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国ティカミング社 米国レイシオン社 米国レイシオン社 大国レールスロイス社 大国ロールスロイス社 は国コールスロイス社 ロールスロイス社
国際電気 五光製作所 小浜ドック コベルコ建機 小松製作所 小大ドック コベルコ建機 小松製作所 小村工業 相模造船鉄工 佐世保重工 ジーエムいちはら工業 重松製作所 四国ドック 島津製作所 ジャコム 昭栄化工 昭和金属 昭和飛行機 新キャタピラ三菱 神鋼電機 深等造船 伸敏的事 新明和工業 住友工 中板	日本電気 日本トレールモービル 日本飛行機 日本無煙工業 日本無線 日本油脂 布容計器 函館ドック 構立造船 パラフライト社 東九州造船 日前職見 日立建機 日立建機 日野自動車 日野車体工業 羅修前装 藤倉ゴム 富士道工業 富士通営オラル 富士電機	米国 CBIC 社 シコルスキー社 米国ゼネラルダイナミックス アーマネント社 仏国ターボメカ社 ノースロップ社 米国ハネウェルインターナショナル社 米国トスロップグラマン社 米国ハネウェルインターナショナル社 大国アンド・ガイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 ブラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 グラット・アンド・ホイットニー社 メルセデス・ベンツ ユーロヘリコブター社 ユナイテッドディフェンス社 米国アイカミング社 米国アイカミング社 米国アイカミング社 大田ロールスロイス社 仏国ロールスロイス社 大国ロールス・ロイス・アリソン社

出典:『自衛隊装備年鑑 2003-2004』(朝雲新聞社)

しているかを、みたものである。この表から、以 下のような特徴が浮かび上がってくる。

第一の特徴は、当然のことながら米軍の兵器体 系を支えるアメリカ軍事産業・企業に日本の兵器 産業が、技術的にも大きく依存しているというこ とである。特に、弾道ミサイルをふくむ宇宙・航 空機関連を中心に、その主要な生産・情報技術が、 直接アメリカの軍事企業から導入 (購入) される か、技術供与・提携あるいはライセンス生産の形 態で日本の大企業が兵器を生産する。兵器システ ムに関する日米技術協力・共同研究で、日本の兵 器技術がアメリカの軍事・兵器システムに導入・ 実用化されたとしても、それは軍事・兵器システ ムの一部を構成するにすぎず、全体を規定するわ けではない。この点からも、兵器システム全体を 決定している米軍の戦術と一体化しているアメリ カ軍事産業・企業が、日本の軍事産業・企業を規 定する重要な要因となっている。

第二の特徴は、日本を代表する電気機械製造業、 重機械・船舶製造業、自動車製造業などの大企業 が軍事生産に深くかかわっているということであ る。戦後、日本の兵器生産は「軍工廠」ではなく 私企業によって行なわれてきた。私企業は国家の 要求する兵器を研究・開発・製造して、国家に販 売する。兵器の開発は防衛庁の技術研究本部を中 心に行なわれるが、技術研究本部との共同や委託 開発研究、あるいは私企業の自主研究開発によっ て行なわれる。このような形態での兵器の開発研 究は、国家と私企業の濃密な「軍事技術の秘密性」 を共有し、提携・癒着を促進する技術的・物質的 な条件をつくりだすことになる。兵器は戦争・戦 闘に勝利することを前提に製造されているため、 「市場価値」や「平均利潤率」が成立しにくく、「高 価」になりやすい特別剰余価値を当初から前提さ れている商品である。破壊力・殺傷力の大きい兵 器の「良し悪し」は、戦争で実際に使ってみなけ れば判断できないからである。

第三の特徴は、中小企業を含めて網羅的な囲い 込みが行なわれていることである。たとえば、造 船業に典型的にあらわれているが、多くの中堅・ 中小企業が軍事生産に関係している。これは、大

企業と系列・下請との関連で拡大されているという側面もあるが、中小企業を軍事生産に引き込むことによって、日米軍事同盟の下での日本軍国主義復活・強化を、企業の利潤追求と結びつけて積極的・能動的に容認・支持させるという意味でも重要である。このことは、契約形態の面からも補強されている。

このことは2001年度における防衛庁と兵器生産企業との契約(実績)形態でも裏付けられる。契約実績は、総件数で9802件、総金額1兆2687億円である。これを契約形態別でみると、一般競争契約は6021件(61.43%)で、総契約形態の6割以上であるが、金額は1000億円(7.88%)と契約金総額の1割以下である。指名競争契約は847件(8.64%)で、金額は1495億円(11.78%)である。随意契約は2934件(29.93%)であるが、金額は1兆129億円(80.33%)と契約総金額の8割以上を占めている。主要契約は軍事生産大企業と指名・随意契約で行い、一般競争契約で多数の中小企業を抱え込んでいるといえよう。

第四の特徴は、軍事生産に携わる労働者・職場 の専制支配の強化である。日本の職場における専 制支配は、発達した資本主義諸国のなかで異常な 反共主義を土台にしている。日本の反共主義は、 絶対主義的天皇制のもとで、とりわけ治安維持法 によって日中戦争から太平洋戦争にいたる軍国主 義の猛威の下で、それに反対する勢力に「アカ」 「非国民」の汚名をきせ、死刑を含む極刑をもって 弾圧し、国民を恐怖にさらした歴史をもっている。 敗戦後、アメリカの占領下で新憲法・教育基本法 の制定、農地改革、労働改革といった一定の「民 主化」が成し遂げられたが、トルーマン・ドクト リン(1947年3月)とそれにもとづくアメリカの 世界戦略に組み込まれるなかで、あらたに反共主 義が再生されることになった。とりわけ、1950年 6月に始まる朝鮮戦争を前にして、共産党をはじ め民主勢力に対する弾圧、労働組合の分裂策動が 強化され、その後もとりわけ大企業における反共 的労務政策は熾烈をきわめていった。1995年9月 の関西電力の思想差別=人権闘争にたいする最高 裁判決以降、東京電力、日立製作所、石川島播磨

重工業といった巨大企業の「思想差別」事件にお ける労働者の勝利は大きな前進ではあるが、この 間の反共主義の蔓延・浸透こそが、労働運動や国 民意識の「右傾化」に及ぼした影響の大きさはは かり知れない。年功序列的賃金体系と終身雇用制 度が解体され、企業主義の物質的基盤が解体され、 職場に自由と民主主義が拡大する条件も増大して いるが、軍事機密を内包するといわれる兵器生産 職場が、企業秘密と結びついて、職場における専 制支配強化の手段に転化しているということであ る。特別剰余価値をうみだす兵器生産職場では、 「軍事機密の漏洩防止」を口実に、労働者や家族・ 親類にいたるまで思想調査が行なわれることを当 然視する、または黙認する現実が従来から存在し ていた。この傾向が深刻な不況の下で増幅され、 職場における差別支配、専制支配の強化に活用さ れる危険性があることも軽視できない。

### 4) 日本軍事産業の渇望

従来、軍事技術の海外提供は、武器輸出三原則によって禁止されてきた。武器輸出三原則は、1967年4月佐藤総理が衆議院へ表明したもので、①「共産圏諸国向けの場合」、②「国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合」、③「国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合」は、「武器の輸出は認められない」という原則である。

この三原則は、1976年2月の「武器輸出に関する政府統一見解」となり、1981年3月の衆参両院における「武器輸出問題等に関する決議」で「国是」ともなっている。1983年1月自民党政府は、「我が国は米国からの防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要」で「我が国及び極東の平和と安全に資する」を口実に、三原則の例外規定として「米国の要請に応じ米国に武器技術を供与する道を開」いた。

1991年9月、政府は「国連平和活動維持法」成立にともない、国連平和活動にかかわる武器輸出を三原則の例外規定で拡大し、1996年4月「米軍後方支援、物品役務相互提供協定」で米軍への「武器等の提供は武器輸出三原則等によらない」として、米軍への武器提供の道を原則自由に拡大しつづけている。

この点で、日米の巨大軍事企業20社(ボーイン グ、ゼンコープエアロジェット、ゼネラルエレク トリック、ロッキード・マーティン、ノースロッ プ・グラマン、レイセオン・システムズ、サイエ ンスアプリケーションズ・インターナショナル、 ユナイテッドディフェンス、三菱重工業、石川島 播磨重工業、川崎重工業、島津製作所、東芝、ア イ・エイチ・アイ・エアロスペース、小松製作所、 ダイキン工業、日本電気、日立製作所、富士通、 三菱電機) でつくった「日米安全保障産業フォー ラム」(1996年、日米防衛産業が直面する課題につ いて、両国政府に対して提言を行なうために設置) が2002年12月に発表した「共同宣言」「日米防衛産 業界の関心事項」は、弾道ミサイル防衛 (BMD) に関する日米協力を促進していく上でも「日本の 武器輸出三原則に…大きく妨げられている」こと を強調し、その「柔軟運用」を要求していること は重要である。

日米の巨大軍事企業は、「イージスBMDシステムに関する共同開発」から「イージスBMDの関係システムの共同生産」で軍事技術・システム上の覇権確保を目指している。そして「ケースバイケースで、日本の技術によりつくられたイージスBMDシステムやコンポーネントの移転を認める(日本で生産されたハードウエアの第三国への移転については、プログラム開発として検討する)」を要求しているのである。

この弾道ミサイル防衛システム構築をめぐって、 日米の巨大軍事企業に矛盾も存在することが、「日 米安全保障戦略会議」(2002年自民党・公明党・民 主党の国防族や巨大軍事企業が中心になって、「政 官財が一体となり、日米同盟や安全保障政策を協 議する場。日米財界人会議の安全保障版」として 設立された。ロッキード・マーティン、ボーイン

グ、レイセオン、ノースロップ・グラマン、ゼネ ラルダイナミックス、三菱重工業、川崎重工業、 三菱電機、日本電気、石川島播磨重工業、東芝、 小松製作所、富士通、ダイキン工業、富士通、沖 電気、日本経団連、日本防衛装備工業会などが協 力・後援) で表明された。2003年11月20日から25 日まで東京で開催された第2回「戦略会議」(自民 党・公明党・民主党の国防族国会議員、コーエン 元国防長官や軍事戦略シンクタンクのヘリテージ 財団の上級研究員、日米の巨大軍事企業の代表ら が参加)で、米国のシンクタンク・ランド研究所 がMDの導入費は総額6兆円(研究開発費だけで も3兆6000億円もかかると試算)している弾道ミ サイル防衛システムを、新たな特別剰余価値、超 過利潤獲得のビッグ・ビジネスチャンスとしなが らも、久間章生元防衛庁長官自民党国会議員と西 岡喬三菱重工業会長・日本経団連防衛生産委員長 は、①BMDをビッグ・ビジネスチャンスにしたい が、②すべてがアメリカからの輸入ということに なれば、巨額の利益はすべて米国軍事産業のもの となり、日本の防衛産業は利潤の分け前にあずか れないで衰退する危険性がある、③したがって、 日米防衛協力強化のための日米間共同生産を可能 とする体制をつくることが求められる、④しかし 武器輸出禁止三原則でそれができないのでそれを 緩和し、⑤輸入品よりも高価になったとしても日 本の軍事産業基盤強化のため、ライセンス・国内 生産と部品輸出を可能にすべきである、⑥そのた め軍事予算を増額すべきであるということを軍事 産業の代表と国防族議員がいっしょになって要求 しているのである。

### 5) 労働者・国民生活を圧迫

2004年度予算の軍事費の特徴については「はじめに」でふれたので、ここでは経済の軍事化が労働者・国民生活を圧迫する問題を分析する。

日本の軍事費が減少していることが強調されている。04年度の軍事費の対前年度比は1.0% (50億円)減の4兆9030億円で「過去最大の削減額」などと宣伝されている。しかし防衛庁自身が予算説

明資料で、減少は「人件・糧食費の減等」によるもので、「自衛隊の活動経費である一般物件費、又、 弾道ミサイル防衛システムの整備に要する経費を 含む正面契約額」は「所要額を確保」したと説明 している。正面装備費という兵器購入契約額は3890 億円と5.0%の増額となっている。

米国防総省の『共同防衛に対する同盟国の貢献に関する報告』(2003年版)は、日本が米軍の駐留経費の75%を負担し、その負担額は米軍を受け入れる25カ国のすべての国を合計した額の1.6倍以上と突出しており「米国のどんな同盟国よりも気前がよい」と評価している。米軍に対する思いやり予算はSACOをふくめ2707億円で、中小企業対策費(1737億円)の1.6倍となっている。

日本の軍事費を国際比較(『ミリタリー・バランス2002-2003』)すると、日本の軍事費はロシア、中国を含めると第4位、資本主義国では第2位ということを、小論の冒頭でみたが、米国防総省の『共同防衛に対する同盟国の貢献に関する報告』(2002年版)は、米国とその同盟国25カ国の軍事費の合計は1990年から2001年までの11年間に19.2%減少(NATO 加盟国全体で21.4%減、中東の同盟国全体で29.0%減)しているが、日本は逆に20.8%増加していること、日本の軍事費は90年には5位(米国4076億ドル、英国476億ドル、ドイツ389億ドル、フランス376億ドル、日本343億ドル)であったが、2001年には2位(米国3059億ドル、日本414億ドル、英国343億ドル、フランス336億ドル、ドイツ275億ドル)になったと評価している。

先にもふれたように、軍事費は国庫(税金)によって支出される。税金は資本家も支払うが、それは剰余価値なのであって、労働者が生み出した価値の一部である。小泉内閣が強行する「構造改革」によって、大企業優遇減税、「金持ち減税」、中小企業増税、配偶者特別控除の廃止、庶民課税最低限の引き下げ、庶民増税、医療費改悪、年金切り下げなど、国民は7兆円の負担を強いられ、労働者・国民の生活は深刻な危機に直面している。

低所得者に負担を強いる消費税率3%が1989年 に創設され、1998年に5%に引き上げられる反面、 法人税の基本税率は引き下げつづけられたため (1989年37.5%、1998年34.5%、1999年30.0%)、法 人税と消費税の逆転現象 (1989年法人税収19兆円、 消費税収4.1兆円、2003年法人税収9.1兆円、消費税 収9.5兆円) が生じている。

まさに2004年1月3日の「労働総研代表理事声明」「自衛隊のイラク派兵に反対する」が指摘しているように、2004年度予算の特徴は、「イラクへの自衛隊派兵にかかわる直接予算をはじめ、ミサイル防衛費などを含む4兆9030億円が、対米従属の軍事予算として計上され…軍事費が優先されるのに対して、国民のための予算は大幅に切り詰められている…国民窮乏化予算である。ここまでしても、国の借金である国債残高はさらに増え続け、サミット7ヶ国中最悪の約700兆円に達している。アメリカの侵略戦争への加担と、国民生活優先の政治が互いに相容れないものとなっていることを、2004年度政府予算案は端的に示している。」

このように、日本の政治・経済は深刻な行き詰まりは、半世紀以上にわたるアメリカの帝国主義的・一国覇権主義的世界戦略に従属した日本支配層の政治・経済政策帰結である。この深刻な状態を打開する方向は、世界的にも異常な対米従属から抜け出すことと、イラクへの自衛隊派兵反対と即時撤去、憲法9条擁護などの一致点で、広範な国民世論を結集し、政治の民主的転換を展望して、憲法五原則(①国民主権と国家主権、②恒久平和の原則、③基本的人権、④議会制民主主義、⑤地方自治)の完全実現をめざす統一戦線な国民共同の運動を前進させることであろう。

(ふじよし のぶひろ・労働総研事務局次長)

# 国際亚国内動向

# 世界で数百万人が「イラク侵略反対・撤兵」で決起

# --戦争開始1周年3·20国際反戦平和統一行動と労組が果たした役割 宮前 忠夫

米英によるイラク戦争開始1周年の2004年3月20日、米国の平和団体、世界社会フォーラム、欧州社会フォーラムなどが呼びかけた、米英によるイラク侵略反対、軍隊の撤退、テロ反対、国連中心のイラク復興を求める反戦平和統一行動が世界中で展開された(国際ANSWERは前日までに――一部、19日、21日開催を含め――65カ国以上での取り組み予定を確認。ロイター通信は当日45ヵ国以上での実施を確認。以下、参加者数は主催者発表)。

### 1 再び世界を覆った反戦デモの波

3・20行動の波は、東のオーストラリア、日本から始まり、アジア・太平洋諸国、トルコ、インド、欧州各国、エジプトなどを経て、南ア、中・南・北アメリカ諸国へと広がっていった。アメリカでは250ヵ所以上で、フランス、ドイツ、スペインなどでも主要都市、米軍基地所在地を含む、それぞれ数十ヵ所でデモ・集会が実行された。とくに、直前にテロ事件と総選挙での政権交代があったスペインでは、バルセロナ、マドリードでそれぞれ10万人を超える人々が参加した。中央集中方式で取り組まれたイタリアでは、ローマに200万人が結集し、この日の世界最大規模となった。

ニューヨーク、ロンドンでも参加者が10万人を超えた。各国、各地の行動ではイスラエルによるパレスチナへの武力侵略反対・平和解決を求める声も広がった。

各国、各地とも、多くの労組ナショナルセン

ター、各レベルの労組が、独自に、あるいは社 会フォーラム、平和運動ネットワークなどを通 じてこの日の行動に参加した。とくに大規模な 行動を成功させたイタリア、スペインなどでは、 労組ナショナルセンターと各レベルの労組が独 自課題として全力でとりくみ、成功の先頭に立っ た。ベルルスコーニ右派政権が対米追随路線を とり、イラク派兵(2600人)をしているイタリ アでは、「戦争をやめさせよう委員会」に結集し た最大労組センターCGIL (労働総同盟)、同傘 下のFIOM (金属機械産業労組)、二番手の労組 センター CISL (労働組合同盟)、独立系労組セ ンターCOBASなどが組織決定をしてとりくみ、 当日はそれぞれの書記長らが隊列の先頭に立っ た。市町村旗を掲げた「平和を求める地方自治 体」の隊列も目立った。スペインでは二大労組 センターのCC·OO (労働者委員会連合)、UGT (労働者総連合) がとりくみの先頭に立った。

以下では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イタリアの取り組みを概観したい。

# 2 ブッシュ政権の本拠アメリカで

イラクへの侵略・占領政策を強行し続けるブッシュ政権の本拠米国は、反戦連合体の「平和と正義のための連合 (UFPJ)」、「国際 ANSWER (今こそ戦争阻止と人種差別撤廃のために行動しよう!)」などが呼びかけ、ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴ、サンフランシスコなど大都市をはじめとする250ヵ所以上で統一行動がとりくまれた。

#### 国際 • 国内動向

とくに、同時多発テロの中心的被害地ニューヨークでは、マンハッタン地区中心部のマディソン街に市民が続々と集結し、参加者は10万人にのぼった。

労働組合関係では、「戦争に反対する米国労働者」(U.S. Labor Against the War=USLAW)が「世界は戦争反対を叫び続ける!」を中心スローガンに掲げて、呼びかけの中心となった。USLAWは主に州・地域レベル労組の反戦活動の調整を目的とした組織(組織加盟していない

労組の組合員を配慮して個人加盟も認めている)で、組織加盟が45あり、教員労組、SEIU(国際サービス産業労組)、全労連と協力関係にあるUE(一般労組)などが組織をあげて取り組み、先頭にたった。一部地域では全米自動車労組(UAW)も参加した。アメリカの地域労組の取り組みの一典型として、カリフォルニア州教員連盟大会決議の全文を紹介する(資料1参照)。

#### 資料 1 米カリフォルニア州教員連盟大会決議 (以下の決議は、2004年3月20日、カリフォルニア州教員連盟 (CFT) 大会によって採択された。)

イラクでの戦争と再建、アフガニスタンでの軍事作戦に何 十億ドルも支出する一方での、富裕層への大型減税の振舞の 結果、わが国がかつてない財政危機に直面している、さらに、 地方、州、連邦各レベルの膨大な財政赤字が医療、教育、 消防・警察による防災、その他の人間生活に不可欠なサービ

スにおける大幅な予算削減をもたらしている。さらに、

米国および世界中において、イラクは、この国〔米国〕あるいはイラクの近隣国に差し迫った脅威を与えるような大量破壊兵器をもっていなかった、そして、イラク政府は9・11 [同時テロ〕攻撃を犯した者たちと関係をもっていなかった、という一般的な合意が存在する、さらに、

イラクにおける米占領当局は、公共企業(そこにイラクの 労働者の大多数が雇用されている)での労働組合組織化およ び団体交渉を禁止しているサダム・フセイン時代の法律を強 制し続け、しかも、最近、イラク企業の100%外国人所有とそ の利潤の100%本国送金を認める法令を出したが、これら二つ の措置は現在70%のイラクの労働者の失業をさらに増大させ ると予想されている、さらに、

このイラクにおける戦争は数千人――その大多数は非戦闘員――のイラクの人々および数百人の米国兵士を死亡させ、そして、連邦政府の税収予備金が――富裕層への減税のために――対GDP(国内総生産)比で1950年以降、最低になっている、さらに、

ブッシュ政権の対外干渉主義政策はわが国をテロリストの 攻撃から安全にせず、世界中に敵を作り出し、われわれの最 も親密な同盟者たちを遠ざけてきた、さらに、

もし、わが国が他の主権諸国家の内部問題に介入し続け、 われわれを脅したり攻撃したことのない他の諸国家に対する いわれのない、宣戦布告なしの戦争を強行するなら、われわ れは、わが国の人々が享受すべき社会的・人間的サービスを 供給することができなくなる、さらに、

われわれは、国家安全保障の名において、愛国法、わが国 の政治的・社会的基礎となってきた憲法上の諸権利などの手 段による、自由で民主主義的な社会を維持することができな くなる、さらに、

カリフォルニア州教員連盟はイラク戦争への反対を繰り返

し確認してきた、そして、2003年3月の大会でイラク戦争、 および、それへの反対、さらに、この戦争が米国の働く人々 に及ぼす影響、に関する労働者の討論を広げることに積極的 に努力してきた組織「戦争に反対する米国労働者」(U. S. Labor Against the War) に加盟した、

以上の理由から、カリフォルニア州教員連盟は2003年10月 25日の全国労働者集会で採択された使命声明 (Mission Statement) の下記の諸原則を支持することを決議する。

- 1 国内および外国での十全な安全と繁栄を促進する、国際的かつ世界的な正義に立脚した公平な対外政策。
- 2 米国による外国占領の終止。
- 3 膨れ上がった軍事支出を、医療、教育、清潔な環境、 住宅、人並みの生活水準確保のための労働者家族の必要 に見合ったものに向ける、国の財政の方向転換。
- 4 即時撤退、兵員の人々をむやみに危険にさらさないこと、十分な退役手当の支給、軍の大半を構成する労働者の必要を優先する国内政策の促進などによる軍隊とその家族の支援。
- 5 民主主義の破壊ではなく、その促進による労働者の権利、市民の権利、市民的自由、移民の権利の保護。
- 6 自らの労働と人権のためにたたかっている世界中の労働 者、および、わが国の最高の理想を米国の対外および国内 政策に反映させるためにたたかっている人々との連帯。

カリフォルニア州教員連盟はまた、CFT組合員が軍事化された米国経済が国内予算の優先順位を歪め、あらゆるレベルの公的教育を掘り崩し、国内の自由を脅威にさらし、国内の雇用、経済的・社会的福祉、米国内労働者の生活水準に悪影響を及ぼしていることをより効果的に知らせることができるようにするために、傘下組織に、「フェアな経済のための団結体」(United for a Fair Economy) との協力で開発されたUSLAWの教育ワークショップ「戦争と経済」を活用することを奨励する、ことを決議する。

カリフォルニア州教員連盟は最後に、米国教員連盟、カルフォルニア労働連盟、AFL-CIO(アメリカ労働総同盟・産別会議)を含む協力諸組織とともに、CFTが「戦争に反対する米国労働者」(USLAW)、その活動、その立場を、CFT内部で積極的に支援し、公に促進することを決議する。

# 3 「国民だました、うそつき」─非難の 矢面に立つイギリス・ブレア政権

イギリスでは、「戦争ストップ連合」(Stop the War Coalition)の呼びかけたデモ・集会がロンドンで行われた。このデモ・集会には、突風も吹く荒れ模様の悪条件にもかかわらず10万人以上が参加した。とくに、同連合に加盟している全国レベルの労働組合AMICUS/MSF(製造労働者・技術者労組の製造・科学・金融部門)、ASLEF(機関士・火夫組合)、CWU(情報通信労組)、FBU(消防士労組)、GMB(一般自治体労組)、NATFHE(大学教員労組)、NUJ(全国ジャーナリスト労組)、RMT(鉄道・海運労組)、TSSA(運輸産業職員労組)、UNISON(公務員労組)(以上、いずれも労組ナショナルセンター・英労働組合会議TUCに加盟)が動員に力を発揮した。

ロンドンでの行動では、うそをつくほどに鼻がながくなるピノキオに模したブレア首相の張りぼてや仮装が「活躍」し、「うそつき」「ブレアは辞任せよ」と書かれたプラカードを持った学生や家族連れなども参加した。参加者はハイドパークから都心部のトラファルガル広場までデモ行進し、終結集会を開いた。イギリスでは、6月に投票される欧州議会選挙、ロンドン市議会・市長選挙がたたかわれている。

### 4 ドイツ、フランスでは分散方式・ 全国各地で行動

ドイツでは、ドイツ平和協会 (DFG/VK)、IPPNW (核戦争阻止国際医師団)を含む反核平和団体関連の14団体で構成する3・20行動調整委員会の主催で、1000人以上が参加したラムシュタイン基地行動をはじめ、約100ヵ所で行動を展開した。ラムシュタイン基地 (ラインラント・プァルツ州)は米国外では最大の米空軍基地(米欧州空軍司令部とNATO欧州空軍北部司令部が

並存)で、核兵器貯蔵基地とされる。DGB(ドイツ労働組合同盟)傘下の各労組は調整委員会の構成団体の一つである「平和協力ネットワーク」に加盟している。また、多くの労組が各地域レベルでも参加した。

フランスでは、「世界は戦争反対を叫び続ける!」をスローガンとする「3・20世界統一行動の呼びかけ団体調整委員会」(43団体で構成)の呼びかけで、約60県(フランス全体で100県、うち海外県4がある)で統一行動が展開された。調整委員会には、労働組合としては、労働総同盟(CGT)、Sud-Rail(「連帯・統一・民主」労連鉄道労組)、統一労組連盟(FSU)など5労連が加盟している。主要政党ではフランス共産党、「緑」が組織参加している。

パリの行動は、「平和運動全国評議会」、人権同盟、全学連、CGT、社会党、共産党などなどが呼びかけ、1万人がバスティーユ広場から共和国広場までデモ行進した。デモの先頭グループは、イスラエルのシャロン首相、スペインのアスナール前首相、ブッシュ米大統領、ブレア英首相の顔写真の下に「殺人者、イラクから撤兵せよ、パレスチナに正義を」と書かれたプラカードを多数掲げ、「占領ノン、連帯ウイ」などのスローガンを叫んだ。

### 5 テロ反対、総選挙戦勝利と結合、国 民的結集へ――スペイン2大労連

直前の14日に投票された総選挙で勝利した次期首相(スペイン社会労働党)が撤兵方針を打ち出しているスペインでは、バルセロナ15万人以上、マドリード10万人以上をはじめ各主要都市で大規模な参加となり、新政権の撤兵・反テロ政策への国民的支持を再確認する画期的な行動となった。行動を呼びかけたのは「戦争反対文化プラットフォーム」など34団体で構成する調整委員会。とくに2大労連の労働者委員会連合(CC. OO)とUGT(労働者総連合)が揃っ

て加盟し、組織化に大きな力を発揮した。統一 左翼、スペイン社会労働党、スペイン共産党も 呼びかけに加わった。

「平和のため、占領終止のため、テロリズムに 反対し、イラクからのスペイン軍の撤退のため に」と題する34団体の「共同アピール」(3月16 日付)は、まず、次のように3・20行動の歴史的 意義を強調する。「3月20日、スペイン政府の恥 ずべき共犯行為をともなった米国および英国の 軍隊によるイラク侵略から1年を迎える。世界 中の何百万市民の抗議と怒りを無視した、侵略 者および共犯諸政府による国際法侵害の1年--われわれは、まったく反道徳的で、不法な、侮 辱的な戦争に対して拒否を表明する。この1周 年は、わが国においては、200人の死者〔その 後、公式発表は191人に修正された〕と1500人以 上の負傷者をもたらした、そしてさらには、テ ロリズムに対する国民的糾弾、犠牲者とその家 族への国民的連帯を表明し、平和を求める、未 曾有の、何百万人もの市民の抗議を呼び起こし た、残忍な攻撃という出来事と時を同じくして いるし

アピールはさらに、「1年前〔2003年2月15日〕に、侵略に反対してあげた何百万人の声は正しかった。こうして、パリで開かれた〔第2回〕欧州社会フォーラムおよびムンバイで開かれた〔第4回〕世界社会フォーラムが、全世界での新たな行動を呼びかけることを決めた」として、今日に至るこの間の国際情勢の特徴を指摘した後、「以上のすべてのことから、3月20日、テロリズムと戦争に対するわれわれの抗議と怒りを表明するために、世界中の何百もの都市で行われる行動に積極的に参加するよう呼びかける。われわれの社会が直面している複雑な紛争の解決方法としての政治的暴力に反対。平和に賛成」と結んでいる。

### 6 世界最大200万人行動、組織化の先頭 に立ったイタリアの労組センター

イタリアでは、首都ローマでの中央行動という方式で実行された。それぞれ2月28日に出発していた三つの平和キャラバン――北西コース=ジェノヴァ、北東コース=トゥリエステ、南コース=カターニャ(シチリア)――も、当日、ローマでのデモ・集会に合流した。

この日の「公式」デモ隊は100メートルもある 虹の旗(下から大勢で支えて行進)を先頭に―― あまりの集結の勢いに押されて、予定を繰り上 げて――バルベリーニ広場を出発。ヴェネツィ ア広場、コロッセオを経てチルコマッシモまで 行進し、そこで終結集会を開いた。デモの先頭 部隊が終着点に到着しても、出発点と周辺の各 広場には依然、大勢が待機中で、参加者が事実 上、ローマの中心部全体を埋め尽くした。

この行動の組織化の中心は「占領軍はイラク 撤退を、中東に平和を、兵器も戦争ももう沢山」 をスローガンに活動し続けている反戦平和運動 調整組織「イラク戦争をやめさせよう委員会」 (Comitato Fermiamo La Guerra All'IRAQ) である。3・20行動は、直接的には、この調整組 織内に設けられた「主催者委員会」が組織した。 主催者委員会には、133団体(3月19日現在、地 域レベルの団体も含む)が加盟したが、全国レ ベルの労組(労組ナショナルセンター、産別労 組など)では、イタリア最大の労組ナショナル センターであるCGIL (イタリア労働総同盟) を はじめ、CGIL 内で最も闘争力のある FIOM (CGIL 金属機械産業労組)、さらに、三大労連 とは別の独立系労組ナショナルセンターである、 COBAS (基礎委員会)、CUB (基礎統一同盟)、 SinCobas (基礎委員会全産業連結労働組合) が 参加。三大労連の二番手CISL(イタリア労働組 合同盟) も、委員会への直接加盟ではないが、 委員会メンバーの「平和円卓会議」を通じて参 加した。「緑連合」、共産主義再建党などが政党

としての委員会に加盟した。委員会が呼びかけた3・20行動への参加表明団体は、地域レベルの組織も含めて、小さな文字でA4判8枚分にビッシリの多数を数えた。中央レベルでは参加しなかった三大労連の三番手UIL(イタリア労働者連合)の傘下労組も散見された。

CGIL は2003年2月9日、ボローニャで開い た全国書記局会議で、参加を正式決定し、コミュ ニケを発表した。コミュニケは「戦争放棄」を 定めた憲法第11条を想起しつつ、次のようにの べている。「CGIL (イタリア労働総同盟) 全国 書記局会議は『近年行ってきた選択および周知 の誓約と一致した国際政策上の的確な戦略路線 を引き続き主張する。なぜなら、平和は倫理的 に同意できる考え方であるだけでなく、具体的 政策だからである。すなわち、〈人権、労働権を 新しい世界的民主主義の中核に据える〉、〈テロ リズムと暴力、予防戦争という考え方とその実 行の明確な拒否〉、〈多極的世界と対等かつ持続 可能な発展モデルを規定するうえでの欧州社会 的モデルの役割〉といったものがこの戦略の中 心を構成する』」。

コミュニケは「このような確信にもとづいて、CGILはイラクからの撤兵、紛争解決の手段としての戦争の放棄というスローガンを支持し、3月20日の平和行動に参加する」と、結んでいる。ちなみに、プローディ欧州委員長(イタリア元首相)もコリエレ・デラ・セラ紙への書簡(3月27日付掲載)のなかで、憲法11条前文を引用して、イタリア軍の撤退を要求している。(傍点部分=宮前、および、資料2を参照)

資料2 イタリア共和国憲法第11条(全文、〔〕内は宮前の補足)

[戦争の放棄・主権の制限]

イタリア〔共和国〕は他国民の自由を侵害する手段としての、および、国際紛争を解決する方法としての戦争を放棄する。イタリア〔共和国〕は、他国と対等な条件の下で、各国の間に平和と正義を確保する秩序に必要な主権の制限に同意する。イタリア〔共和国〕は、こうした目標達成のための国際諸組織を推進し、助成する。

CGILは3月22日にも全国書記局声明を出し、引き続き「戦争をやめさせよう委員会」に参加すること、暴力行為反対などを再確認した。

# 7 「もう一つのスーパーパワー」への胎動——結びに代えて

世界で1000万人以上が決起した昨年2月15日に次ぐ今回の統一行動の成功は、世界のいっそう多くの人々の前に米英政府のイラク戦争・占領の不当性、うそとごまかしを再び暴露した。そして、参加者の間に、反戦平和の闘い、国連を中心とした解決の可能性への大きな確信と希望を広げ、強めるものとなった。

スペイン総選挙での左派連合の勝利に続く、フランス地方選での左派連合の圧勝は、雇用の不安定化、労働時間延長への逆戻り、年金改悪などに反対してたたかい、政治改革のためにたたかった労働組合の力が大きく貢献した、と評価されている。「スペイン・フランス・シンドローム」、「地方選地震」(フランス)という表現も使われている。

昨年2月15日の際、米紙ニューヨーク・タイムズの論評が、世界的な反戦平和勢力を「もう一つのスーパーパワー(超大権力・大勢力)」と呼んだことが想起される。名実ともに、そういう呼称と責任に応えられるものに向かって、闘いは広く深く成長しつつあり、たたかっている労働者・労働組合もそのなかで量的にも、質的にも成長しつつある、というのが3・20行動を全体として概観しての筆者の実感である。

(みやまえ ただお・会員・国際労働問題研究者)

# 「イラク」に見る米大統領選挙の行方

岡田 則男

11月の米大統領選挙にむけた二大政党のそれ ぞれの候補者指名争い(「予備選挙」)は山場を 超え、現職の共和党ブッシュ大統領が民主党の ジョン・ケリー上院議員の挑戦を受けることが 確実になった。世論調査では、両者五分五分と いったところで、ことしもかなりの接戦になり そうだ。2000年の選挙では、投票総数では民主 党のアル・ゴア候補に敗れたにもかかわらず、 当選してしまったブッシュ大統領は、政権発足 当時は、七割台の高い支持率を誇ったが、アフ ガニスタン報復戦争につづくイラク戦争で勝ち 誇ってみたのもつかの間。戦争の真実が次第に 明らかにされるにつれ、苦境にたたされている。 もちろん、状況が不利だから、まけるかもしれ ない、というのは安易な予想にすぎない。ブッ シュの戦争、大企業徹底擁護の政権運営に正面 から異を唱え、建設的な政策を提示してたたか える勢力とその候補者がいなければ実現しない からだ。

米国の大統領選挙は、所詮、ともにアメリカ 独占資本主義体制の擁護を競う共和党と民主党 の二大政党間のどちらの候補者をえらぶかとい う、「不毛の選択」であることにかわりはない。 だが、今年の大統領選挙は、これまでと少しち がう。

最大の要因は、米国のイラク戦争・占領である。昨年5月、ブッシュ大統領が「大規模戦争は終結」したことを宣言したが、その後もイラクは、自爆テロ、襲撃など戦闘状態がつづき、全土で米英の占領への抵抗が激しさを増している。米英を中心としたいわゆる「有志連合」(Coalition of the Willing)の死者数は開戦以来1年で合計700人にものぼる(うち、米兵は600人)。このほか負傷者が3400人(米兵3000人あまり)にのぼる。とくに3月の死者数は、昨年5月以

来の月別数字では最高を記録した。

イラク戦争の戦費は4月1日現在、すでに1000 億ドルをこえている。これだけの金があれば100 万戸以上の住宅を建設することができると、労働運動の反戦団体USLAWは強調する。それだけみても、いかに米国民にとって大きなコストであるかがわかる。景気が回復してきたといっても、増えているのは一部の大企業の利潤だけだ。圧倒的に多くの労働者その他勤労世帯とは、無縁の話である。

そのうえに、「イラク戦争はほんとうに必要な 戦争だったのか」という問題に米国民が直面し ているのだから、ことは深刻である。

「この戦争はいったいなんなのか」という、国 民やマスコミの戦争の大義そのものにたいする 疑問があたりまえのように出される、そういう 状況下で、ことしの大統領選挙がおこなわれる のだ。

米国に従属的に縛り付けられた日本の小泉内閣は、「人道復興支援」に名を借りて、第二次世界戦争後はじめて、完全武装自衛隊のイラク派兵を強行した。だから、米大統領選挙は、われわれ日本国民にとっても、米政権の外交・軍事政策がどういう方向にすすむのかという点で重大な関心を払わずにはいられない問題である。

米国では、「外交は選挙の争点にならない」と よくいわれてきた。たしかに、二大政党本位の 選挙であり、外交的には共和党も民主党も、か つてはソ連を最大の敵とする反共主義にもとづ く外交政策で根本的な相違がなかったし、そう した「冷戦」政策では一致団結していた。いま、 かつてのソ連「脅威」がなくなり、事情は変わっ ている。

そして皮肉なことに、「外交は争点にならな

い」という常識を覆したのは、ほかならぬジョージ・W・ブッシュ大統領だった。この二世大統領は、国民生活上の問題には無頓着そのものであり、「テロとのたたかい」一本槍できた。そして、きたる11月2日投票の大統領選挙にむけてのキャンペーンでも、アフガニスタンへの報復戦争、イラクのフセイン政権打倒の戦争を最大の成果として、再選をはたそうという姿勢を明確にしている。

ところが、そうしたブッシュの打算を許さない動きが、元政権内部をふくめ、重要な人物による告発という形であらわれている。

イラク戦争を強行した米ブッシュ政権と英ブレア政権が、この軍事作戦を正当化するうえでもっとも重視したのは、「イラクが大量破壊兵器をもっている」という「疑い」であり、証明された事実ではなかった。昨年末までの9カ月間、イラクで大量破壊兵器を探しだそうとして、米軍、米中央情報局(CIA)、米国防総省などいくつもの機関が調査したが、大量破壊兵器は、米英の占領下でも、ついに出てこなかった。

1月までイラクの大量破壊兵器さがしの調査 グループの責任者だったデービッド・ケイ氏は、 1月下旬に米議会証言やマスメディアの取材で、 「イラクには大量破壊兵器はなかったのだ」と断 言した。1月28日の米上院軍事委員会で証言し たケイ氏は次のようにのべた。

「調査チームが成し遂げたものは非常に大きい。……しかし同時に、われわれが最高の諜報をもつて活動できるようにするためには何が必要か、という問題を根本的に分析するときだと確信する。まずはじめにのべておきたいのは、われわれは、私自身をふくめて、ほとんど全面的に間違っていたということだ。……われわれは、(大量破壊兵器の) 貯蔵の証拠をなにひとつ発見できなかった」。

ブッシュ政権は、それより1年余り前、テネットCIA長官、チェイニー副大統領、パウエル国 務長官らが、「イラクは化学兵器あるいは生物兵 器をもっている」とか「米国東部の都市の詳細な地図を作成できるソフトウエアの開発をねらっている」等々、まことしやかにならべたてた。そうした「動かぬ証拠」(smoking gun)なるものの正体が、ケイ氏の発言でばれてしまったのである。

ケイ氏は3月22日ハーバード大学で講演したとき、こうのべた。「将来の出来事について警告するという点で、国際的にも国内的にも、われわれ(米国)の信頼性を損なってしまった」。

次に3月下旬、ブッシュ政権首脳をぎくっとさせるような発言が、80年代から4人の大統領 [レーガン、ブッシュ、クリントン、ブッシュ) に仕えたホワイトハウスのテロ対策のプロ、リチャード・クラーク氏からあった。ブッシュ政権の「テロとの戦い」の裏を『すべての敵に抗して』(Against All Enemies) で詳細にのべているほか、テレビのインタビューなどでも語っている。

クラーク氏が暴露したのは、2001年9月11日のニューヨーク世界貿易センターとワシントンの国防総省へのハイジャック機突入の直前に、こうしたテロ攻撃の可能性について、「テロ攻撃で数百の米国人の遺体が並ぶ日を想像してほしい」と、対策強化を進言したのに、ホワイトハウスは必要な手だてをとらなかったこと、同時テロの直後は、このテロ攻撃とイラクのフセイン大統領との関わりを探しだせ、とブッシュ大統領やウルフォウイッツ国防副長官が迫ったというものである。

『すべての敵に抗して』でクラーク氏はこう書いている。

「(2001年9月) 12日の朝、国防総省はすでに 焦点がアルカイダからはなれていた。CIA は、 アルカイダがこのテロ攻撃の張本人だというこ とをはっきり言っていたが、ラムズフェルド国 防長官の下にいるポール・ウルフォウィッツ(国 防副長官) は、納得しなかった。彼は、あまり に手の込んだ複雑な作戦であって、テロリスト・

グループの連中が自分たちだけで、国家のスポンサーなしに、成し遂げられるようなものではない、イラクが手を貸しているにちがいない、と言った。

その日の夜、大統領と会話したことを、クラー ク氏は次のように再現している。

「大統領は、何かしたいと考えているふうだった。われわれ何人かをぎゅっとつかむようにして、会議室のドアを閉めて、『いいかい、君たちはやることがいろいろあるだろうが…できるだけ早く、全部再検討してもらいたいんだ。サダム(・フセイン・イラク大統領)がこれをやったかどうか、なんらかの方法で彼がむすびついていないかどうか、見て欲しいんだ』と言った。

私はまたもや不意をつかれて、信じられな気 持ちだった。それは一目瞭然だった。

『しかし、大統領、やったのはアルカイダです よ』。

『わかってるよ、わかってる。だが、サダムがかかわっていたか、見てくれ。いいか。どんな 瑣末なことでも知りたい。イラク、サダムを調べてみてくれ、もう一度』と憤慨して言い残して去って行った」。

クラーク氏の暴露にたいし、ホワイトハウスは明らかに防戦、逃げの態度に終始した。調査委員会公聴会では、現職、元の閣僚が証言したが、そのなかでラムズフェルト国防長官、ウルフォウイッツ同副長官らは、テロ組織アルカイダの「脅威を認識しつつも、同時テロ阻止は困難だった」「テロについての事前情報は、なかった」などと「反論」してみせたものの、説得力はなかった。

ホワイトハウスの側では、安全保障担当大統領補佐官のコンドリーザ・ライスを中心にテレビに出演して火消しに走り回った。ブッシュ大統領も、ニューハンプシャー州ナシュアで、あのテロ攻撃で命をうばわれたパイロットの妻とともに集会にあらわれ、「敵が飛行機をつかってアメリカを攻撃しようとしていることがわかっ

ていたら、私だってあらゆる手だてを講じて米 国民を守った」と、クラーク氏の暴露に「反論」 した。だが、「いや、そのようなことはなかっ た」という、だれでもいえるような単純な否定 ばかりだった。世論は、独立調査委員会に出席 して証言するようブッシュ政権にもとめた。ホ ワイトハウス側は、三権分立をたてにメディア の取材には応じるが「宣誓証言は応じられない」 と拒否した。しかし、最終的には、「これを先例 としないこと」を条件にライス補佐官が4月8 日の調査委員会で宣誓証言することになった。

この独立調査委員会は、正式には「対米テロ攻撃国家委員会」National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States)、一般には「9・11委員会」(9-11 Commission)とよばれている。議会の決定と大統領の同意により2002年末につくられた超党派で構成される調査委員会である。

こうした事態の進展のなかで4月2日、パウエル国務長官が、昨年2月に国連安保理で、イラク戦争を正当化するために、フセイン政権が脅威となっていることを「証拠」として提示したものが間違っていたと認めるなど、ほころびがではじめている。イラク戦争の大規模戦闘が終了したと宣言がされていらい、大量破壊兵器の証拠となるものは、いまなお何もでてきていない。

ブッシュ大統領がイラク戦争を強行したときに得ていた高支持率こそが、これからのブッシュ再選への最大の基盤だった。しかしいま、とくにクラーク氏の説得力のある証言で、ブッシュ・キャンペーンは大きな痛手を受けていることはたしかだ。これから11月までの半年あまりに何が起こるか、予断を許さないが、ライス補佐官の4月8日が、ブッシュ大統領への批判をそらせるチャンスにしてしまうのか、あるいは、有権者が真実によりちかづくことができる機会となるのか、まずは注目したい。

(おかだ のりお・会員・ジャーナリスト)

# 労働者の権利を後退させる、労災保険・職業紹介事業等の民間開放

# 小西 陽一

#### はじめに

去る3月19日、政府は「規制改革・民間開放 推進3か年計画」(以下、3か年計画)を閣議決 定しました。3か年計画は、基本的には総合規 制改革会議が昨年12月に行った「規制改革の推 進に関する第3次答申」(以下、最終答申)を踏 まえていますが、新たに「『構造改革特区』等に よる『官製市場』改革の推進」の項に、「労災保 険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進 など」を盛り込むなどしています。

ここでは、労災保険の見直し及び公共職業安定所の職業紹介事業等の民間開放がもつ労働者の権利の後退をはじめとする雇用・労働条件への影響等について述べ、これに反対する労働者・労働組合の広範な共同を呼びかけるものです。

### I 労災保険の民間開放の検討

政府の総合規制改革会議は、「労災保険の対象 とするリスクは、民間損害保険と同質であるか ら、自賠責保険と同様のスキームで民営化して も問題はないのではないか」などと主張し、昨 年の7月以降、労災保険の民間開放にかかる議論 を急速に拡大させてきました。また、この検討 経過では、「労災保険の民間開放の促進」を「重 点検討事項」の一つとして掲げるなど、労災保 険の民営化を強力に押し進めようとする姿勢を あらわにしてきました。これに対して、厚生労 働省は「労災保険を民営化することは困難」と の考え方を示してきており、昨年12月の最終答 申では、「労災保険の民間開放」が、省の合意が 得られなかったもの(今後の課題、現状認識) として報告されました。今後、「総合規制改革会 議」の後継組織として「規制改革・民間開放推 進会議」が設置されることとなっていますが、

金子行革担当大臣は、3月19日の会見で、「労災保険の民営化は今検討中であり、当然、これは引き続きやりますし(中略)これらも議論のテーマとして土俵に上げていただくつもりであります」と発言しており、労災保険の民間開放の議論が、引き続き行われることは必至となっています。

#### 1. 労災保険を自由競争の世界へ導くもの

最終答申では、「使用者の災害補償に備える労 災保険の仕組みについては、民間の損害保険(自 動車損害賠償責任保険)と多くの共通点を有し ている」として、「何が労災に相当するかといっ た基本的な概念や認定基準については国が労働 基準法に基づき定め、他方、それに基づく労災 保険の管理・運営については、民間事業者が行 うこととすべき」としています。あわせて、「現 在の労災保険の給付や適用範囲は…次第に労働 基準法の規定を上回る水準に拡大し、結果とし て、医療や年金・介護等の社会保障給付を上回 る水準を保障するに至っている」「労災保険は、 社会保険であっても、『保険』である限り、その 保険料率は、本来、使用者の労災発生のリスク に応じた『給付と負担の均衡原則』の下で設定 されるべきである」との考え方を示しています。

つまり、労働基準法が定める補償については、 使用者に労災保険への加入を義務づけるものの、 その管理・運営は民間事業者に自由に任すべき であり、現行の労災補償の給付水準と適用範囲 は縮小し、各企業の災害発生の履歴やリスクに 応じた保険料率設定を可能にすべきだとの主張 と解することができます。これは、労災保険を 市場原理の中に組み込み自由競争の世界へ導く ものといわざるを得ません。

こうした主張は、労災補償があまねく補償されるべき「人権」であり、労災保険がこれを実

効あるものとする「社会保険」であることを全く見逃しています。そもそも自賠責保険は、民事上の損害賠償義務を肩代わりし、そのリスクを分散させるものであり、労災保険を「民間の損害保険と共通」などととらえる議論は暴論以外の何ものでもありません。また、その水準も国際条約に則り、労災補償の趣旨に即して定めるべきものであって、他の「社会保障給付を上回る」ことは問題であるとする批判は全く受け入れられるものではありません。

#### 2 「強制保険」は公権力の行使が必要

労災保険の運営を民間事業者が行うとスキームがもたらす弊害は深刻かつ重大です。労災保険は労働基準法上の災害補償責任を保険集団化することで、被災者等の保護(補償)を確実なものとしています。そのため、未手続事業場に対する強制適用や保険料未納事業場に対する滞納処分等を内容とする「強制保険」でなければならず、公権力の行使が当然必要となります。民間事業者が運営を行うこととなれば、未手続事業場への強制適用や保険料未納事業場に対する滞納処分はたちまち困難となり、被災者保護に欠けるばかりか、使用者間の公平も保てなくなります。

#### 3. 利害関係を超えた公正な立場で労災認定を

労災補償をめぐっては、常に使用者と労働者 (被災者等)との間で「利害関係」が発生します が、労働者は使用者に対して社会的、経済的に 劣位にあり(例えば、労災認定に必要な情報収 集力の格差は労使間で歴然)、労災認定等の判断 にあたっては、労使の利害を超えた公平な立場 に立って、斉一的な処理を担いうる第三者が行 うことが必要です。労災補償行政の実務では、 使用者の協力が得られない場合も多く、事実関 係の解明のために国が積極的に調査権限を行使 し、被災者等の「立証責任」を補完して適切な 補償に努めています。 しかし、民間事業者自ら労災認定を行う場合、 自ら被災者等と「利害関係」に立つことから、 損害保険等の実務がそうであるように被災者等 の「立証責任」が強く求められることになり、 被災者等の保護が十全に確保されない可能性が 高いといえます。しかも、「企業の労災発生リス ク等に応じた保険料率」を定めるとなれば、安 い保険料率を追求するあまり、民間業者がいわ ゆる「労災隠し」(労働安全衛生法違反事件)を 進んで摘発し、被災者を保護しようというイン センティブが働くことは少ないといえます。

#### 4. 監督行政・安全衛生行政との連携が不可欠

労働災害に対しては、「災害防止」と「労災補 償」の両面からの対策を講じることが合理的か つ効果的です。特に、災害発生事業場に対して は、再発防止のための迅速な安全衛生指導が求 められますが、「災害防止」と「労災補償」の分 離は、こうした契機を失うことになります。同 様に、監督行政による使用者への責任追及の契 機も失いかねず、不正受給や「労災隠し」等の 防止にも支障をきたします。

また、労働者性や平均賃金等の判断にあたっては、労働基準法に基づく監督指導等を行う監督行政と齦齬があってはならず、日常的に監督行政・安全衛生行政と連携することで迅速な保険給付が可能となっていますが、これらを分離することとなれば労災認定事務を極めて非効率にしてしまいます。

加えて、「過重労働による健康障害防止のために事業主が講ずべき措置」に基づく行政指導は、脳・心臓疾患にかかる認定基準に即したもので、 労災保険制度が、監督行政、安全衛生行政と不可分に展開されていることを示しています。

さらに、費用負担制度、保険料率のメリット制度、過去の災害発生状況を反映した業種別保 険料率の設定なども、使用者の労働災害防止の 努力を促す制度であり、監督行政や安全衛生行 政と一体で運営される必要があります。

#### 5. 「人権保障」を担う労災補償制度の充実を

労災保険の民営化は決して許されるべきものではありませんが、現行の労災保険制度について問題がないとは言い切れません。「人権保障」を担う労災補償制度をその趣旨に即して充実させる立場から不断に見直していくことが必要であり、特に、過労死(脳・心臓疾患)、過労自殺(精神障害)等に関する認定基準は、この間の判例の水準に即して直ちに改めるべきです。また、迅速かつ公正な保険給付等にむけた行政体制の拡充や被災労働者の職場復帰にむけた社会復帰制度の充実等についても改善をはかることが重要です。

### Ⅲ 職業紹介事業の地方公共団体・民間 事業者への開放促進

3か年計画では、「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行として、①職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進、②雇用保険事業の民間開放の促進を取りあげています。国(公共職業安定所)が行っている職業紹介事業を地方へ移せ、民間の職業紹介事業者へ委託しろ、雇用保険の助成金は、雇用調整助成金のような雇用維持型の助成金は廃止し、解雇を支援する労働移動型の助成金を拡充しる、というのが主な内容です。

職業紹介事業は、採否の決定権を持ち強い立場の求人者と、働かなければ生活できない弱い立場の求職者の労働契約の成立をあっせんする事業です。このため、ただ単に求人と求職をマッチングさせるだけでは、弱い立場の求職者に労働条件(求人条件の低下)が押しつけられます。また、無制限な職業紹介は、求職者間の就職競争が激化し、これも労働条件(求人条件)の低下を引き起こします。国(公共職業安定所)が職業紹介事業を行うのは、労働契約の成立をあっせんするにあたり、求人受理等において、求人条件が労働基準法などの労働関係法令に違反していないかのチェックを行うだけではなく、地場賃金水準の確保(求人受理時に地

域の新規採用者賃金情報などを提示しての直接 指導や、一つの求人にたくさんの求職者が応募 することで求職者間の競争激化による求人条件 の低下を引き起こさないよう、通勤範囲の職業 紹介を原則とする等の量的な調整を行うことに よる間接指導)など適正な求人条件が設定され るよう行政機関としての指導をとおして労働者 保護をはかりつつ、産業の発展にも寄与する必 要があるからです。また、公共職業安定所では、 すべての職種の求職・求人を受理し、憲法に保障 された国民の勤労権を保障しようとしています。

職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進等のねらいは、労働力の需給調整事業におけるこのような国の機能を解体しようとするものです。

### 1. 民間人材ビジネスの職業紹介事業は収益優先

先に述べたように職業紹介事業は、労働力の 需給調整を労働者保護を図りつつ産業を発展させる総合的な観点で行う必要から国が行っていましたが、規制「改革」の中で職業紹介事業とともに労働派遣事業も自由化され、業務請負事業も生産設備を自ら持つのではなくリースでも可能となったことから人材ビジネス化し、今日ではこれらの事業者は紹介、派遣、請負の各事業を兼業し、総合人材ビジネス事業化しています。

利益を目的とする民間人材ビジネスは、採否の決定権を持つ求人者やユーザーである派遣先、 元請け事業者を主体とした事業運営とならざる を得ず、労働者の保護に欠け、また、職業紹介 業では、事業収益の上がる職種に限定した運営 とならざるを得ません。

### 2. 地方公共団体の無料職業紹介事業は民間人 材ビジネスに丸投げ

昨年の職業安定法「改正」で、地方公共団体 も無料の職業紹介事業を行うことができるよう になりました。厳しい雇用失業情勢の下で、地 方議会でも雇用対策が議題として取り上げられ

ており、地方公共団体の行う職業紹介事業が注 目されています。

しかし、職業紹介事業を行うには、単に求職者と相談を行うだけでなく、独自の求人受理・開拓の体制や求人・求職情報をマッチングさせる体制を整備しなければなりません。各地方公共団体は、厳しい財政状況にあり、こうした新たな行政組織を整備するのはたいへん困難であり、いきおい民間人材ビジネスに丸投げ(業務委託)せざるを得ません。民間人材ビジネスが委託事業として実施することになれば、収益を優先することから、すべての住民(求職者)に対し、公平なサービスを提供することにならず、公共性に疑問が生じます。

#### 3. 職業紹介関係業務の民間委託は検証が必要

国の行っている職業紹介事業の一部を、民間に委託する(長期失業者就職支援事業)ことになりました。これは、すべての求職・求人を取り扱っている国の職業紹介事業を、特定の分野しか扱っていない民間人材ビジネスへ委託し、成功報酬方式で委託料を支払うもので、国の行う職業紹介事業を解体し、民間へ委託する「テスト」として実施されようとしています。

これまでも述べてきましたように、民間人材 ビジネスは、事業収益を上げることができる求 職者に限定し事業運営する(国の委託事業であっ ても同様に、公共性ではなく収益を追求します) ことから、委託事業の実施結果の評価にあたっ ては、単に就職件数のみでなく、適正な求人条 件の確保など労働者保護をはかりつつ行う国の 職業紹介事業が実施できたのかを厳しく検証す る必要があります。

#### Ⅲ 雇用保険事業の民間開放の促進

3か年計画では、「雇用安定事業関連の助成金等については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職支援へという観点に重点

を置いた見直しを行う」とされています。

終身雇用制度の解体、成果・成績主義賃金制 度が導入され、リストラ・解雇、移籍出向・派 遺等が、50歳前後で強行されています。中には、 不当な「解雇」を行い、自ら出資し、設立した 子会社で労働条件を切り下げて再雇用し、それ まで居た職場で働かせるケースも見られます。 雇用安定事業の助成金等を「雇用維持支援から 労働移動支援へ」というのは、そうしたリスト ラ・解雇を行う事業主を、国が助成金で支援す ることを意味し、「雇入助成からミスマッチ解消 へ」は、リストラ・解雇された労働者の再就職 支援を行う民間人材ビジネス事業者へ助成金を 出すこと、また、「生活支援から早期再就職支援 へ」は、求職者からの手数料徴収規制の撤廃要 求とリンクし、民間人材ビジネスを利用する求 職者に助成金を出すことを求めています。

このような助成金制度の見直しは、労働者の 企業間の移動を促進することで、ますます労働 者の雇用を不安定なものにし、さらに失業し無 収入の求職者からの手数料徴収の拡大に道を開 くものと指摘しなければなりません。

#### おわりに

労働行政は、使用者に対し相対的に力の弱い 労働者に様々な権利を保障することで使用者と 対等な立場にたたせ、また、最低労働条件を法 定することなどによって使用者を規制し、労働 者の雇用、労働条件や健康、いのちを守ってき ました。今日の強行される規制改革・民間開放 路線の下で、その労働行政が後退、解体されよ うとしています。

私たちは、こうした労働行政の規制改革・民間開放に反対するとともに、3か年計画に反対する広範な労働者・労働組合と共同を拡げたたたかいを強化するとともに、日常の行政運営においても労働者を保護する労働行政の原点を追求し、労働者・労働組合と連帯する決意です。

(こにし よういち・全労働中央執行委員)



# D. ドーリング、S. シンプソン編著 岩井浩・金子治平・近昭夫・杉森滉一監訳 『現代イギリスの政治算術 一統計は社会を変えるかー』

金澤 誠一

本書は、イギリスのラディカル統計学グループのメンバーによって書かれたものである。ラディカル統計学グループというのは、1969年にベトナム反戦運動に参加した若い革新的科学者によって設立された、科学における社会的責任を考えるイギリス協会の一部会であった。イギリス協会は、1990年代にその姿を消すことになるが、ラディカル統計学グループだけが残ることになる。その活動は、年次大会と個別問題について臨時開催の学会のほか、出版物の発行に集中されている。

統計についてラディカルであるということは、進歩的な社会的変革のための一部として統計を利用することができる、という考え方に基づいている。ただし、特定の党派との関係は持っていないのである。

本書は、約600頁にもおよぶ膨大な分量である。それは大きく分けて次の8つの編から成り立っている。「I 統計を集める」「II モデルと理論」「III 人々を分類する」「IV貧困を計算する」「V健康を評価する」「VI 教育を評価する」「VII雇用を測定する」「VII経済と政治」である。それぞれの項目について、関心に従い読むこともできるが、そればかりではなく、統計学の立場から読むこともできる。ラディカル統計学グループの「統計は社会的生産物である」という立場から、統計の目的、統計の収集、その解釈・分析・推論・理解そしてその報告・提示・伝達について、各章にわたって吟味されているのである。

このグループの考え方を具体的に示している一例として、第28章 貧困と健康の中で次のように述べている。タウンゼントとデビットソンによるブラック・レポートにおいて、貧困と早死や不健康との関連について多くの証拠が提示されているのであるが、それに対する論争が続いていることを紹介している。

その第1が「人為的説明」であるとしている。それ は、見かけ上の違いは偽りであり、それは様々な統 計的・技術的な問題によるものである、というもの である。第2は「社会淘汰」的説明であるとしてい る。それは、貧しい人が豊かな人よりも健康でない のは、不健康がもとで貧困になるから、あるいは貧 しい人々は遺伝的に豊かな人々より劣っているから、 というものである。第3は「行動主義」者的説明と している。それは、不健康の責任は貧しい人々にあ るとする「犠牲者への非難」として知られているも のである。これらの批判がまだイギリスにおいても 存在するのである。特に、社会淘汰的説明は、優生 学につながる考え方であろう。それらの批判に対し、 著者は、最も信頼できる説明として、「唯物論的説 明」をあげている。それは、貧しい人々の健康状態 が豊かな人々よりも悪く、より若くして死ぬのは、 われわれの社会が貧しい人々に対して幾重にも誤っ た対応をしており、そして、貧しい人々がその社会 の完全な成員であることから様々な仕方で排除され ているからである、というものである。これは、タ ウンゼントの「社会的剥奪」の考え方である。この 議論は、われわれの社会がどう組織されるべきかに ついての重大な問題を含んでいる、と著者は指摘し ている。含蓄のある言葉である。

本書は、貧困をめぐる数多くの統計と議論について紹介している。貧困についてはタウンゼントの社会的剥奪が、現在イギリスでどのように分析されているのかを知る上でも一読に値する。特に、障害児と貧困との関係や、都会と地方との剥奪状態の測定、ホームレス状態に関する政府統計の限界、犯罪や犯罪の恐怖と貧しい人々との関係、健康の不平等、健康と貧困、失業に関する論説があり、幅広い貧困に

#### 書評

関する議論が行われていることが注目される。その中でも、ホームレスの統計上の概念と数をめぐる議論には興味をそそられるところである。また、失業に関してもその概念と数量についても大変参考になると思われる。

(2003年7月・北大図書刊行会刊・6800円)

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)

# ジル・A. フレイザー著 『窒息するオフィス ・仕事に強迫されるアメリカ人』 田村 考司

### | 本書の概要

本書は、ニューエコノミーといわれた1990年代アメリカの好景気がホワイトカラーに強いていた過酷な労働実態を、数多くのインタビューに基づいて暴きだした著作である。著者は、アメリカの職場生活が「搾取工場」となっており、それが中長期的にアメリカ企業、ひいてはアメリカ経済・社会に損失を与えることに警鐘を鳴らし、「搾取工場」から抜け出す道を模索しようとしている。

全体は序章、第1~9章、終章から構成されるが、内容的には次のように区分できる。1990年代において労働時間・給与・企業福祉といった労働条件の悪化がいかに進んだのか(第1~4章)、第2次大戦以後の家族主義的な労働慣行から「ホワイトカラー搾取工場」への変化がいかに生じたのか(第5・6章)、ニューエコノミーの典型であるハイテク産業と、「搾取工場」を先取りした銀行業等における労働者の職場生活はどのようなものか(第7・8章)、「搾取工場」を正当化しようとする大手企業の社内広報(第9章)、である。最後に著者はこうした状況から抜け出すための方策を提起している(終章)。

### || 本書の意義

第1は、この20年間を通じてアメリカ人の職場生活が「ホワイトカラー搾取工場」へと変貌してしまっ

た様子がリアルに描かれている点にある。アメリカの職場は「搾取工場」という概念とは全く無縁のもののように思われるが、人員削減・非正規労働者への転換・長時間労働・給与引下げ・企業福祉削減など過酷な実態がインタビューを通じて明らかになるにつれて、「搾取工場」がアメリカの労働実態を適切に表現する概念であると納得させられる。

第2は、「ホワイトカラー搾取工場」がアメリカ経済の構造変化との関連で必然的に生じたことを明らかにしている点である。家族主義的なアメリカの労働慣行を「搾取工場」へと後退させたアメリカ経済の構造変化とは、日本など諸外国企業との競争(グローバリゼーション)と株価至上主義経営の2つであった。この構造変化は1990年代には空前の好景気をもたらしたが、同時に職場の「搾取工場」化も一層進行させたのである。この分析から、「アメリカ人は終身雇用を望んでいない。」「アメリカ人は能力主義に基づく処遇を求める。」といった日本で一般的に抱かれている印象が誤っていることもわかる。

第3は、日本労働者の明日の姿――現在といってよいが――を指し示している点である。現在、日本でもアメリカをモデルとした労働市場改革が大手企業・政府によって進められており、日本の労働者を「搾取工場」へ押し込めようとする力が働いている。日本の労働者はアメリカの経験から、こうした労働市場改革は個別大手企業には短期的な収益をもたらすが、中長期的には日本経済の回復にはつながらず、日本社会を荒廃させてしまうことを学べるだろう。

著者は、多くのアメリカの労働者から「あなたはまさに私の生活について書いています。」と言われたそうであるが、本書の内容は競争万能主義に苦しめられている日本の労働者にも共感をもってもらえるものであり、時宜にかなった好著であるので、多くの労働者の方々に読んでいただきたいと思う。

(2003年5月・岩波書店刊・2300円)

(たむら こうじ・桜美林大学教授)



#### 伊藤セツ著

# 『国際女性デーは大河のように』 川口 和子

3月8日、今年も国際女性デーの集会が全国各地で、また世界各地で開催された。日本婦人団体連合会主催・中央集会のスローガンは、「イラク派兵即時撤退」「憲法改悪反対」「許すな雇用と暮らしの破壊」等であった。

本書はこの国際女性デー、女性の権利と国際平和 をめざす女性運動の国際的連帯行動について、その 歴史と意義を再確認しようとするものである。

プロローグ。(一) 知ってますか? 1977年の国連総会が国際女性デーを決めたことを。(二) 女性デーはアメリカ社会党の女性のアイデア。(三) 国際女性デーの誕生――ドイツの女性運動との合流。(四) ロシア革命と第3インターナショナルを潜り抜ける女性デー。(五) 日本の女性デーのエポック。エピローグ。

以上の構成が示すように、国際女性デーが20世紀 初頭のアメリカとヨーロッパの社会主義女性運動を起源とし、激動する世界史の波濤を乗り越えてきた。 国際社会主義運動とも深く関わりながら蛇行してきた軌跡を、「難所というべき」ロシア革命とコミンテルンについても「都合よく解釈するのではなく、ありのままに」との真摯な姿勢を貫きながら著者の長年の研究蓄積を駆使して跡づけられている。その日本における戦前・戦後も簡潔に整理され、とくに国連決議によって「国連デー」とし認知され、21世紀に入った今日まさに「大河のように」その裾野を広げている動向は、あまり知られていないだけに注目されよう。関係する写真も豊富に添えられ、クイズ形式も取り入れるなど、若い人達にも読みやすい工夫も見られる。

著者の伊藤さんは、国際女性デー誕生の産みの親

ともいえるクララ・ツェトキンの研究者であり、労働総研理事でもある。国際女性デーに関わる論考も多い。とくに1980年に出版した共著『国際婦人デーの歴史』(校倉書房。伊藤さんが国際篇を、小山伊基子さんと私が日本篇を担当)は、すでに絶版となって久しく、また今日の国際女性デーの多様な潮流による広がりを、感慨深く喜びながらも、その多彩な取り組みに史実が埋没し忘れ去られることのないように、そして国際女性デーの新たな創造をとの想いが、著者の本書執筆の動機と記されている(プロローグ、あとがき。)

校倉書房版で共同執筆した当時私達は、なぜ、何 時から「3月8日」なのか、日本の第1回女性デー は1922年か23年か、等から始めざるを得なかった。 その一人としての個人的感想をつけ加えるなら、そ の後も困難な資料の収集などたゆみない努力を重ね てこられた著者の研究姿勢に敬意を表したい。とく に今回、国際女性デーの流れをふまえて、日本にそ れが導入されたのは「ロシア革命色と第3インター ナショナル色、一色だった時期」とされた著者の規 程は肯定できる。厳しい弾圧のもとでの戦前日本の 国際女性デーの足どりを辿るために特高警察の資料 も使ったことなど、かつての日々が感慨深い。それ だけに、ロシア革命と深く結びついている「3月8 日」が、「国連デー」となった今日もそのまま引き継 がれていることに「女性デーの生命力」を感じると の著者の指摘に共感する。

今や大河となった国際女性デー、「それは何に向かって流れていくのか」。本書は単純ではない21世紀のオルタナティヴのもとで、地球規模で広がりつつある「ノー・ウォー」の大河との重なりに「新たな歴史の可能性を予感」して閉じられている。本書が、女性運動に携わる方達だけでなく、多くの若い方達に読まれることを期待したい。

(2003年8月・御茶の水書房刊・2600円)

(かわぐち かずこ・労働総研理事)

新刊紹介

# 東京建築カレッジ「池袋北口職人大学」編集委員会編『池袋北口職人大学』

今井 拓

東京土建一般労働組合は、1996年「東京建築カレッジ」を設立した。日本で初めての労働組合による職業能力開発短期大学校である。わが国における建設労働者・職人への社会的評価・処遇は低劣であり、手をこまねいていれば優れた職人の技が失われてしまうことに危機感をもった組合が、業界・行政に先駆けて自らカレッジを設立した壮挙であった。研修生は日ごろ現場で働き、週二日、二年間学校に通い木造建築の技術・技能を学んでいる。本書は学び・巣立って行った研修生たちの姿を通してカレッジを紹介したものである。読者は入学から修了に至る生活の一端を追体験し、様々なことを学びとることができる。

そのひとつ。部材のプレカット化と工具の機械化によって、今日の建設現場では若者を職人へと育ててゆく環境は大きくそこなわれている。多くの研修生はカレッジではじめて道具の手入れを学ぶ。若者たちは、施工過程のごく一部分や補助的な作業などを担っているが、カレッジで教えられる数々の技を現場で繰り出す機会はほとんど無い。建設業に生涯をかける意欲は大きく削がれている。けれども、研修生たちは、実習棟造りに取り組み、家を建てる工程の最初から最後までをはじめて経験し、自分が建てる実感を持つ。そうして、立派な技能者にあるいは棟梁になりたいと希望を育んで行くことになる。

実習棟を用いた構造実験(建物に圧力をかけ変形を見る)のくだりでは、在来構法(筋違い構法)に対して伝統構法(貫構法、大黒柱構法など)の優れていることが印象的である。筋違い構法では加圧に対する変形量は小さいが、大きな加圧に対しては柱が折れ、建物全体が回転し破壊された。伝統構法では、変形量は大きいが、圧力を解除するとゆっくりと建物が元にもどったのである。

教育制度に対しても本書の示唆するところは大きい。企業社会に対応して労働力を供給することが高等教育の第一の役割になってしまったように見える今日、本来の家造りの構法と技能の継承・発展を体

系的・系統的に追求しているカレッジで、若者たちは輝いている。教育制度の発展のひとつの方向を示していると思う。カレッジの存在は、企業社会の市民社会への変革過程における労働組合の多様な役割をも示唆していて興味深い。

(2003年6月・彰国社刊・1500円)

(いまい たく・建設政策研究所)

#### 河相一成著

# 『市民の、市民による、市民のための日本国憲法論』 相澤 與一

本書は農業経済学者にして市民活動家の河相さんが、いつの間にか相当の準備と大変な労力を投じて書き上げられた『日本国憲法論』である。私は本来の専攻研究外の福祉活動分野について、数多くのあいさつ文や報告書しか書けないでいる。それに引き換え河相さんは、本書で日本国民が直面する最大・最高の憲法問題に真っ向勝負された。その果敢さと尽力に衷心から敬意を表したい。

現在、国際法違反のイラク戦争がその口実の証拠 探しにさえ失敗し、世界中で抗議される中で、日本 国政府はあえてもっぱら対米「国際貢献」のために、 誰が見ても憲法違反の海外派兵を強行し、これまた 憲法違反の有事法制を多数決で採択させた。日本を 「戦争国家」War stateに変えるための既成事実は解 釈改憲の限界点を超えた。とうぜん、「戦争国家」体 制の強化は「福祉国家」の破壊である。私がかかわ る社会政策・社会保障・社会福祉は問答無用のなで 斬り的な連続改悪にあっている。財政危機だから社 会保障・社会福祉も痛められるのはとうぜんといい ながら、戦争には金を惜しまない戦争国家への大転 換が平然とおこなわれ、国会議員の多数がこの転換 を支持している。そして小泉首相は来年までに自民 党の憲法改定案を作成すると公言し、本年1月の自 民党大会の2004年度運動方針に「05年に新憲法草案 を取りまとめ……憲法改正国民投票法案についても 検討を進め、早期成立を目指す」と明記した。

私は河相さんと同学年だから、あの15年戦争と敗 戦、占領と日本国憲法の制定実施を新生平和日本の 青春期として享受し、それをみずからの青春時代と

することができた者の一人として、目前に迫る平和 憲法の廃止、戦争国家憲法の制定は命を絶たれる思 いである。いや、平和憲法のもとで「平和」を空気 のように吸って育ちながら、それがどれほどの犠牲 と歴史の試練を通じて得られたものかを知らない、 あるいは全く知ろうとせず、冷笑すらする小泉首相 や自民党幹事長・安部晋三らが、弊履のごとく平和 憲法を捨て、新規に戦争国家憲法を創ろうとしてい ることの危険の大きさは、日本国民の命と人権を軽 んじ、アジアと世界の平和をそこなう切迫した脅威 なのである。

本書は、憲法論には素人のはずだった著者がやむ

にやまれず実践的発言と研究に挺身し、専門家でさえなかなかの容易ではない世界史的観点と方法で歴史的事実を検証し、改定論者の押し付け憲法論の欺瞞を解明し、左右の政治的立場をこえて事実に即し平和、人権、地方自治尊重の現憲法を擁護することの正当性と必要性を、ごく平易に丁寧に説いている。このような立場と方法こそ日本国民と世界に貢献できる日本国憲法論であろう。広く読まれ学習に活用されることを切望する。

(2004年3月・光陽出版社刊・952円) (あいざわ よいち・常任理事)

全労連編

# 『世界の労働者のたたかい2004 ―世界の労働組合運動の現状調査報告(第10集)』



労働総研国際労働研究部会メンバーが執筆した『世界の労働者のたたかい2004―世界の労働組合運動の現状調査報告(第10集)』が発行されました。刊行10周年を記念して、版型も大きくA4版と見やすくし、統計表も掲載しています。頒価1000円(+送料実費)です。購入希望者は全労連・組織局(〒113-8462東京都文京区湯島2-4-4、TEL(03)5842-5620)へ直接申し込んでください。

本報告書は下記の33カ国をカバーしている。

- \*アジア(韓国、中国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、インド)
- \*オセアニア (オーストラリア、ニュージーランド)
- \*北米 (米国、カナダ)
- \*中南米(ベネズエラ、ボリビア、ブラジル、メキシコ、 コロンビア)
- \*欧州 (EU、英国、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア、ギリシャ、

スペイン、ポルトガル、スウェーデン)

\*東欧・独立国家共同体 (チェコ、ポーランド、ロシア)

統計資料 (組織率、ストライキ統計)

# 『労働総研クォータリー』通信用紙

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送・Eメールいずれでも結構です。

# 《送り先》労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403 電話03(3940)0523

FAX03(5567)2968

E-mail: rodo-soken@nifty.ne.jp

お名まえ	所	属	連絡先
* 1 *	4		
)			
		1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
			er er er er er

米英軍によるイラク戦争開始1周年にあたる3月20日、無法な侵略戦争と侵略の口実が破綻し、孤立を深めるなかで、世界各国でイラク戦争反対の国際共同行動が展開されました。本号の特集「戦争と平和、労働者・国民生活」はそうした息吹を反映しています。巻頭のロング・インタビュー「坂本弁護士に聞く"せめぎ合い"の渦中で、どこに"光"を見出すか」は、問題の深い解明と同時に、たたかいの展望に確信をあたえる気迫のこもったインタビューです。経済の「軍事化」を分析した論文とともに、国際国内動向で取り上げられている、戦争開始1周年3.20国際反戦平和統一行動、イラク戦争と米国大統領選挙の行方も併せてご一読ください。 (N. F)

季刊 労働総研クォータリー No.54 (2004年春季号) 2004年4月1日発行

編集·発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川 3-3-1 TEL 03 (3940) 0523

ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968

http://www.yuiyuidori.net/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

# 

#### The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

#### RODO SOKEN NO. 54 Spring Issue

#### Contents

#### Special Articles: War and Peace, Lives of Workers and the People

- \* Interview with Osamu SAKAMOTO, :
  - "Where Should We Find Prospects in the Middle of the Confrontation?"
- \* Ongoing "Militarization" of the Economy and Its Effect on Workers and the People

Nobuhiro FUJIYOSHI

#### Information at Home and Abroad

- \* Millions of People Roused to Action Worldwide Saying No to the U.S. and U.K. -led Invasion of Iraq and Calling for the Withdrawal of Foreign Tadao MIYAMAE
- \* Iraq and the U.S. Presidential Election

Norio OKADA

\* Opening of the Industrial Accident Insurance and Job-Search Services to the Private Sector Will Retrograde the Rights of Workers

Yoichi KONISHI

#### Book Review:

- \* "Statistics in Society: The Arithmetic of Politics," by Daniel Dorling and Stephen Simpson
- \* "White-collar Sweatshop, " by Jill Andresky Fraser

Seiichi KANEZAWA

Koji TAMURA

#### Introduction of New Publications:

\* "The International Women's Day Growing Like a Mighty River," by Setsu ITOH

Kazuko KAWAGUCHI

\* "Ikebukuro North Exit Craftsman College,"
by Tokyo Architectural College Editorial Committee

Taku IMAI

\* "View on the Japanese Constitution of the People, by the People, and for the People, "

by Kazushige KAWAI

Yoichi AIZAWA

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.54 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)